

後植民地管理者ハ隣接土地所有者ニ對シ通告狀ヲ交付シ證人ノ面前ニ於テ九十日ノ期間内ニ隣接地主各自カ擔當スヘキ界壁ノ部分ヲ築クヘキコトヲ命スヘシ

前記ノ期間ヲ經過シ尙通告ヲ遵守セサルトキハ第一ノ土地所有者ハ違反者ノ負擔ヲ以テ界壁ヲ完成スルコトヲ得

右費用ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ違反者ヨリ取立ツヘキモノトス

第一項 犯則者カ正地券ヲ所有セサル場合ニ於テハ同人ノ勘定ニ算入セラレタル債務ヲ豫メ辨濟スルニ非ラサレハ正地券ノ交付ヲ受クコトヲ得ス

第二項 界壁ヲ設ケサル間ハ犯則者ハ假令隣人ニ屬スル動物カ開放又ハ閉鎖不完全ノ地點ヲ通過シ自己ノ土地内ニ侵入スルト雖告訴又ハ賠償要求ノ權利ヲ有セサルモノトス

第二百一十一條

植民ハ其ノ所有動物ヲ放置スルコトヲ得ス、之等動物カ隣人ニ害ヲ及ホシタルトキハ賠償ノ責任ス

浮浪動物ハ植民地管理者ニ於テ收容保管ス、所有主ハ豫メ一頭ニ付十「ミルレース」ノ罰金及之ニ要セル費用ヲ支拂フニ非スンハ該動物ヲ收容地ヨリ取戻スコトヲ得ス

第二百二十二條

土地所有者カ自己ノ土地ニ於テ他人ノ動物ヲ發見シタルトキハ監視官吏ノ不在ノ場合ニ於テハ右ノ事實ヲ立證シ之等ノ動物ヲ其ノ目的ノ爲ニ造ラレタル留置場ニ收容スルコトヲ得、且植民地管理者ニ之ヲ通知スヘシ、該管理者ハ自宅ノ門前ニ於テ動物抑留ノ公告ヲ爲シ動物ノ外貌特徵ヲ記載スヘシ、該動物ハ前條ニ基キ所有主ニ返還セラル、即チ罰金ヲ科セラレ動物ノ與ヘタル損害ハ所有主其ノ賠償ノ責ニ任ス

第一項 三日ノ期間内ニ於テ所有主カ前條ニ基キ留置場ニ收容セラレタル動物ヲ請求セサルトキハ之ヲ競賣ニ付シテ其ノ金額ハ州金庫ニ歸屬スヘシ

第二項 動物ノ所有者カ留置場ヨリ之ヲ強奪シタルトキハ其ノ犯則行爲ニ對シ法律ノ定ムル所ニ從ヒ處罰スルノミナラス尙百「ミルレース」ノ罰金ニ處ス

第三項 罰金ハ動物ヲ留置場ニ收容シタル事實ニ基キ科スルモノニ非スシテ單ニ其ノ犯則行爲カ立證セラレルヲ以テ足ルモノトス

第四項 他人ノ土地ニ於テ遊歩スル動物カ良ク閉鎖セラレタル牧場ヨリ偶然逃走シタルモノナル場合ニ其ノ所有主カ他人ノ耕作カ蒙リタル損害ヲ賠償スルニ於テハ罰金ヲ免セラルヘシ其ノ損



害見積ハ植民地管理者ニ於テ之ヲ爲ス

第二百二十三條

動物特ニ豚及仔山羊ノ所有主ニシテ之等ノ動物ヲ良ク閉鎖セス隣接地ニ逃逸スルコトヲ制セサル者ハ第三回以後ノ犯則行爲ノ際假令前記動物カ競賣ニ付セララルトモ之ニ對シ何等抗議ヲ爲スノ權利ヲ有セス

右賣上金ハ動物ヲ捕獲シタル場合ニ要セル費用ヲ差引キタル上損害ヲ蒙リタル土地所有者ニ對スル賠償ニ充テラルヘキモノトス

第二百二十四條

植民部落ノ總テノ植民ハ自己及家族ニ種痘ヲ爲シ其他植民部落ニ於ケル警察及衛生ニ關スル管理者ノ有ラユル規則命令ヲ遵守スルノ義務ヲ有ス

第二百二十五條

商店ノ設置ハ植民部落内ニ於テノミ之ヲ許可ス、但シ「アルコール」飲料ハ植民地内ニ於テ賣捌クコトヲ得サルモノトス

第二百二十六條

部落内ニ存在スル水ハ共同使用ニ供セラルルモノニシテ植民ハ自己ノ地區ニ存在スル瀑流ヲ工業用ニ利用スルコトヲ得ルモノトス但シ水ヲ其ノ常態ニ於テ元ノ河床ニ復歸セシメ以テ住民ノ灌漑又ハ其ノ他ノ使用並下流ニ在ル土地所有主ノ權利等ヲ侵害セサルコトヲ要ス

第二百二十七條

農務局ハ本規則ヲ伊太利語、佛蘭西語、英語及獨逸語ニ翻譯セシムルコトヲ得、而シテ當國及歐羅巴特ニ移民收容所内及植民部落ニ於ケル定住植民又ハ最近着植民間ニ普ク配布スヘシ、前記最近着各植民ニ對シ自國語又ハ最モ良ク了解スル國語ニ翻譯セル冊子ヲ交付スヘシ

第二百二十八條

移民收容所ニ於テハ又殘存地區ヲ有スル植民地ノ地圖ヲ揭示スヘシ

第九章 土人植民地

第二百二十九條

土人部落ハ本規則ノ條件ヲ適用シ土人植民地ト變更セララルヘシ



第三百十條

政府ハ地方土地調査委員又ハ州ノ技師ヲシテ土人部落ノ存在スル地方ニ於テ之ニ附屬スル土地ヲ測定シ之ヲ二十五「エクタール」以下ノ地區ニ區分セシムルコトヲ得、此ノ測定ニハ千九百九年十二月三日附官令第二六八〇號ヲ以テ公布セラレタル規則並千八百九十年五月三十一日附官令第四五一號（ロ）ニ於テ規定セラレタル規則ヲ適用スヘシ

第三百十一條

土地測定後政府ノ承認ヲ經タルトキハ地區ヲ占有スル開化セル土人又ハ土人ノ家族ニ對シ各右ノ地區ヲ無償讓與シ農務長官ノ署名セル地券ヲ交付スヘシ（千八百九十六年九月三十日附法律第一七三號第四條）

第三百十二條

開化セル伯刺西爾人又ハ外國人ニ依テ占有セラレ第三百十條ニ基キ測定セラレタル地區ハ之等ノ者ニ對シ法定最低價格ヲ以テ讓與セラルヘク其ノ價格ハ即時拂又ハ十年割賦拂ヲ以テ支拂ハルルモノニシテ第一ノ場合ニ於テハ植民ハ正地券ヲ受領シ、第二ノ場合ニ於テハ農業土地植民局長ノ署名セル賣却證明書ヲ受クヘシ

第三百十三條

前條ノ地區ニシテ其ノ占有者カ土地測定ノ承認セラレタル日ヨリ一年以内ニ其ノ地區ノ購買ヲ實行セサルトキハ其ノ地區ハ千九百九年十二月三日附規則第三章ニ基キ競賣ニ付セラルヘシ

第三百十四條

放棄セラレタル地區モ同様ノ方法ヲ以テ拂ヒ下ケラルヘシ

第三百十五條

政府カ適當ト認メタルトキハ前記二箇條ニ記載セル未占有ノ地區ニ於テ本規則第二章ノ條件ニ基キ植民ヲ行フコトヲ得

第三百十六條

植民地ニ收容セラレンコトヲ希望スル土人ニ對シ適宜讓與スルノ目的ヲ以テ充分ナル荒蕪地區數ヲ備置クヘシ

第三百十七條

開化セル土人ノ兒童ヲ教育スル爲政府ハ國民教育ニ關スル現行法律及規則ニ基キ初等學校ヲ設クヘシ



第三百二十八條

土人部落住民又ハ如何ナル植民ニ對シテモ本規則第五十一條第三項及第七十三條記載以外ノ補助ヲ附與セサルモノトス、唯未タ教化セラレサル土人ニ對シテハ彼等ヲ植民地ニ完全ニ收容スルコトヲ得ル迄農務長官ノ認可ニ依リ衣服、食物其ノ他贈物ヲ施與スルコトヲ得

第三百二十九條

植民地ノ行政ハ適才トシテ定評アル監督者ヲ選ヒテ之ニ一任ス、監督者ハ傳道師タルヲ妨ケス

第四百十條

農業土地交通長官ノ任命シタル監督者ノ職務左ノ如シ

第一項 附近ノ林野ニ漂浪スル土人ヲ植民地ニ誘引スル様努力スヘシ之カ爲ニハ懇切ナル勸誘手段ヲ用ヒ豫メ政府ヨリ請ヒ受ケタル贈物ヲ彼等ニ提供シ或ハ宗教上ノ要旨及初等文字ヲ以テ彼等ヲ教育シ漸次手職又ハ耕作ヲ爲サシムヘシ而シテ特ニ土人兒童ニ親近シ之ニ初等教育及精神教育ヲ施スヘシ

第二項 農務長官ノ認許ヲ豫メ得タル後植民地ノ一般利益トナルヘキ業務ニ關シ文明生活ニ對スル適應程度ノ如何ニ依リ土人(及必要ノ場合ハ他ノ植民)ヲ賃銀拂ヲ以テ使用スルコト

之等ノ賃銀仕事ヲ爲ス植民ニ對シテハ其ノ耕作ニ從事セシメンカ爲一週間ノ内四日間以内ノ自由ヲ與フヘシ

第三項 三箇月毎ニ植民地事業ニ支出セラレタル費用ノ勘定書ヲ農務長官ニ提出スルコト

第四項 植民地ヨリ隣村部落ニ通スル道路及植民地ノ財産建築物ヲ維持スルコト

第五項 植民地ノ安寧秩序ヲ維持シ司法官廳ニ對シテ要求ヲ爲シ又ハ之カ爲代理人ヲ選任シ若ハ當該官憲ニ對シ必要ナル處置ヲ求ムルコト

第六項 土人ノ代理者トナリ彼等ノ名ニ於テ司法官廳又ハ其ノ他ノ官憲ニ對シ要求ヲ爲シ若ハ之カ爲ニ代理人ヲ任命スルコト

第七項 土人ニ對シテ暴力又ハ惡辣手段ノ使用ヲ避クルコト、但シ當方ヨリ挑マサル襲撃ニ對シ正當防衛ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス、之ニ對シ警察官憲ノ干涉ヲ請フヘシ

第八項 毎年一月十五日迄及七月十五日迄毎半年間ニ於ケル植民地ノ有ラユル出來事ノ詳細ナル報告ヲ農務局ニ提出スルコト、此ノ報告書ニハ植民ノ氏名、家族人員、植民地ニ定住セル期日從事シツアル勞働ニ關スル詳細ナル一覽表及支出シタル總額並次半年期ニ於ケル必要ナル費用ノ豫算表ヲ添附スヘシ



第九項 本規則第五章ニ規定セル農事試験場ヲ自己ノ地區内ニ於テ維持スルコト

第四百十一條

二個又ハ其レ以上ノ植民地カ近接セルトキ竝教育ノ便宜上必要ト認メラレタルトキハ同一監督者ノ管理ヲ受クルコトヲ得

第四百十二條

政府ハ蠻人種族ノ出入スル場所ニ於テ本規則ノ此ノ部分ニ於テ規定セラレタルト同一様式ノ新植民地ヲ設クルコトヲ得

第四百十三條

新設セラレタル各植民地ハ當該監督者又ハ最寄植民地ノ監督者ニ隸屬セル副監督ニ於テ之ヲ管理ス

第四百十四條

新植民地ノ監督者ハ第四百十條ニ於テ規定セル職務ノ外左ノ職責ヲ有ス

第一項 土人ニ對スル初等教育ヲ直接監督スルコト

第二項 農務省ノ認許ニヨリ禮拜堂、學校、植民地行政廳ニ充ツヘキ營造物ヲ建設セシムルコト

第三項 部落ヲ形成スル土人ニ對シ地區ヲ分配シ業務ヲ指導シ必要ナル器具ヲ供給スルコト

第四項 土人ニ對シ機械ニ關スル技術ヲ教示スル爲工場ヲ設置スルコト

第四百十五條

政府ハ土人部落ニ於テ植民地ヲ設クルコトヲ不適當ナリト認メタルトキハ右部落ノ土人ヲ現存土人植民地ニ併合スルコトヲ得

第四百十六條

本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ實施ス本規則ニ違反スル規則ハ凡テ廢止ス  
千九百十一年十二月三十日「ベイロ・オリゾンテ」ニ於テ

農工土地交通省

ジュゼ ゴンサルヴェス デ ソトザ

(正地券様式)

伯刺西爾合衆共和國

「ミナス・ゼライス」州

植民地.....



前記植民地ニ於ケル地區第……條ノ正地券  
 農工土地交通長官ハ植民某ニ對シ……植民地ニ於ケル……平方「メートル」ノ面積ヲ有スル地  
 區第……號ノ正地券ヲ交付ス右植民ハ該地券ヲ得ル爲州ヨリ借受ケタル負債ヲ償却シタルモノ  
 ナルヲ證ス但シ植民ハ共和國及當州ノ法律規則竝千九百……年……月……日附官令第……號ニ  
 依テ公布セラレタル規則ニ明示セル條件ノ拘束ヲ受ク  
 千九百……年……月……日 「ベイロ・オリゾンテ」市ニ於テ

農工土地交通省

(假地券様式)

伯刺西爾合衆共和國

「ミナス・ゼライス州」

植民地……

前記植民地ニ於ケル地區第……號假地券

地區ノ指定

本書ニヨリ……郡ニ於テ建設セラレタル植民地ニ於テ……平方「メートル」ノ面積ヲ有スル第  
 ……號地區ハ何某ノ占有タルコトヲ認定ス此ノ地區ハ實地耕作及日常居住ヲ爲シ且同地區購買

ニ關スル左ノ義務ヲ履行スルノ條件ノ下ニ植民ノ自己ノ領有地トシテ獲得スヘキモノナリ

(一) 購買者カ測定ノ上、間口及奥行ニ於テ區劃セラレタル地區ヲ受ケタルトキハ境界標ヲ保  
 有スヘシ而シテ火災又ハ其ノ他ノ變災ニ依テ破壊セラレタル境界標ヲ他ノモノト取換ヘ又ハ  
 移轉スルコトヲ得ス

之等ノ境界標カ喪失シ又ハ移轉セラレタルトキハ新ニ測定區劃ヲ爲ス場合之ニ要スル費用ハ  
 第一ノ場合ニ於テハ境界標カ數多ノ隣接者ニ共通ナルトキ當該隣接者ノ負擔トシ第二ノ場合  
 ニ於テハ標識ノ移轉ニ依テ利スル土地購買者ノ負擔トス

(二) 地區カ指定セラレタル後六箇月間ニ三「エクター」以上ノ面積ニ植付ヲ爲シ自己及家族  
 ノ定住ノ爲少クトモ五十四平方「メートル」ヲ有スル家屋ヲ建築スヘシ(地區カ本契約ニ依テ  
 讓與セラレル場合)

右義務ヲ履行セサルトキハ自己ノ設ケタル所屬物及既ニ納付セル割賦支拂金ヲ失フモノトス  
 但シ單ニ不可抗力ノ場合及長期ノ病氣カ立證セラレタル場合ヲ除ク、此ノ例外ノ場合ニ於テ  
 購買者ハ二箇月乃至六箇月ノ猶豫ヲ受ク

(三) 購買者ハ現行規則ノ適用ヲ受クヘキ凡テノ條項及當國竝當州ノ一般法律及前記規則例外



ノ場合ニ於テ居住地自治團體ノ法令ヲ遵守スヘシ

(四) 購買者ハ地區ノ全額並州ヨリノ負債ヲ全部支拂ヒ且自己又ハ自己ノ信任者カ地區ニ於テ少クトモ一年常住シ實際耕作ニ從事シタルコトヲ證明シタル後指定地區ノ正地券ヲ得ルモノトス

(五) 地區ノ奥行區劃ニ於テ地區持主及隣接者ハ通路ヲ開鑿スヘシ而シテ其ノ維持ハ彼等ノ負擔ニシテ毎年刈取掃除ヲ爲スヘク而シテ前記ノ通り當該境界標ヲ保持スヘシ

(六) 地區ノ價格ハ一平方「メートル」ニ付……「ミルレース」ニシテ當該規則ニ從ヒ購買者ニ於テ之ヲ支拂フヘク而シテ右規則ハ其ノ有ラユル點ニ於テ遵守セララルヘキモノトス

購買者カ地區ノ價格並州ヨリノ負債ヲ全部支拂ハサル間該地區ハ前記支拂並道路ノ維持ニ關スル規則又ハ適用ヲ受クヘキ他ノ法規ニ違反シタル罰金ニ對スル擔保トセララルヘシ

(七) 讓與セララルヘキ地區ニ對スル權利ハ前記ノ義務特ニ實地耕作、定住、道路ノ保存等ノ義務ヲ履行シ得ヘキ必要ナル能力ヲ有スル子孫及相續者ハ之ヲ享有シ得ルモノトス

植民地管理者ノ報告ニ基キ農務局長カ豫メ認可ヲ與フルニ非サレハ右權利ヲ賣却又ハ其ノ他ノ方法ニヨリ讓渡スルコトヲ得ス

千九百……年……月……日 「ペイロ・オリゾンテ」ニ於テ

農業土地植民局



五、「ミナス・ゼライス」土地法(州令第四千四百九十六號)

### 土地法

「ミナス・ゼライス」州大統領ハ憲法第五十七條ニ依リ附與セラレタル權能ニ基キ農務長官ニ依テ署名セラレタル改正州土地規則ヲ裁可セリ  
千九百十六年一月五日「ペイロ・オリゾンテ」ニ在ル

「ミナス」州大統領政廳ニ於テ

デルフィン    モライラ    ダ    コスタ    リペーロ  
ラウロ    ソアレス    デ    モーラ



## 土地法

### 第一章 官有空地

#### 第一條

官有空地ハ

- 第一、正地券ニ依リテ特定人ノ所有ニ歸セサル土地
- 第二、聯邦、州或ハ市町村ノ使用ニ委セラレサル土地
- 第三、正式ニ占有セラレタル土地ト雖之カ占有者カ前法規ノ期間ニ於テ領收ノ手續義務ヲ履行セサルモノ

#### 第二條

正地券ハ之ヲ以テ土地所有權ノ移轉ヲ爲シ得ルモノトス

#### 第三條

賣買又ハ贈與ニ關スル個人ノ證書ハ不動産ヲ適法ニ讓渡スル場合ニ於テ正式證書ト看做サル、但シ千八百五十四年一月三十日附州令第一三二一八號ノ公布前ニ當該課税ノ支拂ヲ立證スルコトヲ要ス

#### 第四條

官有空地ハ政府ノ任命セル技術者ニ依テ測定、區劃及記録ヲ了シタル後公用ノ目的ニ充テラレ又ハ本規則ニ基キ讓渡又ハ貸付ヲ爲サンカ爲小地區ニ區分セラル

#### 第五條

官有空地ノ保留セラルルハ

- 一、都邑及植民地ノ建設、道路ノ開通其ノ他ノ施設ノ爲及聯邦、州、市町村等ノ公ノ建設物等ノ敷地ノ爲ニ必要ナル土地
- 二、山岳ノ上方三分ノ一以上ニ位スル森林並州ノ保存林ヲ形成スル爲ニ必要ナル土地

### 第二章 土地、植民區域

#### 第六條

官有地ノ區劃、測定、記録ノ爲ニ州ハ四區域ニ區分セラル而シテ之等ノ各區域ニ於テ部長タル技師一名測量官二名及書記一名ヨリ成ル調査部ヲ設置ス

第一項 技師ハ官立大學又ハ政府ノ認メタル私立大學出身者ヨリ州統領之ヲ任命ス



第二項 測量官及書記ハ農務長官ニ依テ任命セラル

第三項 測量官ノ地位ハ有資格ノ技師、測量者又ハ農學者ヲ以テ之ニ充ツ之等ノモノ缺乏シタルトキハ臨時適當ナル實務家ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第七條

之等ノ官吏ハ何時タリトモ自由ニ免職セラレ又ハ政府ノ都合ニヨリ或區域ヨリ他ノ區域ニ轉セラ

第八條

任命セラレタル技師ハ農務省ニ於テ豫メ自己ノ官職ヲ登録スルニ非サレハ就任スルコトヲ得ス

第九條

職員ノ年俸ハ次ノ如シ

技師六「コント」

測量官二「コント」六百「ミルレース」

書記一「コント」八百「ミルレース」

俸給ハ毎月第十一條第十ノ報告提出後支給セラルヘシ

第十條

各區域ノ官吏ニシテ土地測定又ハ區劃以外ノ事務ニテ當該區域ノ外ニ旅行ヲ爲シタルトキハ農務省規則ニ基キ日當ヲ受クヘシ

第十一條

技師ハ本規則ニ明示セラレタル義務ノ外左記ノ職責ヲ有ス

第一、自己ノ區域ニ於テ凡テノ土地事務ヲ監督スルコト

第二、土地維持ニ關シ適當ナル處置ヲ講スルコト

第三、測量官ノ事務ヲ檢閲シ之ニ對シ測量官ト責任ヲ共ニスルコト

第四、自己ノ直屬セル農務局ヲ經テ農務省ト通信ヲ交スコト

第五、事業ノ必要ニ應ジ日傭人ヲ雇入ルルコト、但シ各組ニ對シ五名ヲ超ユルコトヲ得ス

第六、要求ニ應ジ報告、説明ヲ提出スルコト

第七、自己ノ保管ニ任セラレタル器械、器具ヲ保存シ而シテ自己ノ不注意ニヨリ喪失シタル場合

ハ右器物ノ價格ニ對シ責任ヲ負フコト

第八、隨時並農務省ノ各局長ヨリ命令アリタルトキハ州ノ農、工、商業ニ關スル調査ヲ爲シ且農



務省ト自己區域ノ農工業者トノ連絡ニ協力スヘシ

第九、自己ノ業務執行ニ當リ必要ナル助力ヲ官衙ニ請求スルコト

第十、毎月末ニ於テ業務進捗ニ關スル報告書ヲ農務省ニ送付スルコト且毎年最初ノ二箇月内ニ於テ過去一年間ニ於ケル有ラユル施設事業ノ詳細ナル年報ヲ同省ニ提出スルコト

第十一、官員並雇傭人員ノ月報ヲ送付スルコト

第十二、轉任スルトキハ總テノ器具、材料及書類ノ目錄ヲ作成シテ之ヲ後任者ニ與フルコト

#### 第十二條

測量官ノ職責ハ

第一、技師ニヨリテ指定セラレタル業務ヲ執行スルコト

第二、農務長官ノ命令ニヨリテ技師ヲ代理スルコト

#### 第十三條

書記ノ職責ハ

第一、區域ニ於ケル總テノ文書ヲ司ルコト

第二、記録ヲ作製シ整理シ置クコト

#### 第十四條

官有地ノ測定區劃事務ニ關スル有ラユル經費ハ州ノ負擔トス

#### 第十五條

毎六月ノ終ニ於テ農務省ハ支出セラレタル經費ト之ニ該當スル測定區劃事業ヲ對照シテ相合致シ居ルヤ否ヲ調査スヘシ而シテ右事實カ農務省ノ承認ヲ經ルトキハ農務長官ハ技師長ニ對シ測定面積ニ應シテ賞金ヲ支給スヘシ、其ノ歩合ハ一年ニ「コント」ヲ超過シ得サルモノトス若シ前記事實カ農務省ニ依リ承認セラレサル場合ハ過失ノ輕重ニ從ヒ規則ニ定ムル罰金ニ處セララルヘシ

#### 第十六條

土地區域ハ次ノ如シ

##### 第一區域 (役所々在地「リオ・カスカ」)

「アバイター」、「アブリ・カンボ」、「アルヴィノボリス」、「アルト・リオ・ドーセ」、「アントニオ・ディアス・アバイショ」、「バンブイ」、「バルバセナ」、「ベロ・オリゾンテ」、「ボシ・デスバツショ」、「ボン・フィン」、「ボン・スセツソ」、「カイター」、「カタグアーゼス」、「カンボ・ベロ」、「コンターヂン」、「デイヴィノボリス」、「ドーリス・ド・インダヤー」、「エントレ・リオス」、「フォルミーガ」、「グア



ラニー、「グァララー」、「イタベセリカ」、「イタウナ」、「ジョン・ピンニエロ」、「ジョイズ・デ・  
 フォーラ」、「ラゴア・ドローラーダ」、「ラヴラス」、「リオボルヂナ」、「リマ・ドアルチ」、「マアル・  
 デ・イスバニア」、「マリアンナ」、「メルセース」、「オリヴェイラ」、「オーロ・プレート」、「バラー」、  
 「バルミラ」、「バラオペバ」、「バッサ・テンポ」、「ペクイ」、「ペルドイス」、「ビランガ」、「ピタンダ  
 イ」、「ボンバ」、「ビウミー」、「ブラドス・ケルース」、「リオ・ブランコ」、「リオ・カスカ」、「リオ・エ  
 スベラ」、「リオ・ノヴァ」、「リオ・プレート」、「リオ・ビラシカバ」、「サバラー」、「サンタ・バルバ  
 ラ」、「サンタ・ルジア・ドリオ・ダス・ヴエーリアス」、「サンタ・キテリア」、「サント・アントニ  
 オ・ド・モンテイ」、「サン・ドミンゴス・ド・ブラタ」、「サン・ジョン・デルレイ」、「サン・ジョン・ネ  
 ポムセノ」、「サン・ジョン・エヴァンゼリスタ」、「サン・ジョゼ・ダレン・バライバ」、「セーテ・ラゴ  
 ーアス」、「チラデンテス」、「ウバー」、「ヴィラ・ネポムセノ」、「ヴィラ・レゼンデ・コスタ」、「ヴィ  
 ラ・ノヴァ・デ・リマ」、「ヴィソザ」

第二區域 (役所所在地 「フイゲイラ」)

「カラチンガ」、「クルヴェロ」、「コンセイソン」、「ディアマンチナ」、「イタビラ・ド・マト・デン  
 トロ」、「マニエワッス」、「ペサンニア」、「バルマ」、「ビラポラー」、「リオ・ジョゼ・ペイドロ」、「セッ

ロ」、「サン・ミゲル・デ・グァニアイス」、「サンタナ・ドス・フェッロス」、「サン・マノエル・ド・ム  
 ツン」、「サン・マノエル」、「サン・パウロ・ド・ムリアーエ」、「サンタ・ルーヂア・ド・カラランゴ  
 ラ」

第三區域 (役所所在地 「テオフィロ・オトニ」)

「アラスワイ」、「ボア・ヴィスタ・ド・トレメダル」、「ボカユヴァ」、「カペリニア」、「フォルタレ  
 ザ」、「グラン・モゴル」、「インコンフィデンシア」、「ジャヌアリア」、「ミナス・ノヴァス」、「モンテ  
 ス・クラロス」、「リオ・バルデ」、「サリナス」、「サン・フランシスコ」、「サン・ミゲル・デ・ゼキチニ  
 ーニャ」、「ヴィラ・ブラジリヤ」及「サン・ジョン・バティスタ」

第四區域 (役所所在地 「ウベラバ」)

「アバディア・ド・ボン・セッソ」、「アグアス・ヴィルツォーザス」、「アルフェーナス」、「アラグア  
 リー」、「アラシャー」、「アルセブルゴ」、「アコロオカ」、「バイペンデイ」、「カボ・ヴェルデ」、「カ  
 ルダス」、「カンブイ」、「カンブキラ」、「カンバニア」、「カンペストリ」、「カンポス・ジェライ  
 ス」、「カラコール」、「カルモ・ド・バルナイバ」、「カルモ・ドリオ・クラロ」、「カッシャンブ」、  
 「クリスチナ」、「コンセイソン・ドリオ・ヴェルデ」、「コンキスタ」、「ドーリス・ダ・ボア・エスベ



ランサ」、「エロイ・メンデス」、「エストレラ・ド・スル」、「フルタール」、「グアラネシア」、「グァ  
 シュペー」、「イタジュバー」、「ジャクイ」、「ジャクチンガ」、「ジャグアライ」、「マリア・ダ・  
 フェ」、「モンテ・アレグレ」、「モンテ・カルメロ」、「モンテ・サント」、「ムザンビイニオ」、「オー  
 ロ・フィノ」、「バラグアス」、「バッサ・クアトロ」、「バラカッ」、「バライゾポリス」、「バッサス」、  
 「バアトス」、「バトロシニオ」、「ペイドロ・ブランカ」、「ポソス・デ・カルダス」、「ポオゾ・アル  
 ト」、「ポオゾ・アレグレ」、「ブラタ」、「サクラメント」、「サンタ・リタ・ダ・エストレマ」、「サン  
 タ・リタ・デ・カッシャ」、「サンタ・リタ・ド・サブカイ」、「サン・ジヨゼ・ドス・ポテリオス」、「サン  
 ト・アントニオ・ド・マッシャード」、「サン・ゴタールド」、「サン・ゴンサロ・ド・サブカイ」、「サ  
 ン・セバスチアン・ド・バライズ」、「シルヴィアノポリス」、「シルヴェストレ・フェラス」、「トレ  
 ス・コラソンイス」、「トレス・ボンタス」、「ツルヴオ」、「ウベラビイニア」、「ヴァルジニア」、  
 「ヴィラ・ブラス」、「ヴィラ・ゴメス」、「ヴィラ・ノヴァ・デ・レゼンデ」、「ヴィラ・プラチナ」及「ヴィ  
 ルジーニア」

第十七條

農務長官ハ行政ノ都合上必要ト認メタルトキハ區域役所ノ所在地ヲ變更シ又ハ町村ヲ他ノ區域内

ニ編入スルコトヲ得

第三章 測量

第十八條

技師ハ少クモ十五日前ニ土地測定ヲ公示スヘシ而シテ隣接又ハ突入セル土地ノ所有主ヲ召集シ  
 彼等ヲシテ其ノ土地領有者タルコトヲ立證セシメ又ハ請願等ノ必要ナル手續ヲ爲サシムヘシ  
 (補則) 提出セラレタル書類ニ對シテ技師ハ右書類ノ内容ヲ略記セル領收書ヲ與フヘシ

第十九條

書類ハ技師ニ依テ調査セラレ而シテ技師ハ必要ナル場合ニハ仲裁者ト協力シテ紛議ヲ解決シタル  
 後測量事務ヲ開始スヘシ

第二十條

土地測量ノ行ハルルトキ之ニ依テ損害ヲ蒙ルヘキコトヲ認メタル者ハ短小期間内ニ技師ニ對シ抗  
 議ヲ爲スコトヲ得

第二十一條

利害關係者ノ抗議ハ其ノ理由ノ如何ニ係ハラス技師ノ測量ヲ妨クルコトヲ得ス、但シ利害關係者



ハ裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十二條

所有主間ノ司法上ニ於ケル論争ハ本規則執行ヲ妨ケ得サルモノトス

第二十三條

土地ノ明細ナル地圖ヲ作成スヘシ、其ノ土地ニ關シテ保留セラルヘキ面積ヲ示スヘシ、而シテ保留地ヲ控除シタル殘餘ハ小地區ニ區分セラルヘシ

〔補則〕 面積不同タルヲ得ル地區ノ設定ニ於テ技師ハ土地ノ高低、性質、狀態等ヲ顧慮スヘシ而シテ尙適宜開發セラルヘキ自治的小區域地ノ形成ニ留意スヘシ

第二十四條

農業地區ハ二十五「エクタール」以上五百「エクタール」以下タルヘク而シテ牧場地區ハ最小五十「エクタール」最大四百頭ノ牛ヲ收容シ得ル面積タルヘシ

第二十五條

土地ノ測量及區劃ニ於テハ次ノ規則ヲ遵守スヘシ

(一) 成ルヘク高地點ニ於テ容易ニ破壞スルヲ得サル石材ノ標識ヲ使用スヘシ

(二) 標識ヲ設置スル前ニ堀穴内ニ硝子、炭其ノ他不變物質ノ細片ヲ埋メ置クヘシ、斯クシテ標識ノ喪失セラレタル場合ニ其ノ再築ヲ容易ナラシム

(三) 原野ニ於テ石材ノ存在セサルトキハ木材標識ノ周圍ニ土砂ヲ築キ上ケ標識ヨリ一米半ノ間隔ニ於テ幅及長サ五十糎深サ三十糎ノ溝渠ヲ開鑿シ以テ標識地點ヲ表明スヘシ

(四) 地圖ハ磁石ノ外計度器ニ依テ測定セラルヘシ

(五) 地圖ハ地點ノ子午線上ヲ基礎トシテ測定セラレ而シテ地圖ニ於テ磁石ノ傾斜ヲ明カニスヘシ

(六) 將來調査ノ際立證基點タルヘキ場所以外ニ他ノ地所ニ於テ正確ナル固定地點ニ連接スヘキ地點ヲ選ヒ特別ノ標識ヲ設クヘシ、是ノ如クニシテ前記地點ヲ基點ト爲シ作製セラレタル地圖ハ一般總地圖ニ合セラルルモノナリ

(七) 地圖ニ記載セラルヘキモノハ

イ、測量各基點ノ對照高度及土地ノ大略高度並全面積及各地區ノ面積

ロ、建設物、其ノ他ノ施設並牆壁

ハ、鑛床、溫泉、石坑ノ位置



ニ、土地ヲ貫流スル主タル河川竝成ルヘク之等ノ川ノ最大旱魃ニ於ケル水量ヲ動力的價值ヲ以テ計算シテ表示スルコト

ホ、現存耕作、牧場、原野、山林、建設物及土地ヲ色別ヲ以テ表ハスコト

(八) 地圖ノ縮尺ハ測量セラレタル土地ノ大小ニ從ヒ五百分ノ一乃至五千分ノ一米タルコトヲ得、而シテ五基米平方以上ノ土地ニ於テハ一萬分ノ一ノ縮尺圖タルコトヲ得

(九) 地圖ニハ技師又ハ測量官カ署名ノ上證明シタル原野ノ事業ニ係ル帳簿及測量ノ記述書ヲ添附スヘシ、之等ノ書類ニハ次ノ事項ヲ記載スヘキモノトス

イ、道路及舊道路ヲ明示シ且新舊道路ニ關スル諸計數

ロ、丘岳、界壁、舊標識、河川、湖澤等

ハ、設置セラレタル新シキ標識及現存耕作竝之カ一年ニ於ケル生産

ニ、地質ノ構成及適應スヘキ耕作竝原野、山林ノ性質及面積

ホ、既ニ經營セラレ又ハ將來經營セラレ得ヘキ農業、牧畜、製造工業

ヘ、現存交通道路及敷設セラレントスル道路

ト、鐵道驛及乗船港ニ至ルマテノ距離及最寄都邑ノ商業上ノ價值

チ、測量シタル地帯ノ風土

リ、個人領有地ノ其ノ地方ニ於ケル平均價格及各地區ノ價格

ヌ、牧場地區ノ收容シ得ル畜類ノ頭數

ル、農業ニ使用セラルル労働者ノ既知數及若知リ得ルナラハ之等労働者ノ國籍

ヲ、農業及植民ノ定住ニ關シ採用セラルル方法(労働組合、報酬、土地ヲ地區ニ區分スルコト、賃仕事等)

ト、賃仕事等)

ワ、總テノ動産及不動産ノ評價及之等各個ノ明細價格

カ、測定土地ノ領有者在ルトキハ之カ氏名竝其ノ他必要ナル事項

ヨ、其ノ他土地ノ狀況及價值ヲ知ル爲ニ有益ナル有ラユル事項

(十) 地圖ハ之等ノ事業ニ對シ法定責任ヲ負フヘキ技師又ハ測量官ニ依テ署名セララルヘシ

第二十六條

境界ニハ能フ限り天然ノ地形、河川、丘岳、分水線等ヲ利用シ而シテ恒久且認識容易ナル地點ヲ連絡セシムヘシ

第二十七條



地區ノ測量セラレタル後其ノ土地ノ決定的地圖ヲ二通作成シ其ノ一通ヲ測量報告書ト共ニ農務局ニ發送シ他ノ一通ヲ區域役所ニ保存スヘシ

第二十八條

區域ノ技師ハ農務局ニ測量調書ヲ發送スル以前ニ二十日間如何ナル個人ノ請求ヲモ受付クル旨公示スルモノトス

第二十九條

區域役所ニ於テハ農務局ニ發送セラレタル調書ノ謄本ヲ保管スヘシ

第三十條

測量調書及當該地圖ハ農務局ノ調査ヲ經タル後農務長官ニ提示スヘシ

第四章 競 賣

第三十一條

土地ノ競賣ニ付テハ次ノ規則ニ遵フヘキモノトス

第一項 毎年九月末日迄、又ハ測量セラレタル土地多キトキハ何時ナリトモ、農務長官ハ九十日以前ニ地區ヲ競賣ニ付スヘキ場所及日時ヲ公告スヘク命令ヲ發スヘシ而シテ右公告ニハ面積、位

置、價格等ヲ記載シ且地圖及附屬書類ハ農務局及當該區域ノ役所ニ於テ閱覽ヲ得ルコトヲ明記スヘシ

第二項 之等ノ公告ハ官報並主要ナル新聞ニ於テ之ヲ爲シ且不動産所在地ノ地方役場ニ於テ揭示スヘシ

第三項 入札者ハ自己ノ入札ニ於テ封書ヲ用ヒ地區ヲ指定シ且一「エクタール」ニ對スル價格ヲ明記スヘシ

第四項 第三十二條ノ優先權ヲ有スル入札者ハ公告ノ最初ノ六十日間内ニ於テ必要ナル證明書ト共ニ入札申込ヲ爲スヘシ而シテ競賣以前ニ優先權ヲ有スルヤ否ヲ決定セララルモノトス

第五項 公告ニ於テ定メタル日ニ於テ農務局長、土地課長及農務長官ノ任命シタル一名ノ官吏ヨリ成ル委員會ニ依リ入札ハ開封セララルヘシ而シテ競賣ハ引續キ五日間行ハラルモノトス

第六項 同一購買者ニ賣却セララルヘキ土地ノ最大限ハ農業地五百「エクタール」、牧場地四千「エクタール」、及都邑又ハ區域役所ノ周圍六基米ノ地帯ニ於テ五十「エクタール」トス

第七項 各地區ノ價格ハ入札者ノ住宅ヨリ首府ニ至ル距離ヲ斟酌シテ定メラレタル期間内ニ納入スヘシ



第八項 指定期間内ニ州ノ何レノ稅務署ニテモ全額ヲ納付シタル領收書ニ所要印紙ヲ貼附シ農務省ニ提出シタルトキハ地券ハ署名ノ上發送セラル

第三十二條

次ノ者ハ競賣ニ於テ假令其以上ノ入札者アル場合ト雖法定最小價格ヲ以テ購買ヲ爲スノ優先權ヲ有ス

第一 法定期間内ニ土地領有ノ手續ヲ履行セサリシ者

第二 適法ニ土地ヲ領有セスト雖土地ノ五分ノ一以上ヲ實際ニ於テ耕作シ而シテ其ノ土地ニ常住シ居ル旨ヲ立證シタル者

第三 第一百一條ニ基キ土地測量費用ヲ支拂ヒタル者

第四 隣接土地ノ所有主ニシテ自己ノ農業經營上申込ミタル土地面積ヲ必要トスルノ理由及之ヲ利用スルノ方法ヲ證明シタル者

第五 州立又ハ州ノ補助ヲ受クル農業講習所ニ於テ課程ヲ終了シタル者

第三十三條

入札ニ於テ落札セラレサル地區ハ農務長官カ適當ト認メタル場合ハ之ヲ更ニ入札ニ付スルコトヲ

得、此ノ場合ニハ最初ノ見積價格ヨリ二割五分ヲ減スルコトヲ得、或ハ又右地區ハ即時拂又ハ期間拂ノ請願者ニ賣却セラル若ハ右地區ハ小作貸付トナスコトヲ得

第五章 期間拂ノ賣却

第三十四條

地區カ落札者ヲ得サルトキハ右地區ヲ期間拂ヲ以テ購買セント欲スル者ニ對シ競賣ニ依ラスシテ賣却スルコトヲ得而シテ右ハ次ノ規則ニ依ルモノトス

第一項 右申込者ハ一地區以上ヲ購買スルコトヲ得ス

第二項 支拂ハ十年ノ年賦拂ヲ以テ爲サルヘシ而シテ第一回ノ支拂ハ購買ノ際之ヲ爲スヘシ

第三項 割賦支拂ノ通告書ハ農務局ニ於テ作成セラレ區域技師ニ發送セラルヘシ同技師ハ該當金額ヲ相當ノ期間内ニ州金庫ニ納付セシムル様處置ヲ取ルヘシ

第四項 支拂滿期迄ノ期間内ニ於テ割賦支拂ヲ履行セサルトキハ政府ハ違約金ヲ徵收シ且既納金ヲ沒取スルコトヲ得、又ハ割賦金全部ノ即時支拂ヲ命スルコトヲ得、但シ不可抗力ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五項 第一ノ場合ニ於テ遲滞セル割賦支拂額ハ千九百九年十月九日附州令第一四一五號ニ基キ



一割ノ罰金ト共ニ徴收セラル、之ニ對シテ必要ナル書類ハ大藏省ニ發送セラルヘシ  
第二ノ場合ニ於テ農務長官ニ依テ處罰セラレ罰金ヲ課セラレタルトキハ土地ニ於ケル施設物ノ賠償ヲ行フ爲ニ之カ評價ヲ友誼的又ハ裁判所ノ判斷ニヨリ取極ムヘシ

第六項 購買者ハ一年以内ニ自ラ地區内ニ定住スルノ義務ヲ有ス而シテ二年以内ニ地區カ耕作地ナルトキハ其ノ五分ノ一以上ヲ耕作スヘク若又牧場地域ナルトキハ其ノ面積ノ收容力ノ三分ノ一二相當スル畜類ノ頭數ヲ飼育スルノ義務ヲ有ス

第七項 十年ノ期間内ニ於テ其ノ何レノ時期ニ於テモ一年間地區ヲ放棄シタル場合ハ購買者ハ規則違反者トシテ處罰セラレ既納ノ割賦支拂額及有ラユル施設物ヲ沒收セラルモノトス而シテ耕作又ハ牧畜ヲ行ハサルトキハ同シク處罰セラレ既納ノ割賦支拂額ヲ沒收セラレ且罰金ニ處セラル、但シ施設物ニ對シテハ賠償ヲ受クルモノトス

第三十五條

購買者ニ對シ假地券發送セラルヘシ而シテ假地券ハ購買條件ヲ滿シタル後正地券ト交換セラルヘシ  
〔補則〕 假地券ノ裏面ニハ第三十四條各項及第九十條並其ノ但書ノ明文ヲ記載スルモノニシテ之等ハ相互契約條件トシテ承認セラレタルモノトス

第三十六條

假地券ニ關連スル權利ヲ第三者ニ讓渡スルニハ農務省ノ許可ヲ得ルヲ要ス死亡ノ場合ニハ該地券ヨリ生スル權利義務ハ其ノ相續者ニ移轉ス

第三十七條

賠償ヲ爲ス爲施設物ヲ評價スル際ハ農務局長又ハ區域技師監督ノ許ニ友誼的ニ之ヲ行フモノトス而シテ當事者ハ自己ノ承認シタル鑑定人ノ判斷ヲ承諾スル旨ヲ書類ニ署名スヘシ、右鑑定人ノ一名ハ前記利害關係者ニ依テ指名セラレ他ノ一名ハ監督官吏ニ依テ指名セラル、同官吏ハ異論ノ生シタル場合ニ第三鑑定人ヲ任命スヘシ

〔補則〕 前記評價ノ結了後ハ其ノ評價ハ當事者相互間ニ於テ司法上ノ有ラユル場合ニ效力ヲ有スルモノトス

第三十八條

裁判所カ評價ヲ爲ス場合ニ於テハ政府ハ其ノ代表者ヲシテ事件ヲ開陳ノ上財産所在地區域ノ裁判官ニ利害關係者ノ召喚ヲ請求シ裁判所ニ於テ評價上ノ裁判ヲ爲スモノトス、右裁判所ニ於テハ召喚ノ理由ヲ説明スヘシ而シテ他ノ一方ノ當事者ノ鑑定人ト共ニ施設物ノ價格ヲ定ムル爲ニ一名ノ



鑑定人及議論ノ生シタル場合ニ對スル裁判官選擇ノ他ノ鑑定人二名ヲ指定スヘシ

第一項 當事者ハ同數ノ鑑定人ヲ指名シ缺席ノ場合ハ裁判官之ヲ任命ス

第二項 鑑定人ハ通告ヲ受ケ而シテ指定時日ニ出席スルヲ得サル場合ニ於ケル代理者カ裁判官ニ依テ任命セラレタル後約定ノ上裁判官ノ指定シタル期間内ニ所信ヲ具シタル調書ヲ作成シ以テ判決ニ資スヘシ

第三項 裁判ハ略式タルヘク立證辯明ノ期間ナシ然シナカラ裁判官ニ抗辯ヲ爲スコトヲ得

第四項 裁判官ハ財産價格ノ多少ニ關スル問題ヲノミ解決スルモノトス

第五項 控訴期間ハ五日間ナルモ判決ノ執行ヲ停止セス

第六項 賠償カ決定セラルルモ州政府ハ即時之ヲ支拂フノ義務ヲ有セス然シナカラ賠償ヲ受クル權利者ニ對シ再ヒ地區ヲ賣却シタル際右賠償額ヲ差引クモノトス

第六章 無償讓與

第三十九條

家長タル伯刺西爾國公民ニシテ農業ニ適セルコトヲ證明シタルトキハ無償ニテ耕作地二十五「エクタール」或ハ牧場地五十「エクタール」ノ一地區ヲ讓與セラルヘシ

第四十條

讓受人ハ地區ヲ耕作シ又ハ畜産業ノ爲ニ之ヲ利用シ且其ノ地區ニ於テ假地券ヲ受ケタルトキヨリ一年以内ニ家屋ヲ建設ノ上居住スルノ義務ヲ有ス

第四十一條

同二年以内ニ讓受人ハ地區ノ測量ニ相當スル費額ヲ支拂フヘシ

第四十二條

如何ナル請願者モ一地區以上ノ讓渡ヲ受クルコトヲ得ス

第四十三條

第四十條及第四十一條ノ義務ヲ履行シ而シテ此ノ事實カ技師ニ依テ證明セラレタルトキハ農務省ハ正地券ヲ送付スヘシ

第四十四條

前記條件ヲ規定期間内ニ履行セサルトキハ規則違反者トナリ施設物ハ沒收セララル

第四十五條

讓渡ヲ受クル特權ヲ有スル者ハ其ノ權利ヲ他ニ移轉スルコトヲ得ス



第四十六條

若讓受人カ第四十條及第四十一條ノ條件ヲ充ス以前ニ死亡シタルトキハ寡婦又ハ相續者カ當該書類ニ署名ノ上權利義務ヲ繼承スルコトヲ得

〔補則〕 若寡婦又ハ子息有ラサルカ若ハ丁年ニ達シタル子息カ既ニ他ノ地區ノ讓受人タルトキハ該土地ハ州有ニ歸ス

第四十七條

本章ニ規定セル規則並條件ヲ適用ノ上地區ヲ外國人ニ讓渡スルコトヲ得、外國人ハ次ノ事項ヲ立證スルコトヲ要ス

- イ、州ニ於テ家族ヲ構成シタルコト及登錄役場ノ婚姻屆謄本ヲ提出スルコトヲ要ス、婚姻カ千八百九十一年ノ聯邦令第百八十一號公布以前ニ行ハレタルトキハ教會登錄ノ謄本ヲ必要トス
- ロ、州内ニ七年以上居住シ且農民タルコト、及該地方ノ司法官憲ノ證明書並農務省ニ於テ知ラルル農業者ノ證明書ヲ必要トス

ハ、身元證明書ヲ提出ノ上善良ナル品行ヲ證明スルコト

第四十八條

本章ニ規定セル條件ヲ以テ讓渡サレタル土地ハ負債支拂ノ爲ニ之ヲ擔保ト爲スコトヲ得ス、但シ次ノ事由ニ依リ生シタル負債ヲ除ク

- イ、聯邦、州又ハ市町村稅
- ロ、罰金又ハ科料
- ハ、地區ノ維持、耕作等ニ關スル業務ニ於テ使用シタル勞働者賃銀
- ニ、該地區ノ價格又ハ之カ改善ニ對シ負擔シタル義務

第四十九條

他ノ事由ニ依ル負債カ正地券送付後ニ於テ生シタルトキハ地區ハ其ノ施設物ト共ニ擔保トスルコトヲ得、抵當物ヲ以テ負債辨濟ノ場合ニ於テハ負債者ハ家族ノ財産トシテ五「コント」ニ相當スル價格ヲ控除スルコトヲ得

〔補則〕 負債者カ政府ヨリ無償讓與セラレタル財産以外ニ他ノ財産ヲ所有スルトキハ負債ノ辨濟ハ先ツ他ノ財産ヲ以テ之ニ充テ尙不足アルトキニミ無償讓與ノ財産ヲ利用スルコトヲ得

第五十條

財産目錄ニ於テ第四十九條ニ明記セル負債存在スルトキハ同條ニ規定セル家族ノ財産ヲ其ノ内ヨ



リ控除ス

第五十一條

家族財産ハ家長ノ寡婦或ハ未成年ノ息子ノ有ル間ハ之ヲ移轉スルヲ得サルモノトス

第七章 貸付

第五十二條

大地域ノ牧場地區ハ之ヲ左ノ規則遵守ノ上貸付クルコトヲ得

第一項 借受人ハ一地區以上ヲ借受クルコトヲ得ス

第二項 借地料ハ借受人カ年度ヲ以テ支拂フコトヲ望マサルトキハ半年拂トシテ支拂フコトヲ得

第三項 借地料ノ支拂通告ハ農務局ニ依リテ作成セラレ而シテ後技師ニ發送セララルヘシ、技師ハ當該金額ヲ一定ノ期間内ニ州金庫ニ納付セシムルノ處置ヲ採ルヘシ

第四項 支拂滿期ニ至ル迄ノ期間内ニ於テ借地料支拂ヲ履行セサルトキハ借受人ハ政府ノ判斷ニ依リ不可抗力ト認メラレタル場合ノ外規則違反者トシテ處罰セララルヘシ

第五項 借受人ハ五年後ニ於テ地區面積ノ收容力ノ少クトモ二分ノ一ニ相當スル畜類ノ頭數ヲ借

用地區ニ於テ維持スルニ非サレハ處罰セララルヘシ

第六項 借受人カ地區ヲ六箇月以上放棄シタルトキハ規則違反者トシテ處罰セララル

第七項 借受人ハ農務局ノ許可ヲ得ルニ非サレハ借地權ヲ他人ニ移轉スルコトヲ得ス

第八項 前記規則ニ違反シタル場合ハ借受人ハ其ノ施設物ヲ沒收セラレ何等ノ賠償ヲ受クルコトヲ得ス

第九項 借受期間ハ最大限二十年トス、若借受人カ規定條件ヲ完全ニ履行シタルトキハ借地料再定ノ上借地期間ヲ更ニ定ムルコトヲ得

第十項 借地期間滿了シタルトキハ借受人ニ依テ爲サレタル施設物ハ第三十七條、第三十八條及其ノ各項ニ基キ相當ノ賠償ヲ行フ爲ニ評價セララルヘシ

第十一項 借地證ノ裏面ニハ前記各項記載ノ明文ヲ契約條件トシテ記載ス

第五十三條

借地期間滿了後ハ借地者ハ自己住宅ニ隣接セル五十「エクター」ノ地區購買ニ對シ優先權ヲ有ス

第八章 復歸租借



第五十四條

政府ハ本規則ニ於テ許可セラレタル面積以上ノ土地ヲ契約ニ依テ適當ナル企業者ニ讓渡スコトヲ得、右契約ニ於テ企業者ハ次ノ義務ヲ負フモノトス

- 一、契約ノ際土地測量費用ニ充テラルヘキ金額ヲ一「エクタール」ニ付一「ミルレース」ノ比例ヲ以テ州金庫ニ納ムルコト
- 二、面積ノ比例ニ從ヒ農園又ハ牧場ノ數ヲ協定ノ上一箇所又ハ其レ以上ノ箇所ニ設クルコト、且之ニ對シ一「エクタール」ニ付八「ミルレース」以上ノ資本ヲ投スヘシ、乃チ測量後一年以内ニ一「ミルレース」、第二年目ノ末迄ニ一「ミルレース」及其レ以後毎年一「ミルレース」ヲ投スヘキモノトス
- 三、指定期間内ニ協定ニ基キ一個所又ハ夫以上ノ植民地ヲ建設スルコト、之ニ對シ必要ナル地區數ヲ測リ各地區ニ於テ一家屋ヲ建築シ而シテ外國植民ヲ地區ニ配置スルコトヲ要ス
- 四、監視費用トシテ毎年税金ヲ支拂フコト
- 五、第九十條ノ但書ヲ遵守シ土地ヲ荒ササル様之ヲ適宜ニ維持スヘキコト

六、讓渡セラレタル土地ニ於テ必要ナル道路ヲ敷設スルコト

第五十五條

企業者ハ次ノ權利ヲ有ス

- 一、租借期間内ニ於テ合理的ニ土地ヲ開拓シ得ルコト
- 二、植民ニ轉賣シタル地區價格ノ割賦支拂ヲ受クルコト、右價格ハ植民法ニ基キ政府カ之ヲ指定シタルモノトス
- 三、政府ノ承認ヲ經テ租借ノ特權ヲ他人ニ移轉スルコト

第五十六條

租借ハ最大期限九十九年トス此ノ期間終了後ハ租借地及總テノ施設ハ州ニ復歸スルモノニシテ州政府ハ何等賠償ヲ爲ササルモノトス、但シ植民ニ讓渡セラレタル地區ハ植民ノ財産トシテ州ニ復歸セサルモノトス

(補則) 契約者ハ其ノ際主要ナル經營地ノ周圍ニ於テ本規則ニ示セル最大限ヲ超過セサル土地ヲ購買スル優先權ヲ有ス

第五十七條



政府ハ租借セラルヘキ土地ヲ測定セシメ契約上ノ義務履行ヲ監視スヘシ

〔補則〕 第五十四條(二)ノ義務ヲ履行セルヤ否ハ州官吏ノ檢閲及企業者ノ提供スル事業ノ經過報告ニ基キ調査セラルヘシ

第五十八條

約定義務ヲ履行セサルトキハ罰金ニ處セラレ且契約無効ヲ宣セラレ何等賠償ヲ受クルノ權利ヲ有セサルモノトス

第九章 州林野ノ監視

第五十九條

區域技師ハ特ニ州林野ノ監視ヲ掌ル、而シテ此ノ職務ヲ行フ爲ニ區域役場ノ官吏竝必要ナル場所ニ於テ監督官ノ補佐ヲ受クルモノトス

第六十條

農務長官ニ依テ任命セラレタル林野監督官ハ四名トス、該吏員ハ年俸三「コント」六「百」「ミル」レ「ス」ヲ受クヘシ

〔補則〕 農務長官ハ任意ニ監督官ヲ任免シ且任地變更ヲ爲シ得ルモノトス

第六十一條

監督官ハ管掌地域ヲ巡視シ山林ノ濫伐、州有地ノ侵害及送出シタル木材ノ出所ヲ調査スヘシ、而シテ巡視旅行ノ詳細ナル報告ヲ自己直屬ノ技師ニ送付スヘシ

第一項 之等ノ報告書ハ技師ノ意見書ト共ニ遲滞ナク農務省ニ送付セラルヘシ

第二項 監督官カ自己駐在ノ地域以外ニ旅行シタル時ハ農務省ノ規定ニ依テ支拂ハルヘキ六「ミ」ル「レ」ス「レ」ノ日當ヲ受クヘシ

第六十二條

州林野ヨリ不法ニ伐リ出サレタル木材ハ如何ナル場所又ハ如何ナル鐵道驛ニ於テモ差押ヘルコトヲ得、鐵道驛ニ於テ差押ヘヲ爲ストキハ驛代表者又ハ鐵道取締官ニ對シ文書又ハ電信ヲ以テ通告スヘシ

第一項 差押ヘタル木材ハ遲滞ナク之ヲ賣却スヘシ而シテ其ノ價格ハ運搬ニ要セル費用ヲ差引キタル上最寄監督官役場ニ保管スヘシ

第二項 必要ノ場合ニハ文書又ハ電信ヲ以テ警察ノ補助ヲ要請スルコトヲ得

第三項 鐵道ノ代表者カ拒絶又ハ妨害ヲ加ヘタルトキハ鐵道經營者ハ其ノ損失ニ對シ責任ヲ負フ



ノミナラス農務長官ヨリ罰金ニ處セラルヘシ

第四項 本條ニ示シタル處置ハ任意監督官ニ於テ又ハ技師ノ命ニ依リ若ハ技師自ラ之ヲ執行スヘシ、而シテ直ニ之カ報告ヲ農務省ニ提出スヘキモノトス

第六十三條

技師ハ州有土地カ侵害セラレ居ルコトヲ自ラ知り又ハ監督官ヨリ報告アリタルトキハ常ニ公文書ヲ以テ侵害者ニ通告ヲ爲シ最大期間二箇月以内ニ侵害地ヲ放棄スルニ非サレハ右土地ヲ強制取立ノ上罰金ニ處スル旨ヲ知ラシムヘシ

〔補則〕 若賠償ヲ受クヘキ施設物存在スルトキハ土地侵害者ハ其ノ事實ヲ技師ニ通知シ友誼的ニ土地ヲ放棄シ施設物評價ヲ請願スルコトヲ得

第六十四條

若非行者カ技師ニ對シ何等ノ通知ヲナサス又ハ指定期間内ニ土地ヨリ退去セサルトキハ技師ハ本規則ニ基キ罰金ニ處スヘシ、而シテ更ニ八日間ノ期間内ニ於テ土地ヲ放棄シ且罰金ヲ支拂フヘキ旨通告スヘシ、此ノ場合ニハ技師ハ裁判官ニ對シ一名ノ司法官ヲシテ此通告ヲ爲サシムルノ要請ヲ爲スヘシ

第六十五條

若土地侵害者カ通告ニ對シ猶注意ヲ拂ハサルトキハ技師ハ地方裁判官ニ對シ要請書ヲ提出スヘシ 本書ニハ侵害ノ事實及之ニ對シテ執リタル處置ヲ敘述シ十日以内ニ州有地ヲ放棄スルカ又ハ之ヲ爲ササルノ理由ヲ辯明スヘク被告ニ強制スル様要請スヘシ

第一項 要請書ニハ司法官吏ノ證明ヲ附セル通告書竝土地侵害者ノ回答書アルトキハ之ヲ添附スヘシ

第二項 司法官ハ技師カ協力ヲ請求シタルトキハ之ヲ補助スヘシ

第六十六條

被告カ召喚セラレ前記期間カ定メラレタルトキハ被告ハ右期間内ニ千九百十五年九月十五日以前ニ請求シタル土地領有ノ證據書類(第百條及第一項)ヲ提出シ又ハ第一通告前ノ施設物ニ付辯明ヲ爲スヘシ

第一項 最初ノ場合ニ於テハ技師カ適當ト認メタル立證辯明カ五日間以内ニ爲サレタル後裁判官ハ係争土地ニ對スル判決ヲ爲スヘシ

第二項 最後ノ場合ニ於テハ被告ハ鑑定人ヲ指定シテ之ニ一任スヘシ、若被告カ之ヲ指定セサル



トキハ裁判所之ヲ任命スヘシ而シテ右ハ第三十八條及其ノ各項ニ基ク

第三項 鑑定人ノ意見陳述セラレタル後裁判官ノ判決行ハル、同裁判官ハ土地ノ取立、施設物ノ

評價ヲ爲シ而シテ民法ノ原則ニ遵ヒ施設物カ賠償セラルヘキモノナリヤ否ヲ決定スヘシ

第四項 施設物ヲ賠償スルノ義務ハ土地ノ即時沒收ヲ妨ケス而シテ右施設物ハ第三十八條第七項

ニ基キ其ノ價格ニ依テ支拂ハルヘシ

第六十七條

判決ニ依テ決定セル土地取立ハ被告ノ代理人ニ對シ又ハ缺席裁判ニ於テ被告カ判決ノ通告ヲ受ケ  
タル日ヨリ五日後ニ裁判官ノ令狀ヲ以テ執行セラルヘシ

第六十八條

控訴期間ハ五日間トス、控訴ハ判決ノ執行ヲ停止セス

第六十九條

技師ハ農務局ニ對シ第六十四條ノ罰金證明書ヲ送付スヘシ、而シテ大藏省ハ之ニ依テ右罰金ヲ徵  
收スヘシ、若施設物存在スルトキハ之ヲ其ノ價格ヨリ差引クモノトス

第十章 「トールレンス」登記

第七十條

官有地存在地方ノ抵當登録官吏ハ其ノ役場ニ於テ千八百九十年五月三十一日附聯邦令第四五一號  
(ロ)及同年十一月五日附聯邦令第九五五號(イ)ニ明示セル「トールレンス」登記ニ必要ナル臺帳ヲ備  
付クヘシ

第七十一條

州政府ヨリ下付セラレタル官有地所有ニ係ル正地券ニ對シテハ必ス右登記ヲ爲スコトヲ要ス

第七十二條

登録ハ土地獲得者ニ對シ地券ヲ附與シタル後六十日以内ニ爲サルヘキモノトス

第七十三條

此ノ義務ヲ理由ナク履行セサルトキハ其ノ地券ハ無効トナルヘシ、此ノ場合ニハ購買者又ハ租借  
者ハ罰金ニ處セラルルノミナラス土地ハ州ニ復歸スルモノトス、而シテ州ハ第三十七條、第三十  
八條及其ノ各項ノ形式ニ從ヒ施設物ノ價格ヲ賠償スルモノトス

第七十四條

前條執行ノ爲登記官吏ハ農務省ニ對シ六箇月毎ニ登録セラレタル地券、其ノ他登録ニ關スル事件



ヲ明記セル統計の一覽表ヲ差出スヘシ

第十一章 處罰及罰金

第七十五條

本規則違反者ハ民法及刑法ノ規定ニ從ヒ賠償又ハ刑罰ニ處セラルルノ外左ノ各條ニ基キ罰金ニ處セラルルモノトス

第七十六條(一)

虛偽又ハ極メテ不完全ナル申立ヲ爲シ又ハ不正ノ證明書若ハ書類ヲ提出シ以テ本規則ニ定ムル特權ヲ得ンコトヲ企テタルトキハ罰金二百「ミルレース」以上五百「ミルレース」以下ニ處ス

第七十六條(二)

本規則ニ於テ制限セル以上ノ土地面積ヲ不正手段ニヨリテ獲得シタルトキハ超過シタル土地ノ價額ヲ沒收シ且罰金二百「ミルレース」以上五百「ミルレース」以下ニ處ス

第七十七條

官有地ヲ濫ニ侵害シ第六十三號ニ示セル第一通告ニ從フコトヲ拒否シタルトキハ百「ミルレース」以上三百「ミルレース」以下ノ罰金ニ處ス

第七十八條

官有地ニ於テ森林ヲ伐採シ、又ハ之ニ放火シタルトキハ三百「ミルレース」以上千「ミルレース」以下ノ罰金ニ處ス

第七十九條

州有地ニ於テ不法ニ採伐シタル木材ヲ送出又ハ賣却シタルトキハ三百「ミルレース」以上千「ミルレース」以下ノ罰金ニ處セラル且其ノ木材ハ本規則ニ照シ差押ノ上賣却セラル

第八十條

本規則實施上設ケタル標識、標杭ハ假設又ハ本設ノ如何ニ係ハラヌ如何ナル方法ニ依ルモ之ヲ他ノ地點ニ移轉又ハ破壊等ヲ爲シタルトキハ二百「ミルレース」ノ罰金ニ處ス

第八十一條

官有地ノ境界タルヘキ水流ヲ變更シ又ハ道路ノ方向ヲ移轉シタルトキハ二百「ミルレース」ノ罰金ニ處ス

第八十二條

本規則ニ規定セル職務ヲ行フ官吏ニ對シ強迫手段ヲ以テ公務ヲ執行セシメ又ハ執行セシメサル様



強制シタルトキハ二百「ミルレース」ノ罰金ニ處ス

第八十三號

州官吏ニ依テ施行セラルヘキ適法ノ處置ヲ妨害シタルトキハ百「ミルレース」以上六百「ミルレース」以下ノ罰金ニ處ス

第八十四條

技師、林野監督官、測量官又ハ書記ニシテ本規則ニ規定セル當該職責ヲ忠實ニ實行セサルトキハ百「ミルレース」以上五百「ミルレース」以下ノ罰金、三十日間ノ停職及免職ニ處セラル

第八十五條

本規則ニ定ムル前記以外ノ官吏ニ對シテハ罰金ハ百「ミルレース」以上、二百「ミルレース」以下トス

第八十六條

凡テノ罰金ハ農務長官ニ依テ科セラル、但シ第七十七、第七十八、第七十九及第八十ノ各條ニ示セル罰金ハ技師ニ依テ又第七十八條、第七十九條ノ罰金ハ監督官ニ依テ科セラルコトヲ得、受罰者ハ常ニ何レノ徵收役場ニ於テモ金額ヲ納入セル旨ノ證書ヲ具シ農務長官ニ對シテ出訴スルノ權利ヲ有ス

第十三章 概 則

第八十七條

本規則ニ準據スルニ非サレハ州有地ヲ領有スルコトヲ得ス

第八十八條

政府ニ依テ賣却又ハ讓渡セラレタル土地ハ次ノ義務ヲ負フ

ハ、不<sup>電</sup>用水ノ道路  
開鑿ニ同意スルコ  
ト此ノ場合ニハ施  
設物及使用土地ノ  
賠償ヲ受ク

イ、公道、都邑、乗船港又ハ鐵道驛ニ往復スル爲ニ必要止ムヲ得サルトキハ隣人ニ對シ無償ヲ以テ道路ノ通過ヲ許スコト、而シテ四分ノ一以上ノ道程ヲ短縮セラルトキハ損害賠償ノ方法ニ依リ自己領内ヲ通過セシムヘシ

第八十九條

凡テノ賣却又ハ讓渡ニ於テ鑛床竝治療又ハ衛生ニ利用スヘキ鑛泉及溫泉ハ之等ノ開拓ニ對シテ必要ナル土地區域ト共ニ州ニ留保セラルルモノトス、但シ右土地ハ獲得ノ際ニ於ケル價格ニ依リ賠償セラル

第九十條



州ヨリ附與セラレタル正當ナル地券ヲ有スル者ニ非サレハ樹木ヲ伐採シ木材ヲ輸送スルコトヲ得ス

〔補則〕 假令假地券ヲ所有スト雖モ耕作上ノ必要以外ニ樹木ヲ伐採シ又ハ伐採地ニ於テ之カ補充ノ栽培ヲ爲ササルトキハ同シク不法行爲ト認メラル

第九十一條

購買地ノ正地券ハ州統領ニ依テ署名セララルヘシ而シテ他ノ地券及總テノ假地券ハ農務長官ニ依テ署名セララル

第九十二條

正地券ヲ下付セラレサル以前ニ於テ讓渡ヲ受ケタル土地ハ州ニ依テ他ニ讓與又ハ賣却セララルコトナシ

第九十三條

州有地ニ於ケル賠償セララルヘキ施設物ノ存在ハ州カ其ノ土地ヲ先ツ處分スルコトヲ妨ケス而シテ施設物ノ評價並賠償ハ其ノ後ニ於テ爲サルヘシ

第九十四條

常住並實際ノ耕作ヲ爲スニ非サレハ林野ヲ伐採又ハ燒拂ヲ爲シ若ハ家屋ヲ建設シ若ハ之ニ類似スル行爲ハ正當ナラサルモノト認ム

第九十五條

官有地ト相對スル個人ノ土地ヲ裁判所カ測量スル場合ニハ技師ニ依テ指定セラレタル區域官吏ヲ立會シムヘシ

第一項 裁判官ハ調書ニ於テ指定官吏ニ對スル日當ヲ測量費用トシテ加算記入セシメ、右金額ヲ

州金庫ニ納付セシメ、該件ニ關シテハ農務省ニ報告スヘシ

第二項 該官吏ハ調書作製ニ當リ州ノ利益ヲ保護シ區域技師ニ報告ヲ爲スヘシ

第九十六條

政府ハ印刷實費ヲ以テ第三十一條第一項ノ地圖ヲ賣渡スヘシ

第九十七條

部落地帯又ハ鐵道若ハ定期航路ニ對シ役立ち居ル地方ノ官有地ハ優先測量セララルヘシ

第九十八條

政府ハ官有地ニ於ケル公共使用地、金剛石地域、鑛床、鑛泉、狩獵、漁業、木材採取等ヲ特別法



律ヲ以テ規定スヘシ

第九十九條

政府ハ本規則ニ規定セサル場合ニ於テハ成ルヘク農務局規則ニ準據ノ上適宜ノ處置ヲ執ルヘシ

第十三章 附則

第一百條

土地請求者ノ意思ニ由ラサル理由ヲ以テ土地領有手續カ終結セサルトキ、千九百十五年九月十五日以前迄測量費カ順當ニ支拂ハレ居ルトキハ領有手續ヲ終結スルコトヲ得

第一項 終結ニ對スル期間ハ一年トス

第二項 千九百九年十二月三日附官令第二六八〇號ニ於テ制定セラレタル手續ハ適用ヲ受クヘキ

場合ニ於テ繼續セラレ得ルモノトス、而シテ此新猶豫及最後ノ二ツノ猶豫（既掲官令第五十五條並千九百十三年九月十八日附法律第六一七號第六條）ニ關シテハ千八百九十九年八月二十一附法律第二六三號第六條第一項ノ法文適用ニ對シテ留意スヘキモノトス

第一百一條

測量費ヲ順當ニ支拂ヒタル土地請求者ハ要求地區ヲ最小價格ヲ以テ購買スルノ權利ヲ有ス、此ノ

場合ニ於テハ支拂金額カ土地價格ヨリ差引カルルモノトス、右支拂金額ハ地區要求者カ之ヲ購買セサルトキニ於テ返還セラルルモノトス

第一項 若測量カ本規則日附迄終結シ且要求者カ順當ニ支拂ヲ實行シタルトキハ領有手續ハ繼續スヘキモノトス

第二項 測量業務ヲ完成シタル現區域技師ニ對シテハ行政上ノ手續未完結ト雖個人ニ依テ納入セラレタル金額ヲ右手續ノ履行セラルルニ從ヒ之ニ應シテ支拂フモノトス

第三項 該技師ハ指定測量ニ對シ如何ナル權利ヲモ有セサルモノトス

第一百二條

州政府ハ當事者及技師ノ間ニ於ケル契約ニ對シテハ何等責任ヲ負ハサルモノトス、但シ千九百九年十二月三日附規則第二六八〇號ニ基キタル契約ハ此ノ限ニ在ラス

第一百三條

本規則ハ公布ノ日ヨリ效力ヲ有シ本規則ニ違反スル規定ハ之ヲ廢止ス

千九百十六年一月五日

農務局

ラウル ソアレス デ モーラ



大正十二年四月 (條約改正調查報告 第十七號ノ九)



# 中南米諸國移植民法規

九、玖瑪共和國移民法令

外務省臨時調查部

實函号册



玖瑪共和國移民法令

中南米海關移駐新法

中華民國海關



貴族院  
函  
号  
冊

海軍共済國務員令

玖瑪共和國移民法令

軍令第四五一號（一九〇〇年十一月九日官報掲載）

玖瑪總督ハ本日左記ノ命令ヲ布告ス

本日以降當

之ヲ全部移民委員ニ引渡スヘシ、但シ黃熱病ノ虞ナキモノ又ハ當市ニ於テ確實ナル職ヲ有スル者ハ直ニ上陸ヲ許可スヘク其ノ他ノ者ハ乗船シ來リタル船舶ニヨリ「トリスコルニア」官用埠頭ニ赴キ同所ニ上陸セシムヘシ特ニ田園ニ於テ適當ナル職ヲ得ル迄之等移民ハ移民收容所ニ收容ス收容所内ノ移民ハ衛兵ノ監視ヲ受ケ當該長官ノ許可ナクシテ收容所限定地區外ニ出入スルヲ得ス收容所内ニアル移民ハ各自其ノ食費トシテ毎日米貨二十仙ヲ納付スヘシ

千九百年十一月六日

玖瑪總督府參謀長  
ジエー  
ビー  
ヒツケー



千九百一十一年六月

玳瑁軍事情報委員ニ付知スルニ其ノ職權ヲ以テ左ノ件ノ布告ヲ命ス  
玳瑁大統領令ニ依リ一八九九年四月十四日以降玳瑁國內ニ施行セラレタル移民法ハ之ニ關シ議  
會カ新ニ決議ヲ爲ス場合ヲ保留シテ引續キ左ノ通施行ス竝ニ合衆國移民法中ノ規定モ亦有效ト  
シテ之ヲ國內ニ實施ス  
千九百一十二年五月十五日

軍令第四正一號 (一九〇〇年十一月八日官報附錄)

軍令第一五五號

玳瑁軍事總督「レオナード・ウツド」ハ其ノ職權ヲ以テ左ノ件ノ布告ヲ命ス

玳瑁大統領令ニ依リ一八九九年四月十四日以降玳瑁國內ニ施行セラレタル移民法ハ之ニ關シ議  
會カ新ニ決議ヲ爲ス場合ヲ保留シテ引續キ左ノ通施行ス竝ニ合衆國移民法中ノ規定モ亦有效ト  
シテ之ヲ國內ニ實施ス

千九百一十二年五月十五日

移民法

第一條

左ニ該當スル者ハ玳瑁入國ヲ禁シ其ノ渡來セル者ハ之ヲ本國又ハ其ノ出發地ヘ送還ス

- 一、白痴
- 一、瘋癲



一、乞食

一、一般公衆ノ扶助ニ依ラントスル虞アル者

二、重病患者又ハ傳染性ノ病氣ヲ有スル者

一、裁判所ニ於テ破廉恥罪トシテ又ハ社會ノ良俗ヲ紊スモノトシテ刑ノ宣告ヲ受ケタル者

一、多妻者

一、本國ニ於テ破廉恥罪トシテ刑ノ宣告ヲ受ケタルモ政治犯ノ性質ヲ有セヌ又之ニ起因若ハ結果セサリシ者及其ノ宣告ニ依リ移民ノ條件ヲ剝奪セラレタル者

一、渡來旅費ノ三分ノ二ヲ他人ニ依テ支拂ハレタル者

一、特別調査ニ依リ上記各項ノ何レニモ又契約労働者ニモ該當セサルコト明カナラサル者

（契約労働者ニ付テハ別ニ規定スル所アル可シ）

但シ公序良俗ヲ紊シ又ハ破廉恥罪ト看做サルルモ單ニ其ノ本國法律ニ依リ政治犯トシテ刑ノ宣告ヲ受ケタル者ニハ本條規定ヲ適用セス大藏大臣若本法禁止條項ニ反シテ移民ニ入國許可ヲ與ヘタルモノト認ムル場合ニハ其ノ到着又ハ上陸後一年以内ニ之ヲ逮捕セシメ本人ヲ輸送シ來リタル船主ノ負擔ニ於テ之ヲ本國ニ送還セシムヘシ

醜業ノ目的ヲ以テ婦女ヲ玖瑪ニ誘入渡來セシムルコトヲ禁ス之カ違法ノ渡來ヲ計畫シ又ハ渡來セシムル目的ヲ以テ爲セル種々ノ協定契約ハ無効トス事情ヲ知り或ハ故意ニ醜業ヲ營マシムル目的ヲ以テ婦女ヲ渡來セシメ或ハ渡來シタル婦女ヲ上記ノ目的ニテ違法ノ協定契約ヲナシ之ヲ國內ニ留置又ハ留置セントスル者ハ五年以下ノ禁錮及五千「ペソ」以下ノ罰金ニ處ス

第 二 條  
玖瑪ニ入ル船舶ハ總テ入港地稅關長監督ノ下ニ行ハルル檢閲ヲ受クヘシ若船中ニ第一條規定ノ入國禁止者アリト認メタル時ハ檢閲官吏ハ何人カ其ノ本人ナルカ禁止條項ノ何レニ該當スルヤ何人ニ依テ右ノ調査ヲ爲サレタルヤヲ記入スル調査ヲ作成シテ右船舶ノ船長又ハ之レカ代理人ニ通告スヘシ該本人ハ本法施行規則規定ノ手續ヲ爲スニ非サレハ上陸ヲ許可セラレサルヘシ

檢閲官吏ノ調査ニヨリテ入國禁止條項ニ該當スルモノナリトノ宣告ヲ受ケ以テ自己ノ體面ヲ毀損セラレタリト信スル者ハ之カ取消又ハ解放ノ訴ヲ第一審裁判所ニ提起スルヲ得此ノ場合稅關長ハ裁判所カ事件ノ取調ヲ行ヒ適法ノ處斷ヲ爲ス迄右船舶ノ出航ヲ差シ止ムヘシ但シ右裁判所ノ許可ヲ得テ船長、船主又ハ該船移民引取人カ上陸許可未定ノ者ニツキ各人五百「ペソ」ノ保證金ヲ提出シ前記檢閲官ノ措置合法ナルコト判明シテ該本人ヲ六月以内ニ本國ニ送還スル費用ニ充ツル場合



及入國禁止者ノ搭乘船舶カ差押ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス差押ノ場合之ニ依リテ得ル收益ハ税關長之ヲ受領シ以テ六箇月以内ニ本人送還ノ場合ニ要スル費用ニ充ツ總テ本法違反ノ被告タル船主、船長又ハ代理者及該船移民引取人ノ怠慢又ハ懈怠行爲ニ因テ船舶ヲ差押ヘ之ヲ競賣處分ニ附スルハ欺瞞ヲ以テ國庫ニ損失ヲ及ホシタル場合ノ現行法規規定ノ差押ニ準ス

第三條

外國人ヲ玖瑪國ニ於テ勞役作業ニ從事セシムル目的ヲ以テ個人、會社、商會カ其ノ渡來移住ニ先チ形式ノ如何ヲ問ハス口頭、文書、默示或ハ明示契約ニ依リテ渡來旅費ノ立替ヲ爲シ渡來移住ヲ勸誘シ或ハ之ニ出資スルハ總テ違法行爲トス

第四條

外國人ヲ玖瑪國ニ於テ勞役作業ニ從事セシメ又ハ其ノ他ノ業務ニ雇用セントスル個人、會社、企業者、商會カ其ノ渡來移住ニ先チ上記ノ目的ヲ以テ其ノ外國人ト締結スル契約協定ハ口頭、文書、默示、明示タルヲ問ハス總テ法律違反トシ之ヲ無効トス事情ヲ知リテ勞役ニ從事セシムル爲玖瑪國ニ定住セサル又ハ玖瑪市民權ヲ享有セサル外國人ト上記ノ契約協定ヲ結ヒ外國人ノ渡來移住ヲ勸誘獎勵スル個人、企業家、會社、商會ハ其ノ違反行爲毎ニ壹千「ベツ」ノ罰金ニ處ス右金額ハ玖

瑪政府之ヲ徵收シ其ノ收益ハ國庫ニ繰入ルヘシ且該結託ノ一員タル外國人ニ對シテモ別途ノ請求ヲナスヲ得而シテ此ノ徵收金ハ國庫ニ歸屬スルモノトス  
玖瑪國ニ於テ勞役ニ從事セシムル爲乗船ニ先チ口頭、文書、默示、明示ノ契約協定ヲ爲シ外國又ハ外國港ヨリ外國人ノ技工職工ヲ乗船渡來セシメ玖瑪ニ上陸セシメ又ハ之ヲ默認シタル船長ハ其ノ渡來セシメタル技工職工一人毎ニ五百「ベツ」以下ノ罰金及六箇月以下ノ禁錮ニ處ス

第五條

前記各條ノ規定ハ左ノ者ヲ制限又ハ禁止スルコトナシ一時的ニ玖瑪ニ居住スル外國人ニシテ契約其ノ他ノ方法ニヨリ玖瑪人ニ非ラス又玖瑪ニ住居セサル者ヲ自己ノ祕書婢僕トシテ雇用スル場合、各宗派ノ宣教師、學者、專門學校小學校教職員ノ入國ノ場合、個人、企業者、會社、商會カ現在玖瑪國ニ存在セサル新工業ニテ其ノ特殊ナル就業者ヲ他ノ方法ニテ得ル能ハサル場合、其ノ特殊ノ勞役ニ就カシムル爲正規ノ契約ヲ以テ之ヲ外國ヨリ招致スル場合、俳優、藝人、歌唱者ノ入國ノ場合、且本條ハ家庭ノ仕事ニ從事スル者ヲ含マサルヲ以テ家庭ノ一員トシテ家事補助ノ爲外國ヨリ渡來スル場合



外國ニ於テ印刷刊行物ノ廣告ヲ以テ豫メ職ヲ約シ外國人ノ渡來移住ヲ企畫シ勸誘スルモノハ前條  
項違反ト看做ス、如上ノ廣告ニ依リテ玖瑪國ニ渡來セル者ハ規定ニ從ヒ無効ナル契約者ト認ム  
船舶會社又ハ運送會社ハ直接又ハ代理人ヲ以テ書狀又ハ印刷物等ニ依リテ玖瑪國內ニ外國人ノ渡  
來移住ヲ勸誘シ獎勵スルヲ得ス但シ船ノ出帆期日、運輸狀態及其ノ方法等ヲ記述セル慣例ノ商信、  
廻狀、廣告、文書等ハ例外トス、右違反ニ對シテハ船舶、運送會社、船主及其ノ雇用ノ代理人等  
ハ本法第四條第二項規定ノ罰金ヲ科セラルヘシ

第七條

前各項規定ハ移住禁止ノ支那人ニハ之ヲ適用セス從テ右禁止實施中外國港ヨリ玖瑪ニ渡來スル支  
那勞働者ハ違法トス

事情ヲ知り専門的職業ヲ有シ又ハ有セサル支那職工ヲ輸送シ來リテ玖瑪國ニ上陸セシメ又ハ上陸  
セシメントシ或ハ上陸ヲ許可シタル船長ハ移民法違反トシテ有罪トシ罪ノ決定ヲ待ツテ玖瑪ニ渡  
來セシメタル支那職工一人毎ニ五百「ペソ」以下ノ罰金及一年以下ノ禁錮ニ處ス  
支那人ニシテ違法ニ玖瑪島領域内ニ在ルモノハ司法官又ハ玖瑪地方裁判所ニ於テ本人ニ相違ナキ  
カヲ調ヘ且本人ニ玖瑪在留ノ權利ナキコトヲ確認シタル後之ヲ國庫ノ負擔トシテ其ノ本國ニ送還

ス此ノ場合該本人ヲ玖瑪ニ渡來セシメタル者ハ玖瑪政府ニ對シテ右本人ノ調査、扶助、送還等ニ  
依テ生スル費用ヲ負擔ス但シ法定ノ證明書ヲ有シ玖瑪渡來ノ可能ナリシ支那人ニシテ前條規定ニ  
依リ上陸ヲ許可セラレサル者ハ玖瑪政府ニテ其ノ扶助送還ノ諸費用ヲ支拂フモノトス

第八條

支那人ノ移住禁止ハ支那其ノ他外國政府ノ外交官ニシテ官職ヲ以テ旅行スルモノヲ除キ總テノ支  
那人ニ適用セラル右外交官吏ノ資格證明書ハ商業又ハ觀光ノ爲ニ渡來スル支那人及支那商人ニ對  
シテ要求セラルル本人ノ族籍關係、商業種類、取引豫想額其ノ他ノ事項記入ノ證明書ニ對應スル  
モノトス官職ヲ以テ旅行スル支那其ノ他外國政府ノ外交官ノ祕書、婢僕、使用人及ヒ千八百九十  
九年四月十四日玖瑪國ニ在リ引續キ居住セル支那勞働者、支那人及現ニ玖瑪島又ハ玖瑪島以外ニ  
居住スル者ニテ身分證明ヲナシ得ル支那人ハ總テ一般支那人ニ適用セラルル法規ヨリ除外セラル



## 移民法施行規則

### 第一條

玖瑪島移民局ハ大藏省ニ附屬シ大藏省ハ移民ニ關スル各法規ノ施行及玖瑪島移民一般ニ關スル最高監督ヲ行フ

大藏大臣ハ玖瑪島及ビ玖瑪島ニ來ル移民ヲ欺瞞損害ヨリ保護センガ爲ニ適宜現行法規ニ抵觸セサル命令省令ヲ發シ本島ニ於ケル移民法ノ施行ヲ確實ニシ且移民法規定ノ各種書類、人名表及保證金提供納付ニ關スル形式ヲ定ム

### 第二條

税關長ハ合衆國市民及玖瑪島住民ヲ除キ外國港ヨリ汽船又ハ帆船ニテ玖瑪各港ニ渡來スル旅客一名毎ニ「ペン」ノ税金ヲ徵收ス本税金ハ税關長ニ、税關長ナキトキハ之ニ代ル官吏ニ、船長、船主、其ノ代理人又ハ該船ノ移民引取人ヨリ船ノ入港後二十四時間以内ニ納付スヘシ  
右税金ハ玖瑪ニ旅客ヲ渡來セシメタル船舶ニ對スル税金トシテ船主ノ負擔スヘキモノニシテ之カ徵收ハ法律ニ依ル

### 第三條

前記徵收ノ税金ハ玖瑪港税關法規徵收金規則ニ從ヒ上局ヘ報告ノ上保管セラル

### 第四條

税關長ハ其ノ職權ヲ以テ移民及本島ニ於ケル勞働ニ從事セシムル契約勞働者移入ニ關スル法規ヲ勵行スル責ヲ有シ之ガ遂行ノ爲ニハ税關官吏、移民官吏及其ノ直屬ノ官吏ヲ使用ス而シテ之等官吏ハ移民事務取扱ノ吏員ト看做サル

### 第五條

移民ノ検査ヲ行フニ當リ之等移民ヲ一時其ノ搭乘船舶ヨリ他ノ検査ヲ行フニ適當ナル場所ニ移ス必要アル場合其ノ検査執行中及検査執行者カ保護中ノ移民ハ上陸者ト看做サス、検査執行中未了ノ點アル場合及法規ニ從ヒ送還待合セ中ノ移民ノ移動ハ上陸ト看做サス

### 第六條

税關長ハ検査ノ結果入國禁止者ニ該當スル移民ノ姓名ヲ明記シ其ノ決定事項ヲ併記ス且同時ニ文書ヲ以テ右移民ノ搭乘船舶ノ船長、船主、代理人、移民引取人ニ上陸拒絕理由ト共ニ本人ヲ乗船港ニ送還スルノ豫告ヲ爲ス



第七條

本規則所要ノ特別調査附隨ノ一般移民検査ハ公衆ヨリ隔離シテ行フヘシ、上陸不許可ノ移民又ハ最後ノ決定ヲ待合セ中ノ移民ニ對シテハ税關長ノ適當ト認ムル形式ニ於テ其ノ朋友又ハ辯護士ト會見スルヲ許スヘシ

第八條

移民検査吏員ノ決定ニ依テ其ノ權利ヲ毀損セラレタリト信スル者ハ其ノ決定ニ對シ抗告ヲ爲スヲ得右抗告ハ最終決定迄本人ノ國外追放ヲ阻止ス  
右抗告ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ抗告理由ヲ詳記シテ税關長ニ提出ス税關長ハ直ニ之カ證據物件及意見ヲ附シテ玖瑪島税關長官ニ廻付スヘシ  
移民検査官吏ニシテ或ル移民ノ上陸許可ニ付不服ノ場合ニモ亦抗告スルコトヲ得右抗告ハ移民抗告ノ場合ト同様文書ヲ以テシ税關長ヨリ玖瑪島税關長官ニ差出スヘシ

第九條

抗告ニ關シテ決定アルトキハ移民ハ直ニ其ノ決定ニ從ヒ上陸又ハ追放セラレ、上陸拒否ノ場合税關長ハ右移民ノ搭乘船舶ノ船長、船主ノ代理人、移民引取人又ハ船主ニ前記決定ヲ通告シ該移民

ハ送還ノ爲船中ニ止ラシム

第十條

送還ノ命令ヲ受ケタル移民ノ監視扶助中及上陸許否決定中ニ生シタル費用及右監視扶助ニ因テ生シタル費用及本人送還ノ費用ハ該移民搭乘船主ノ負擔トス

第十一條

移民送還命令ヲ受ケタル船ノ船長、船主ノ代理人、移民引取人若ハ船主ハ少クトモ出帆二十四時間以前ニ船ノ出帆時刻ヲ税關長ニ届ケ出ツヘシ税關長ハ直ニ出帆時刻以前ニ送還者ヲ乗船セシム移民乗船ヲ拒ミ又ハ移民ノ拒否ヲ理由トシテ船中ニ留メ置カス若ハ其ノ出發地ニ送還セス若ハ在陸中ノ費用ノ支拂ヲ拒ム船長、船主ノ代理人、移民引取人又ハ船主ハ違反者トシテ各違反事項毎ニ三百「ペソ」以下ノ罰金ニ處シ罰金未納中ハ船舶ノ出帆ヲ差止ムヘシ

第十二條

船首其他一二等船室ニ非ラサル場所ニ移民ヲ搭載シテ傳染病流行地ノ港ヨリ到着セル船舶ハ入港ヲ許可セス但シ同港駐在ノ領事官發給ノ證明書ニ依リテ右乗船移民カ乗船港ニテ特別ナル隔離所又ハ同一目的ノ爲ニ設置セル隔離家屋中ニ於テ五日間以上醫師ノ監視ヲ受ケ其ノ衣服、手荷物、所



持品ハ左記方法ノ何レカニ依テ本人乗船以前消毒済ナルコトヲ證明セル場合ハ此ノ限リニ在ラス

(イ) 最短時三十分以上煮沸スルコト

(ロ) 空氣ヲ混セサル攝氏百度(華氏二百十二度)以上百十五度(華氏二百三十度)以下ノ蒸氣ニ

テ三十分間以上消毒スルコト

(ハ) 「プロセント」石炭酸液中ニ浸スコト

(ニ) 「トランク」、長短靴等皮革製品及護謨製品

(三) 前記方法ニヨリテ品質毀損ノ虞アル物品ハ二千倍ノ過「クロール」水銀液(昇汞)ヲ使用ス

但シ水銀中毒ヲ起ササル様注意ヲ要ス

前記消毒方法ハ傳染病ナキ港ヨリ來ルモ移民力流行地ヲ經由シ來レル場合ニモ適用ス二十四時間

第十三條

船長及ヒ船長代理人ハ到着港ノ税關長宛ニ移民乗船時日及場所ヲ記セル表(マニフェスト)ヲ提出

スヘシ右表上部旅客ニ關スル記入欄ニ左記各項ヲ記入スヘシ

(イ) 姓名

(ロ) 年齢

(ハ) 性別

(ニ) 身分

(ホ) 職業

(ヘ) 讀書力ノ有無

(ト) 國籍

(チ) 最近ノ居住所

(リ) 玖馬ニ於ケル到達港

(ヌ) 玖馬ニ於ケル最終到着地

(ル) 到達地迄ノ旅費ノ有無

(ヲ) 本人自身旅費ヲ支辨セシヤ又ハ他人、會社、團體、市會、政府ニ依テ支辨セラレタリヤ

(ウ) 所持金ノ有無、有セハ三十「ペソ」ヲ超過スルヤ又其ノ超過額ハ幾何ナリヤ、或ハ三十「ペ

ソ」以内ナリヤ

(カ) 家族ト會合スルヤ、會合スル場合家族トノ關係、家族ノ姓名住所

(ヨ) 以前玖馬ニ在國セルコトアリヤ、アラハ其ノ時日及場所







告第一五六號

今回「ドクトル・エフ・エー・メノーカル」氏ヲ「ハヴァナ」港檢疫所長補佐官ニ任シ特ニ「トリスコ  
ルニア」檢疫所事務代理タルコトヲ從前通りトシ「ハヴァナ」港移民事務官ヲ兼ネシメ人頭稅徵收  
其ノ他稅關關係事務ヲ除キタル一般移民事務ヲ取扱ハシム、但シ其ノ職務遂行ニ關シテハ常ニ大  
藏省ノ指示ヲ仰ク可キモノトス

右玖瑪總督ノ命ニ依リ布告ス

副官 エツチ エル スコツト

大藏省令

玖瑪共和國港灣ニ碇泊スル汽船又ハ帆船ノ高級船員若ハ船員ニシテ自己ノ意思ニ依リ又ハ解雇セ  
ラレシ爲到達地ヲ失ヒ玖瑪國境內ニ上陸ヲ希望シ或ハ上陸ノ止ムナキニ至リタル場合ニハ船長又  
ハ其ノ代理人ハ移民法ニ從ヒ直ニ「ハヴァナ」港ノ場合ハ移民委員ニ、他ノ諸港ニ於テハ其ノ他ノ  
稅關長ノ許ニ本人ヲ出頭セシムヘシ

本法違反者ハ違法ニ旅客ヲ上陸セシメタルト同罪ニ論シ該規定ノ處罰ヲ受ク  
右玖瑪共和國管轄內所在ノ汽船又ハ帆船ノ船主、船長、移民引取人、其ノ代理人及船長代理ニ告  
ク

千九百二年七月二日

大藏大臣、ホセー、チニメ、ガルシーア、モンテース



廻 狀

當共和國內某港ニ於テ當國內ニ其ノ兩親乃至親族無キ十四歳以下ノ幼年移民ノ上陸ヲ許可セル場  
 合有之候處右者ハ事實上公衆ノ扶助ヲ受クル様ニ立チ至リ候條今後ハ移民法第一條規定堅ク相守  
 リ兩親親族ノ呼寄又ハ兩親親族カ當人ノ教育疾病ニ關シテ十分引受ケヲ爲シ決シテ之ヲ遺棄セサ  
 ル旨保證ヲ爲スニ非サレハ十四歳以下ノ幼年移民ノ上陸ヲ許可セサル様御取計ラヒ相成度若本人  
 カ公衆ノ扶助ヲ受クル様ニ相成候場合ハ保證人ニ於テ本國へ送還ノ費用ヲ負擔ス可キモノニ候  
 尙千九百一一年四月三日附稅關長宛總督府第五〇號廻狀ノ件モ堅ク遵守相成度右申進候  
 千九百一二年五月二十九日

大藏大臣  
 大藏省令  
 大藏大臣  
 大藏省令

總督府第五〇號廻狀

以書翰啓上致候

陳者今般玖瑪ニ於ケル一稅關長ヨリ沿岸貿易ニ關スル數個ノ質義ヲ受ケ候中ニ「一八九九年C・  
 C・S 第三五六號廻狀ニ依リ諸外國船ニ對シ沿岸航路ノ旅客輸送ヲ許可セラレ云々」ノ句有之候ニ  
 付左ニ釋明致シ候前記第三五六號廻狀ノ本旨ハ外國船舶ニ對シテ無制限ニ沿岸旅客輸送ヲ許可セ  
 シモノニハ無之同廻狀ハ字義通リニ解スヘキモノニシテ極メテ限定的ニ有之例ヘハ正規ノ航路ニ  
 依レハ非常ナル損失ヲ生スヘキコト明白ナル場合之ヲ考慮シテ特ニ外國船ニ乗船スルノ許可ヲ與  
 フルカ如キ特殊ノ場合ニ限ラルルモノニ候私人又ハ官吏ニシテ迅速ニ某地ヨリ某地點ニ移動スル  
 場合正規ノ船舶ニヨレハ幾週日カヲ待タサル可カラス然ルニ同地ヨリ同目的地ニ航スル外國船ノ  
 適々將ニ出帆セントスルモノアル場合屢重大ナル問題ヲ生スルコト有之候斯カル場合ニ限り外國  
 船ニ乗船スルコトヲ許可セラルルモノニシテ稅關長ハ單ニ其ノ判斷ニ從ヒ發着地及旅客ノ姓名ヲ  
 明記セル航海ニ限り有效ナル許可書ヲ發給スヘキモノニ有之候若貴港ニ於テ之ニ反スル慣例有之  
 候ヘハ至急本狀ニ依リ廢止相成度候



癸一千九百二年四月二日 附刻對券

關稅關長宛  
玳瑁稅關總長、タスカ、エッチ、ブリス、

玳瑁稅關總長、タスカ、エッチ、ブリス、  
玳瑁稅關總長、タスカ、エッチ、ブリス、  
玳瑁稅關總長、タスカ、エッチ、ブリス、  
玳瑁稅關總長、タスカ、エッチ、ブリス、  
玳瑁稅關總長、タスカ、エッチ、ブリス、  
玳瑁稅關總長、タスカ、エッチ、ブリス、  
玳瑁稅關總長、タスカ、エッチ、ブリス、  
玳瑁稅關總長、タスカ、エッチ、ブリス、  
玳瑁稅關總長、タスカ、エッチ、ブリス、  
玳瑁稅關總長、タスカ、エッチ、ブリス、

大藏省廻狀

(汽船又ハ帆船ノ船長船主或ハ汽船會社代理人若ハ其ノ受託者其他關係者宛)

移民法第七條及第八條ノ嚴密ナル遵守ニ付大藏大臣ハ今回左ノ通規定ス

黄色亞細亞人ノ玖瑪入國許可ヲ受ケントスルニハ各自其ノ本國政府發給ノ旅券ヲ攜帶スルヲ要シ  
該旅券ニハ本人ノ人相及署名ヲ載セ顔面ノ大サ四分ノ三「インチ」以上ノ寫真ヲ貼附スヘシ  
旅券ハ本人乗船港駐在當共和國領事官ノ查證ヲ受クヘシ領事ハ貼附寫真ノ顔面ヲ毀損セサル程度  
ニ於テ一部寫真ニ懸ル様署名ヲナスヘシ  
黄色人ニシテ其ノ特質上支那人ト混同セラルヘキ者ニシテ若前記諸條件ヲ完全ニ記入セサルモノ  
ハ移民法適用上之ヲ支那人ト看做ス而シテ斯カル者ノ本國送還ニ關スル事件確定迄其ノ費用ハ本  
人ヲ渡來セシメタル船舶又ハ船會社ノ負擔トス  
千九百三年十月十二日

大藏省令第一二三號



大統領令第二三七號

第一條

外國ニ居住スル支那商人或ハ支那人ニシテ商業又ハ觀光ノ目的ヲ以テ玖瑪國ニ渡來セントスル者ハ上陸ノ權利ヲ確保スル爲ニ最後ニ居住セシ國ノ政府ニ依テ發給セラレ同國駐在或ハ乘船地駐在ノ當共和國ノ外交官又ハ領事官、右兩者ナキ場合ニハ締盟國ノ外交官又ハ領事官ニ依テ查證セラレタル玖瑪入國許可申請ノ爲事情ヲ詳述セル證明書ヲ提出スヘシ即チ本人ノ詳細ナル人相書、年齢、身長、特徴、現在及前職業ノ性質、商業取引ノ豫想額及居住場所ヲ記入スヘキモノトス右證明書ニハ顔面ノ大サ四「センチメートル」以上ノ本人ノ寫眞ヲ貼附シ證明書發給官憲及之カ查證ヲ爲セル外交官又ハ領事官ハ官印ヲ押捺シ又ハ之ニ署名ヲ爲シ以テ他ノ寫眞トノ取換ヲ不可能ナラシムヘシ

第二條

右證明書ハ到着ト同時ニ玖瑪移民法執行官ニ提出スヘシ右提出ヲ受ケタル官吏ハ詳細ニ調査シテ

本人カ證明書記載ノ者ニ相違ナキコトヲ確メ右本人カ支那商人又ハ支那人ニシテ商業又ハ觀光ノ爲ニ渡來セルモノニシテ本人持參ノ證明書中記載事項ノ眞實ナルコト及ヒ  
商業ノ種類……………資本額……………  
觀光又ハ商業……………居所……………  
滞在期間……………

ヲ記入セシメ決シテ手工、筋肉労働ニ從事セサルノ宣誓ヲナスコトヲ要求スヘシ

上記ノ陳述ヲ保證スル爲ニ移民ノ指定地ヨリ出ツルニ先チ現金又ハ保證會社ニ依テ米貨千弗ノ保證金ヲ提出スヘシ

前條ノ規定ニ依リ提供セラレタル保證金ハ之ヲ左ノ場合ニ充用ス

(イ) 本人ノ供述セル事實カ證明書記載ノ本人ニ關スル事實ト相違ナキコト及玖瑪在國中入國許可セラレタル商業ニ絶對的必要ナル以外ノ労働ニ從事セサルコトヲ保證スル爲

(ロ) 本人カ入國許可ヲ受ケタル出願條件ニ違反シ又ハ證明書記載事項ノ眞實ナラサルコトカ



發見セラレシ場合本人ヲ本國ニ送還スル費用及其ノ他ノ費用ニ充ツル爲

第五條

政府ハ保證金ノ殘額ヲ移民法違反ノ罰金トシテ沒收スルコトヲ得

第六條

右證明書ハ移民局ニ記録保管シ移民法第八條規定除外ノ「入國支那人」トシテ帳簿ヲ作成シ本人照合上必要ナル諸要項ハ周到ニ之ヲ記録スヘシ

第七條

支那商人入國ニ關シ移民局ニテ從來ノ實施ノ慣例ニ依リ來ル十月一日以前ニ移民局長官ニ依テ發給セラレタル證明書ヲ携帶セル支那商人及支那人ニテ觀光又ハ商業ノ爲ニ「ハヴァナ」港ニ入港スル者ハ本令第一條規定ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要セス

第八條

支那其ノ他外國政府ノ外交官、領事官、祕書官又ハ之等ノ婢僕ニ非サル支那人ニシテ現ニ玖瑪ニ居住スル者再ヒ玖瑪ニ歸來ノ意志ニテ一時國外ニ出テシテ希望シ又ハ之ヲ要スル者ハ少クモ乗船ノ十日前ニ自身出頭「ハヴァナ」移民委員ニ必要書類下付方ヲ出願スヘシ右願書ニハ本人ノ

宣誓及千八百九十九年四月十四日ヨリ千九百二年五月十五日迄ノ期間中何年何月玖瑪ニ居住セル

カ其ノ居住地、其ノ從事セル職業及本人ノ人相書ヲ明記シ之ニ本人ノ寫真ニ葉ヲ添附スヘシ

本人カ第一審裁判所判事又ハ當該市長ノ面前ニ於テ前記期間中（千八百九十九年四月一日ヨリ千

九百二年五月十五日）ニ於ケル住所ヲ申告セル事ヲ立證スルノ證明書ヲ提出スルコトヲ要シ且支

那人ニ非サル商人二名又ハ不動産所有者二名「ハヴァナ」移民委員ノ面前ニテ出願人カ右證明書記

載ノ本人ニ相違ナキコトヲ證明スルヲ要ス

「ハヴァナ」移民委員若疑念ヲ有スル時ニハ其ノ事實ノ立證ヲ要求シ周到ニ移民法遵守ノ爲適當ト

信スル手段方法ヲ採ルコトヲ得

前記諸條件ヲ完全ニ具備セル場合ニハ之ヲ記録保管シ「ハヴァナ」移民委員ハ出願人ノ人相書ヲ附

シタル證明書ヲ下付ス右證明書中ニハ移民法第八條ニ依リ再ヒ玖瑪ニ歸來シ得ル旨ヲ記シ本人ノ

寫真ニ葉ヲ貼附シ之カ取換ヲ不能タラシムル爲當該官吏之ニ署名捺印ス

寫真ニ葉ヲ貼附シ之カ取換ヲ不能タラシムル爲當該官吏之ニ署名捺印ス

寫真ニ葉ヲ貼附シ之カ取換ヲ不能タラシムル爲當該官吏之ニ署名捺印ス

寫真ニ葉ヲ貼附シ之カ取換ヲ不能タラシムル爲當該官吏之ニ署名捺印ス



出願人ノ人相ノ概略其ノ他ノ必要事項ハ下付ノ證明書ト同一ノ番號ノ下ニ「出國支那人」ノ臺帳ニ記入シ其ノ側ニ第八條規定ノ寫真一葉ヲ貼附スヘシ

前記期間内玖瑪ニ居住シ現在外國ニ居住スル支那人ニシテ玖瑪ニ歸來スルヲ希望スル者ハ移民法第八條規定ニ從ヒ玖瑪土陸ノ權利ヲ確保スル「ハヴァナ」駐在支那領事ニ依テ發給セラレ移民委員ノ查證又ハ移民委員直接發給ノ證明書ヲ其ノ當時ニ於テ所持セサルモノナル時ハ第九條規定ノ形式ニ依リ發給セラレタル證明書又ハ稅關ノ證明書若ハ移民局保管ノ乘船人名表ニ依テ前記期間内玖瑪ニ居住シ一九〇二年五月十五日以降本令發布以前ニ玖瑪出國ノ旨ヲ立證スルヲ要ス且支那人ニ非サル商人二名又ハ玖瑪ニ居住スル者二名「ハヴァナ」移民委員面前ニテ出願人カ提出證明書ノ本人ニ相違ナキ旨ノ宣誓ヲナスコトヲ要ス

本年十月一日以降玖瑪島ニ歸來シ得ヘキ支那人ハ唯「ハヴァナ」港ニ限り上陸スルコトヲ得國內他港ニ於ケル支那人ノ上陸ハ官職ヲ以テ旅行スル支那其ノ他外國政府ノ外交官ヲ除キ總テ之ヲ禁止ス

第十三條

右ノ通大藏大臣ノ提案ニ依リ決定ス

千九百四年八月十一日

「ハヴァナ」ニ於テ

大統領 テー エストラータ パルマ

大藏大臣 ホセー エメ ガルシーヤ モンテス

本令ハ前記ノ大藏大臣ノ提案ニ依リ決定ス

「ハヴァナ」ニ於テ

同令第一條規定ノ本人其ノ親屬ハ前記ノ「ハヴァナ」ニ於テ

二三ノ條ニ於テ規定スル事項ニ依リ決定ス

關及ハ商業ノ目的ニ依リ決定スル事項ニ依リ決定ス

大藏令



### 大統領令

#### 第一條

觀光又ハ商業ノ目的ヲ以テ玖瑪ニ渡來スル支那商人又ハ支那人ニ關スル八月十一日附大統領令第二三七號第七條規定ノ期間ヲ來ル十二月一日迄延期ス

#### 第二條

同令第一條規定ノ本人提出ノ寫眞ハ顔面四「センチメートル」以上トアルヲ二・五「センチメートル」以上四「センチメートル」以下ト改正ス

本令ノ施行ハ大藏大臣之ヲ爲ス

右大藏大臣ノ提案ニ依リ決定ス

千九百四年九月八日

「ハヴァナ」市ニ於テ

大統領 ラー | エストラータ | バルマ  
大藏大臣 ホセー | エメ | ガルシニア | モンテス

### 大統領令

本官ハ權限ヲ以テ大藏大臣ノ提案ニ基キ左ノ件ヲ決定ス

本年八月十一日附大統領令第二三七號第九條規定ノ手續ニ關シ支那人自身ノ特徴ヲ記入シ且本人ノ寫眞二葉ヲ貼附シ正當ナル公證人之ニ署名捺印シタル公正證書ヲ以テ同令第八條規定ノ手續ト同一ノ效果アルモノトシ移民局長之ヲ認許スルコトヲ得、右規定ノ實施ハ大藏大臣之ヲ掌ル

千九百四年十二月二十八日

大統領 テー | エストラータ | バルマ  
大藏大臣 ホセー | エメ | ガルシニア | モンテス

### 大統領令第三式正體



大統領令第三九五號

本官ハ權限ヲ以テ大藏大臣ノ提案ニ基キ左ノ件ヲ決定ス

觀光又ハ商業ノ爲ニ玖瑪ニ渡來スル支那人又ハ支那商人ノ上陸ニ關スル本年八月十一日附大統

領令第二三七號第七條規定ノ期間ヲ來年三月一日迄延長ス

右規定ノ實施ハ大藏大臣之ヲ掌ル

千九百四年十二月三十日

大統領 テー エストラーター バルマ

大藏大臣 ホセー エメ ガルシニア  
大藏大臣 ホセー エメ  
本官ハ權限ヲ以テ大藏大臣ノ提案ニ基キ左ノ件ヲ決定ス  
觀光又ハ商業ノ爲ニ玖瑪ニ渡來スル支那人又ハ支那商人ノ上陸ニ關スル本年八月十一日附大統  
領令第二三七號第七條規定ノ期間ヲ來年三月一日迄延長ス  
右規定ノ實施ハ大藏大臣之ヲ掌ル  
千九百四年十二月三十日  
大統領 テー エストラーター バルマ  
大藏大臣 ホセー エメ ガルシニア

大藏省令

大藏省令

移民法第一條ニ依リ本日以降十四歳未滿ノ幼年移民ハ當共和國內ニ居住スル兩親又ハ後見人ノ申  
請アルニ非サレハ上陸ヲ許可セス

當市移民局長、各港稅關長ハ直ニ各汽船會社ニ通告シ四十五日以後ハ右決定ノ遂行ヲ期スヘシ

千九百五年二月二十五日

「ハヴァナ」市

大藏大臣 ホセー エメ ガルシヤ モンテス

大藏省令



大統領令

本官ハ附與セラレタル權限ヲ以テ大藏大臣ノ提案ニ基キ左ノ件ヲ決定ス  
觀光又ハ商業ノ爲ニ玖瑪ニ渡來スル支那人又ハ支那商人ノ上陸ニ關シ昨年八月十一日附大統領令  
第二三七號第七條規定ノ期間ヲ本年五月三十一日迄延長ス  
右規定ノ遂行ハ大藏大臣之ヲ掌ル

千九百五年三月十六日

大藏大臣  
大總統  
テ  
エストラーダ  
バルマ  
ホータ  
リウス  
ヴェーラ

大藏省令

大統領令第二六八號

本官ハ附與セラレタル權限ヲ以テ大藏大臣ノ提案ニ基キ左ノ件ヲ決定ス  
支那國民上陸ニ關スル千九百四年八月十一日附大統領令第二三七號第三條ヲ左ノ通り變更實施  
ス

第三條

右規定ヲ保證スル爲ニ移民指定地ヨリ出ツルニ先チ保證會社又ハ當地居住ノ知名ニシテ責任アル商人ヨリ米貨一千弗ノ保證金ヲ提出スヘシ  
本令施行ハ大藏大臣之ヲ掌ル

千九百五年七月五日

大總統  
テ  
エストラーダ  
バルマ  
大藏大臣  
ホータ  
リウス  
ヴェーラ

大藏省令



大統領令

觀光又ハ商業ノ爲ニ渡來スル支那國民ノ上陸ニ關スル昨年八月十一日大統領令第七條規定ノ期間ハ新ニ規定ヲ設クル迄之レヲ延長ス  
本令施行ハ大藏大臣之ヲ掌ル  
右大藏大臣ノ提案ニ基キ之ヲ決定ス

千九百五年十月十一日

大統領 テー エストラダ バルマ  
大藏大臣 ホータ リウス リヴェーラ

大藏省令

移民法第一條規定ニ從ヒ爾今十四歳未滿ノ幼年移民ハ本人ノ兩親、後見人、叔伯父、又ハ丁年以上ノ兄ト共ニ渡來スルカ若ハ玖瑪國內居住ノ前記幼年移民ニ對スル前述近親者本人引取リニ來ル場合ノ外上陸ヲ禁止ス

「ハヴァナ」移民局長及各港稅關長ハ前記幼年移民ニ對スル呼寄人ノ責務族籍關係ヲ證明スル爲ニ適宜ノ證憑ヲ要求スヘシ

右布告ス

千九百五年十月二十八日

「ハヴァナ」市ニ於テ  
大藏大臣 ホータ リウス リヴェーラ



大藏省令

農業組合ハ逐日増加スル國內ノ勞力不足ヲ補ヒ且渡來移民ニ可及の最大ノ便利ヲ享受セシメンカ  
爲ニ今回移民事務所ヲ設立シ歐洲ヨリ渡來スル移民數竝國內諸農工場主ノ要望移民人員ヲ豫知シ  
得ル便宜ヲ有スルヲ以テ渡來移民ニ均等の待遇ヲ與ヘ無料ニテ移民ニ勞役ヲ給シ、旅費ヲ半減  
シ上陸後迅速ニ就職ノ便ヲ計ランカ爲左ノ點ニ付政府ノ庇護ヲ得ンコトヲ農工商務省へ出願セ  
リ

一、其ノ役員カ移民到着ニ際シ他ノ移民周旋人ニ先チ之ト接見スルコトヲ許サレタキコト

一、地方公共團體役員ハ農業組合ノ仲介ニヨリ日中自由ニ「トリスコルニア」移民局ニ出入シ移  
民ニ各種ノ報告注意ヲ與ヘ會員加入ヲ勸誘シ無料ニテ移民ノ通信ヲ其ノ家族朋友ニ致スコト  
但シ移民ヲ誘出スルコトハ必ス農業組合ヲ通シテ爲スコト

農工商務省ハ今回右願書ヲ當省ニ廻送シ來リ以テ同組合ニ有利ナル決定ヲ求ム  
依テ之ヲ考慮スルニ農業組合ノ仲介ニヨリ移民ノ享受スル利便ハ甚タ少シトセス自然移民招致ノ  
實ヲ致シ移民ハ地方ニ於テ迅速正確ナル就職ヲ得從テ滞留スル者ヲ減シ爲ニ酷使サルル事ナク又

都市ヲ放浪スルコトナシ勢ヒ公衆ノ扶助ヲ要スル者無キニ至ルヘシ

且ツ移民ハ渡來ノ目的ヲ貫徹シ得ヘク之カ爲ニハ政府モ亦充分ノ設備ヲ要スル際ナルヲ以テ農業  
組合カ慈善團體ト協議シテ設立シタル移民事務所ノ目的ハ政府ノ希望ト一致ス

依テ左ノ通り決定ス

一、當市移民局長ハ移民到着ニ際シ他ノ移民周旋人ニ先チ農業組合移民事務所員ニ同組合ノ請

願セル條件ノ範圍内ニテ契約ヲ爲サンカ爲移民トノ接見ヲ許可シ法規ノ條件ヲ具備スルトキ

ハ移民ノ退場ヲ許可ス

二、移民局長ハ親ラ農業組合ノ紹介セル地方團體、慈善團體ニ便宜ヲ與ヘ以テ移民局長規定ノ

時間内ニ任意「トリスコルニア」其ノ他ノ收容所ニ出入シ移民ニ各種ノ報告注意ヲ與ヘ會員ト

シテ入會ノ勸誘ヲ爲スコトヲ許可ス

千九百十五年十一月六日

大藏省令

大藏大臣 ホータ リウス リヴェーラ



### 大藏省令

「サンチアゴ・デ・クローバ」税關長ノ質問及ヒ昨年十一月二十八日附大藏省令十四歳未満ノ幼年移民上陸ニ關スル規定ニ左ノ項ヲ加フ

祖父母ト共ニ渡來スル者又ハ當共和國內ニ居住ノ祖父母ノ呼寄ニ依リテ渡來スル者ハ上陸ヲ許可ス

千九百六年一月八日

「ハヴァナ」市ニテ

大藏次官　ギレルモ　チャブレ　イ　エセ

### 法　律

玫瑰國大統領「トマス・エストラダ・バルマ」ハ議會ノ協贊ヲ經テ左ノ法律ヲ規定發布ス

#### 第　一　條

行政部ハ國庫剩餘金ヨリ法貨「ペソ」ヲ移植民獎勵費トシテ支出スルコトヲ得

#### 第　二　條

右「一百万」ペソ「中八割ハ之レヲ歐洲及「カナリア」諸島ヨリノ家族移民獎勵費ニ充テ二割ハ特ニ本法ニ規定セル地方ニ於ケル勞働者ノ移住獎勵費ニ充ツ

#### 第　三　條

現在「ハヴァナ」港所在ノ移民收容所以外ニ移民上陸ノ爲ニ左ノ三箇所ニ移民收容所ヲ設置シ前記金額中ヨリ之カ經費ヲ支出ス

一、「シエン・フェゴ」

一、「ヌエヴィタ」

一、「サンチアゴ・デ・クローバ」



但シ移民人數及其ノ需要、居住セントスル場所ノ地理的關係上移民ノ移動又ハ再乗船等ノ費用ヲ省ク爲ニ行政部ノ判斷ニヨリテ國內相當ノ設備アル他港ニ於テモ直接移民ヲ上陸セシムルコトヲ得

之等移民收容所ハ其ノ所在地ノ檢疫所ニ附屬ス

第 四 條

移民ノ登録乗船ニ關スル措置ハ各地ニ於ケル當共和國領事官之ヲ行フ

第 五 條

玖瑪ニ渡來スル移民カ本法ノ保護ノ下ニ登録ヲ得シカ爲ニハ現行法規規定ノ條件ヲ具備シ其ノ本國ニ於テ農業ニ從事シタルコトヲ立證スルヲ要ス

領事官ハ認可ノ證トシテ移民會社ニ對シ證明書ヲ交付ス

第 六 條

移民輸送會社ハ右ニ依リ乗船ヲ許諾スルコトヲ得但シ會社ハ本人ノ決定の入國ハ移民收容所醫官ニ於テ之ヲ認メ或ハ醫官ナキ場合ハ關係稅關長之レヲ認可スルニ非レハ決定セサルモノト知了スヘシ

第 七 條

行政部ハ移民輸送會社ト移民ノ輸送契約ヲ締結シ會社移民間ニ旅費支拂ノ要ナカラシメ一方國庫ノ負擔ヲ經濟的ニシ他方移民ニ最大ノ利便ヲ享受セシメ若法定ノ條件ヲ具備セサル移民アラハ政府自ラ之ヲ送還シ會社本人等ハ何等ノ請求權ヲ有セス

第 八 條

政府ハ左ノ條件ヲ具備スル歐洲及「カナリヤ」諸島家族移民ニ旅費ヲ支給ス

一、家族カ玖瑪ノ農場主、地主又ハ植民者ノ農場ニ來ル場合

二、農場主、地主、又ハ植民者カ豫メ移民家長ト契約シ家長カ家族ト其ノ農場ニ定住ヲ保證スル場合

三、農場主、地主又ハ植民者カ移民家長ト締結セントスル契約書ノ寫ヲ差出シ農工商務省ニ於

テ家族移民ノ要求ヲ正式ニ陳述スル場合

第 九 條

玖瑪國ニ於テ一年間農業ニ從事シ其ノ善良ナル行爲ヲ立證シ得ル移民ハ總テ其ノ家族ノ移轉ヲ出願シ得ヘシ此ノ場合政府ハ乗船地ヨリ移住地迄ノ家族ノ旅費ヲ給ス但シ此ノ特典ヲ享受センカ爲ニハ尙本人ニ於テ玖瑪市民權獲得ノ意志アル旨宣誓ヲ爲スコトヲ要ス



第十條

家族移民配布ニ就キテハ農業ニ從事スヘキ土地ヲ讓渡セントスルト同時ニ恒久的ニシテ報酬アル勞働ヲ供スル地主ヲ先ニ選フヘシ

第十一條

地主農場主或ハ植民者ト家族移民トノ契約ニ關シテハ政府ニ於テ後者カ前者ノ暴戾的待遇ノ犠牲トナラス且ツ契約期間ハ一年ヲ超過セサル様注意ヲ爲スヘシ

第十二條

第二條規定金額ノ二割ノ金額ハ特ニ瑞典、那威、丁抹及北部伊太利地方ノ勞働者ノ移住獎勵費ニ充當ス

第十三條

玖瑪ニ於テ外國ニ輸送スル目的ヲ以テ爲ス國內勞働者及移民勞働者ノ賣買ヲ禁止ス  
前項ノ違反者ハ懲治裁判官之レカ罪ヲ糺彈シ各取扱移民一名毎二百「ペソ」ノ罰金ヲ科ス

第十四條

本法規定ノ職務遂行ノ委嘱ヲ受ケタル領事官及其他ノ官吏ハ之カ爲何等ノ報酬ヲ受クルコトナシ

第十五條

千九百二年軍令第一五五號引照移民法施行規則第二條ヲ變更シ爾今入國移民ニ對スル税金ヲ徵集セス

第十六條

豫メ政府ノ許可ヲ受ケタル會社又ハ個人ニ依テ誘入サレタル移民及其ノ家族ニハ千九百二年五月十五日附軍令第一五五號引照移民法ノ第三條第四條及第六條ヲ適用スルコトナク此ノ場合政府ハ移住ノ條件及其出發地ヲ決定スヘシ

第十七條

行政部ハ本法ニ依テ認可計上セラレタル金額ヲ消費シタル後ハ本法規定ニヨリ引續キ移民事務繼續ノ爲ニ必要ナル額ヲ豫算ニ計上スヘシ

第十八條

出願ニ依テ地主、農場主又ハ植民者カ移民家族ノ移轉ヲ行フ特權ハ本法第八條規定條項ヲ條件トセスシテ家族ヲ渡來セシメ或ハ植民ノ爲ニ土地ヲ供給スル政府ノ權利ト何等抵觸スルコトナシ

第十九條



行政部ハ本法施行ニ關シ適宜ノ命令ヲ發スヘシ而シテ本法ハ共和國政府官報掲載ノ日ヨリ實施ス

千九百六年七月十一日

大總統官邸ニ於テ

大統領 テー エストラダ バルマ

農工商務大臣 カブリエール カスーソ

第十八條

本法ニ關シテ必要ナル命令ニ付シテハ農工商務大臣カブリエールカスーソノ署名ニテ之ヲ發スルコトヲ得ル

第十六條

本法ニ關シテ必要ナル命令ニ付シテハ農工商務大臣カブリエールカスーソノ署名ニテ之ヲ發スルコトヲ得ル

大藏省廻狀

(千九百六年八月二十四日官報掲載)

大藏大臣ハ本日左ノ廻狀ヲ公布ス

去ル七月十一日附發布並同日官報ニ掲載シタル法律第十五條ハ移植民獎勵ニ關シ左ノ通り規定ス

第十五條

千九百二年軍令第一五五號引照移民法施行規則第二條ヲ變更シ爾今入國移民ニ對スル税金ヲ徵收セス

右ノ結果トシテ千九百二年軍令第一五五號及去ル七月十一日附法律ノ規定セル條件ノ下ニ當共和國ニ三等船客トシテ移住シ且軍令第一五五號引照移民法施行規則第十三條規定ノ人名表ニ包含セラレタル移民ハ右施行規則第二條規定ノ「ペソ」ノ税金納付ヲ免除セラル

千九百六年八月二十一日



「ハヴァナ」市ニ於テ

千九百六年八月二十一日 大臣官房

文書課長 ガブリエル ガルシーア エチャルテ

千九百二年軍令第一五五號引照移民法中第八條ノ保  
證金ヲ要求セス又之ニ言及セサルコトニ候  
右申進旁敬意ヲ表シ候  
千九百七年二月二日  
大藏大臣閣下  
臨時大藏大臣閣下  
文書課長 ガブリエル ガルシーア エチャルテ

大藏會館

謹啓前大藏大臣規定ノ規則ニ關シ啓上致候陳者爾今新規命令有之候迄労働者ニ非サル玖瑪渡來支  
那人ニ對シテハ支那公使ヨリ其ノ身分證明書ヲ受領シ、支那公使ヨリ右證明書ヲ受領シ能ハサル  
場合ニハ當市知名ノ支那商人ノ保證ヲ受ケ、千九百二年軍令第一五五號引照移民法中第八條ノ保  
證金ヲ要求セス又之ニ言及セサルコトニ候  
右申進旁敬意ヲ表シ候  
千九百七年二月二日

玖瑪臨時總督 チャールス長外イー マグロ  
臨時大藏大臣閣下

西吉普國邦領正正總(南)



司法省廻狀第五五號(商事)

謹啓本年二月二十五日附大藏大臣發布規則ノ結果翌三月十五日附當省廻狀ヲ以テ豫メ貴官ノ御注意ヲ仰キ置キ候ヘトモ「サンチアゴ・デ・クローバ」税關長ノ質問ニ對シ六月十二日附大藏大臣決定相成候十四歳以下ノ幼年移民上陸許可ニ關シテハ本人カ兩親又ハ後見人ト同伴シ來ルカ又ハ既ニ當國內ニ居住スル兩親又ハ後見人ニヨリ右引渡方ヲ出願スルヲ要シ候但シ何レノ場合タルヲ問ハス兩親ハ保證人ヲ立テ其ノ身分ヲ立證シ後見人ハ其ノ資格證明ノ爲ニ正規ノ書類ヲ提出シ身分證明ヲ爲スヲ要シ候就テハ貴下御管轄内諸港在泊ノ船主移民引取人或ハ船長代理人等ニ適宜御通告相成度十四歳以下ノ幼年移民ニシテ前記手續ヲ完了セサルモノハ上陸ヲ許可セサルノミナラス乗船渡來セシメタル船舶ノ負擔トシテ之ヲ本國ニ送還セシムヘキモノニ候

右大藏大臣ノ依囑ニヨリ申進候 敬具

千九百五年九月二十七日

玖瑪共和國領事官殿

書記官

フアン

エフェ

オフアロール

同上廻狀第二〇號

本月十二日附第一四五〇一號ヲ以テ大藏省ヨリ左ノ通牒有之候條左ニ及移牒候

現行移民法第七條及第八條ノ適用ヲ完全ナラシメンカ爲大藏大臣ハ左ノ通決定ス

黃色亞細亞人玖瑪入國ニハ各自其ノ本國政府發給ノ旅券ノ攜帶ヲ要シ旅券ニハ本人ノ署名、人相書及ヒ顔面ノ大サ四分ノ三「インチ」以上ノ本人寫眞ヲ貼附スヘシ右旅券ハ乘船地駐在ノ玖瑪領事官ノ查證ヲ受クヘシ領事ハ貼附セル寫眞ノ顔貌ヲ毀損セサル程度ニ於テ一部其ノ寫眞上ニ懸ル様署名スヘシ黃色人種ニシテ外觀上支那人ト混合セラルル者前記條件ヲ完全ニ果ササル者ハ移民法規適用上之ヲ支那人ト認メ之ヲ送還スル場合事實決定アル迄其ノ費用ハ乘船渡來セシメタル船舶又ハ船會社ノ負擔トス右汽船又ハ帆船船長、移民引取人、輸送會社代理人及其ノ他ノ關係人ニ通達相成度候

右移牒旁敬意ヲ表シ候

千九百三年十月十六日

「ハヴァナ」市ニテ

書記官

カルロス

デ

サルド



### 大藏省廻狀

(税關長其他關係者宛)

千九百二年五月十五日軍令第一五五號引照移民法施行規則第二條ニ

税關長ハ合衆國市民及玖瑪島住民ヲ除キ外國港ヨリ汽船又ハ帆船ニテ玖瑪各港ニ渡來スル旅客一名毎ニ一「ペソ」ノ税金ヲ徵收ス本税金ハ税關長ニ、税關長ナキ時ハ之ニ代ル官吏ニ、船長、船主、代理人又ハ該船ノ移民引取人ヨリ船ノ入港後二十四時間以内ニ納付スヘシ  
右税金ハ玖瑪ニ旅客ヲ渡來セシメタル船舶ニ對スル税金トシテ船主ノ負擔スヘキモノニシテ之カ徵收ハ法律ニヨル

### 第十五條

トアリシヲ千九百六年七月十一日附法律ニヨリ左記ノ通變更セラレタリ

千九百二年軍令第一五五號引照移民法施行規則第二條ヲ變更シ爾今入國移民ニ對スル税金ヲ徵收セス

千九百六年七月十一日附法律ハ軍令第一五五號ニヨリ玖瑪國入國禁止ノ者ヲ除外スル政府ノ權

利義務ヲ何等制限廢止セス但シ前記規則第二條及千九百六年七月十一日附法律第四條及第五條ノ條件ヲ完全ニ果シタル移民ヲ除外ス

### 第四條

移民ノ登録、乗船ニ關スル措置ハ各地ニ於ケル當共和國領事官之ヲ行フ

### 第五條

玖瑪ニ渡來スル移民カ本法保護ノ下ニ登録ヲ得ン爲ニハ現行法規規定ノ條件ヲ具備シ其ノ本國ニ於テ農業ニ從事シタルコトヲ立證スルヲ要ス

領事官ハ認可ノ證トシテ移民輸送會社ニ對シ證明書ヲ交付ス

前記ノ條項ヲ見ルニ外國港ヨリ汽船又ハ帆船ニ乘シテ玖瑪ニ來ル者ニシテ現行規定ニヨリ除外セラレサル者ヨリ一「ペソ」ノ税金ヲ徵收スヘキコトハ法ノ要求シ現ニ要求スル所タルコトヲ改メテ通告ス

但シ左記ノ者ハ免除セララル

一、合衆國市民

二、玖瑪島住民



三、玖瑪國領事ニ登録ヲ受ケ軍令第一五五號其他之ニ類スル法律規定通牒等ニヨリテ除外セラレサル移民

本狀寫一通ハ公衆ノ閱覽ニ供センカ爲稅關ニ揭示ス

臨時大藏大臣 ガブリエル ガルシーア エチャルテ

旅客其ノ他ノ種痘ニ關スル廻狀

合衆國臨時總督ノ命ニ依リ左ノ通規定ス

- 一、一等船客ニ非サル船客ニシテ上陸ヲ希望スル者ハ種痘濟ノ充分ニシテ明白ナル證據ヲ提出スルニ非サレハ上陸許可ニ先チ船中ニ於テ種痘ヲ爲スコトヲ要ス若クハ拒絕スル時ハ上陸ノ權利ヲ拒否シ上陸ヲ許可セス
- 二、前條規定ノ旅客其他玖瑪ニ渡來スル者ノ種痘施行ニ關シテハ大藏省附屬檢疫所之カ責ニ任ス
- 三、本條規定ノ職務執行ニツキ檢疫所員ハ其ノ俸給以外決シテ報酬、手當、手數料等ヲ受クルコトヲ得ス
- 四、上記各規定ハ特ニ抵觸ヲ見サル限り本省既發ノ命令規則等ヲ變更廢止セス
- 五、本條規定ノ種痘施行ニ關シテハ移民局種痘醫官ハ檢疫所ヲ援助シ大藏省各課長及雇員ハ各自服務規定ノ範圍ニテ協力以テ本條規定ノ遂行ニ努ムヘシ

千九百七年五月六日 臨時大藏大臣 ガブリエル ガルシーア エチャルテ



總督令第六二六號

玖瑪國ニ定住スル目的ヲ以テ外國ヨリ渡來スル船客ヨリ税金ヲ徵收スルハ當共和國採用ノ移民獎勵策ノ本旨ニ反スルカ故ニ大藏省ノ提案ニ基キ臨時玖瑪總督ノ職權ヲ以テ左ノ通決定ス

- 一、千九百二年五月十五日附軍令及千九百六年七月十一日附法律ニ規定スル以外ノモノニシテ外國港ヨリ永住ノ目的ヲ以テ共和國ニ渡來スル旅客モ亦移民法施行規則第二條規定ノ税金ヲ免除セラル但シ右旅客ハ移民法ニ依テ當共和國內入國許可ニ關シ除外セラレサル者ニ限ル
- 二、前條規定ノ税金免除ノ特典ヲ享受セムカ爲ニハ玖瑪ニ移住永住セントスル者先ツ出發地駐在ノ玖瑪領事官ニ面接シ前記法令規定ノ條件ヲ具備シ且玖瑪ニ永住セントコトヲ誠意ヲ以テ宣誓スヘシ該領事官ハ其ノ宣誓ニ基キ證明書ヲ發給ス但シ右證明書發給ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得ス
- 三、本令ニヨリ税金免除ヲ受クル者ハ税金ヲ納付セスシテ入國許可ヲ受クルニ先チ當該官憲ニ本令ニ規定スル領事官ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス家長ノ受領セル證明書中ニ家族ノ姓名ヲ列記シアルトキハ右家族亦税金免除ノ特典ヲ享受ス

四、本令ハ官報ニ掲載ノ日ヨリ效力ヲ發生ス  
千九百八年六月十三日

「ハヴァナ」市ニ於テ

臨時總督チャーリス・マクグロウ  
臨時大藏大臣 ガブリエル・シール  
臨時大藏大臣

本令ニ規定スル領事官ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス家長ノ受領セル證明書中ニ家族ノ姓名ヲ列記シアルトキハ右家族亦税金免除ノ特典ヲ享受ス

總督令第六二六號



玖瑪共和國(合衆國臨時行政管理)

第五一號廻狀

臨時總督ハ本月十九日附法律第六七三號ヲ以テ左ノ通規定ス  
臨時大藏大臣ノ提案ニ基キ臨時總督ハ職權ヲ以テ左ノ通決定ス  
玖瑪軍事總督ニ依リ千九百年十一月十三日附ヲ以テ廢止セラレタル港務部ニ關スル規則第十八條  
ヲ左ノ通修正施行ス

第十八條

船長ハ内外國何レノ船舶タルヲ問ハス港務官及掲揚ノ國旗カ示ス國ノ領事ノ認可ナクシテ船員  
ヲ乗船又ハ下船セシムルコトヲ得ス本規則違反者ハ乗船又ハ下船者一名毎ニ二十五「ペソ」ノ罰  
金ニ處ス

前記港務官ハ認可ニ際シ何等ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス

臨時總督 チャールス イー マグロ  
臨時大藏大臣 ガブリエル ガルシーア エチャルテ

第五二號廻狀

右大臣ノ命ニ依リ布告施行セシム尙本廻狀寫一通公衆ニ揭示スヘシ  
千九百八年六月二十二日  
課長  
何稅關長何某殿



總督令第一一七一號

臨時大藏大臣ノ提案ニ基キ玖瑪臨時總督ハ職權ヲ以テ左ノ通決定ス

「ハヴァナ」港ニ到着スル移民其ノ他ノ者ニシテ診斷ノ結果「トラホーム」其他ノ慢性傳染性ニテ隔離シ難キ疾患ニ罹レルモノハ大藏大臣ノ命令及次ノ規則ニ依リ移民委員之ヲ抑留スルコトヲ得

第一條

移民委員、移民局醫官ハ「ハヴァナ」港ニ到着スル各移民其ノ他ノ者ヲ診察スヘシ「トラホーム」其ノ他慢性傳染性ニテ隔離シ難キ疾患ノ疑アル者ハ其ノ病狀ヲ認メテ移民委員ニ申告スヘシ但シ本條中ノ規定ハ移民委員カ必要ト認メテ他ノ有資格醫師ヲシテ診斷ヲ行ハシムルコトヲ妨ケス

第二條

移民其ノ他ノ者ニシテ移民委員カ不治症ト認メタル者ハ千九百二年五月十五日附軍令第一五五號規定ニ依テ直ニ送還ス但シ大藏大臣カ其ノ判斷ニヨリテ適當ト認メタル場合ハ不治症ト宣告セラレタル移民其ノ他ノ者ニモ治癒シ得ヘキモノト認定サレタル罹病者ニ適用セラル可キ特典條件ヲ享受セシメ玖瑪ニ滞在スルノ許可ヲ與フ此ノ場合ニハ移民委員ニ對シ右ノ事情ヲ文書ヲ以テ證明

スヘシ大藏大臣ハ此ノ許可ヲ與フルニ先チ其ノ送還ヲ要スル場合ニ右不治症ノ宣告ヲ受ケタル移民其ノ他ノ者ヲ安全ニ送還スル爲各五百「ペソ」ノ保證金ヲ要求ス本條項ノ規定ハ斯カル罹病者ヲ乗船渡來セシメタル船長、船主、移民引取人ノ責任及處罰ヲ免除スルモノニ非ス

第三條

本法第一條規定ノ疾患ニテ治癒スヘキモノトシテ移民委員ニ申告セラレタル移民其ノ他ノ者ハ「トリスコルニア」移民收容所又ハ其ノ他ニ收容シ三十日ヲ超過セサル期間内抑留シテ其ノ病狀ヲ看ルヘシ船長、船主、移民引取人ハ右費用トシテ抑留期間中各收容人一名毎ニ毎月法貨八十仙ノ割合ヲ以テ支拂ヲ爲スヘシ

第四條

前條規定ノ三十日ノ期間ハ本人、親族、朋友ノ出願ニヨリテ更ニ六十日間ニ延長スルヲ得但シ此ノ場合本人、親族、朋友ヨリ右抑留人ノ日割額八十仙ヲ含メタル全費用ノ支拂ニ當ツル爲現金二百「ペソ」以上ノ保證金ヲ大藏大臣ニ提供スルヲ要ス延期許可終了シテ支拂未濟ノ者アル時ハ右保證金ヨリ之ヲ控除ス

第五條



前條規定ノ移民其他ノ者ニシテ移民局管轄外ノ病院ノ醫療ヲ受ケントスル者ハ各自五百「ペソ」ノ保證金ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ右保證金ハ移民法遵守醫療ノ費用ニ充當シ尙支拂未濟ノ金額アルトキハ之ヨリ控除ス

第六條

「トラホーム」其他ノ慢性傳染病ニテ隔離シ難キ疾患ニ罹リタル移民其ノ他ノ者ニシテ最後ノ斷定ヲ待チ病勢ノ經過ヲ見ン爲若ハ治療ノ爲ニ玖瑪滞在ヲ許可セラレタル者ハ千九百二年五月十五日附軍令第一五五號ニ依ル上陸者ト看做スコトナシ到着後一年以内ニ於テ何時タリトモ移民委員ノ命令ニ依リ本國へ送還セラレヘシ送還旅費、食費其ノ他ノ費用ニシテ本令第二條規定ニ依リ船長、船主、移民引取人ノ負擔タルモノヲ其ノ支拂請求後二十日以内ニ船長、船主又ハ移民引取人カ納付支拂ヲ拒絶シタルトキハ船舶ニ對スル訴訟事由タルヘシ稅關長ハ右請求額ノ完納アル迄其ノ船舶又ハ同會社ニ附屬スル船舶ノ玖瑪ヨリノ出航ヲ拒否ス

第七條

「ハヴァナ」港以外ノ港ニ到着シタル移民其ノ他ノ者ニシテ診斷ノ結果「トラホーム」其他慢性傳染性ニテ隔離シ難キ疾患ヲ有スル者アルヲ發見シタル場合ニハ其ノ乗船シ來リタル船舶ニ再ヒ乗船

セシム但シ船長、船主、又ハ移民引取人ヨリ大藏大臣ニ一名ニ付五百「ペソ」ノ保證金ヲ提供スル場合ハ此ノ限ニ在ラス右保證金ハ之ヲ第三條規定ノ本人ノ食費及本國送還費ニ充ツ本條規定ニ依リ保證金ノ提供ヲ受ケタル移民其ノ他ノ者ハ病勢ノ經過ヲ看シカ爲「トリスコルニア」移民收容所又ハ他ノ場所ニ移サレ「ハヴァナ」港ニ上陸セシメラレタル者ト同一ノ條件ノ下ニ置カル

第八條

全治シタル者ハ移民委員ノ與書ヲ附シタル移民局醫官發給ノ證明書ニ依テ上陸ヲ許可セラレヘシ

第九條

本法規定ニ依リ食費トシテ徵收シタル金額ハ短期間國庫ニ保管シ手數料、費用其ノ他ノ名義ヲ以テスル控除ヲ爲サス抑留移民ノ扶持費ノ項目中ニ計上ス

第十條

玖瑪政府ノ命令ニ依リ本法規定ノ範圍内ニ於テ生シタル費用ハ前記抑留移民ノ扶持費中ヨリ大藏大臣監督ノ下ニ支出セラレ其ノ支出ハ一年間ヲ通シ同徵收額ニ超過セサルコトヲ條件トス

第十一條

大藏大臣ハ本令施行ニ關スル必要命令ヲ發ス



千九百二年五月十五日軍令第一五五號其ノ他法規ニシテ本令ト抵觸セサルモノハ總テ有效トス  
千九百八年十二月廿四日

臨時總督 チャールス イー マグロイン  
臨時大藏大臣 ガブリエル ガルシニア エチャルテ

本令ニ依リテ... (Faint text describing the provisions of the order regarding immigration and customs duties.)

總督令第三九號

臨時大藏大臣ノ提案ニ基キ臨時玖瑪總督ハ職權ヲ以テ左ノ通決定ス

移民監督官又ハ移民局ノ代表員ナキ場所ニ於テハ其ノ地ノ稅關長ニ依ル正規ノ許可ナクシテ外國人又ハ玖瑪入國ノ權利ナキ者ヲ情ヲ知り又ハ情ヲ知ラスシテ玖瑪共和國ニ渡來セシメ又ハ渡來セシメントシ若ハ上陸セシメントシ若ハ當然ナル注意ヲ缺キ以テ上陸ヲ許可シタル船長、代理人、船主又ハ移民引取人ハ上記ノ狀態ノ下ニ上陸セシメ又ハ上陸セシメントシタル外國人一名毎ニ各五百「ペソ」ノ罰金ヲ科セラル右罰金ハ該船舶ニ對スル課稅トシテ之カ未納中ハ玖瑪國ヨリ該船舶ノ出港ヲ許サス但シ大藏大臣ニ於テ必要ト認メタル時ハ罰金ノ一部又ハ全部ヲ免除スルコトアルヘシ大藏大臣ヲシテ斯ル措置ヲ取ルニ至ラシメタル動機及理由ハ詳細ニ記錄ニ收錄スルコトヲ要ス

千九百九年一月十三日 「バヴァナ」市ニ於テ

臨時總督 チャールス イー マグロイン  
臨時大藏大臣 ガブリエル ガルシニア エチャルテ



廻 狀

本年四月三十日附ヲ以テ大藏大臣ハ左ノ通規定ス

- 一、船長ハ移民法適用ニ任スル官吏ニ上陸希望ノ船首船客ノ姓名ヲ記載セル人名表ヲ提出スヘシ右姓名ニハ正確ニ番號ヲ附シ其ノ年齢、國籍、人種別男女別、身分職業ヲ詳記スヘシ
- 二、前記船客ハ上陸許可ニ先チ檢閱醫官ニ依テ診察ヲ受クヘシ左記ノ疾病缺點アル者ハ當該醫官之カ上陸ヲ禁止ス
  - 白痴、精神發育不全者、精神衰耗者、癲癇患者、精神喪失者、不具癱疾者、肉體及精神上ノ状態ヨリ見テ公衆ノ扶助ヲ受クルニ至ルヘキ者、結核患者及其ノ他傳染性又ハ嫌疑スヘキ疾患アル者
- 三、移民檢閱官ハ法貨三十「ペソ」以上ノ金額ヲ所持シ之ヲ呈示スル旅客ノ上陸ヲ許可ス、檢閱醫官ノ體格検査ニ出頭セス又、前項ノ禁止者ハ上陸不許可者トシテ一覽表ヲ作成シ船長ニ渡シ上陸ヲ許可セス之カ違反者ハ千九百九年一月十三日附臨時政府令第三九號ニ依テ處罰ス

四、但シ右船長出願ニ依テ船ノ荷役中ニ限リ上陸不許可ノ旅客ヲ「トリスコルニア」ニ移轉セシムルコトヲ得此ノ場合「トリスコルニア」滞在費トシテ毎日法貨五十仙ヲ納付スヘシ

千九百九年五月十七日 移民委員兼檢疫所事務代理

海峽共濟國大藏省



玖瑪共和國大藏省

第七九二—二七二三號

以書翰致啓上候陳者去月二日附臨時總督ノ決定ニヨル支那人ニ關スル法規適用方ニ付去月十六日附貴翰ヲ以テ御尋ノ件左ニ御回答申上候

- 一、何等ノ證書ヲモ携帯セス「ハヴァナ」港ニ到着セル支那人ニシテ支那公使カ労働者ニ非サルコトヲ示シ其ノ身分證明ヲナス者ハ直ニ上陸スルコトヲ得但シ本人ニ關スル確證ハ貴局ニ收録保管アリ度シ
- 二、移民ニ關スル千九百二年軍令第一五五號引照移民法第八條ニ依テ觀光又ハ商業ノ目的ニテ旅行スル支那商人又ハ支那人ニテ貴局發給ノ證明書ヲ有シ支那公使ニ依テ正規ノ身分證明ヲ受ケタル者亦保證金ノ提供ヲ要セスシテ上陸スルコトヲ得
- 三、觀光又ハ商業ノ爲ニ旅行スル支那商人其ノ他ノ者ニテ貴局發給ノ證明書ヲ有シ支那公使カ労働者タルコトヲ示サス且身分證明ヲモ爲ササル者ニ關シテハ去月二十一日附貴官宛當省通告ノ通當市居住知名商人ノ爲ス保證ヲ以テ足ル

四、何等ノ證明書モ携帯セス支那公使亦觀光又ハ商業ノ爲ニ渡來セル支那商人其ノ他ノ者ニ非ラサルコトヲ宣誓シテ身分證明ヲ爲ササル當港到着ノ支那人ハ假令上記ノ保證ヲナシ其ノ身分證明ヲ爲サントスル商人アリトスルモ千九百二年軍令第一五五號ノ規定ニ依リ出發地へ送還セラル

右御回答申上候條受領書御差出相成度候 敬具

千九百七年三月五日

臨時大藏大臣 ガブリエル  
 移民局長 殿



謹啓陳者貴官ノ御提案ニ基キ大藏大臣ハ今般左ノ省令ヲ發シ候

「トラホーム」ニ罹レル移民ニ關シ之ヲ見ルニ外觀上治癒セル者ニ全治證明書ヲ發給セル實例甚タ多キカ故ニ今般傳染病ノ國內傳播ヲ防カンカ爲ニ千九百二年五月十五日軍令第一五五號引照移民法施行規則第一條規定ノ權限ヲ以テ移民委員ノ提案ニ基キ「トラホーム」全癒者トシテ移民局ヨリ全治證明書ヲ受クル移民ヲ律スル規則ヲ左ニ規定ス

一、移民局ヨリ發給スル「トラホーム」全治證明書ハ移民法上所要ノ條件ト看做シ一年以内何時ニテモ「トラホーム」再發ノ場合ニハ移民ハ移民局ニ依リ抑留セラレ乗船シ來タル船ノ負擔ヲ以テ送還セラル右船舶ハ患者抑留中ノ諸費用ニ對シテ其ノ責ヲ負フ

二、外觀上治癒セル重症「トラホーム」ノ場合移民局長ハ移民ノ提供スル保證金ヲ保留シ又保證金免除セル場合ニハ一箇年中殘餘ノ期間ニ對シ其ノ症狀ニ依リ百「ペソ」以上五百「ペソ」以下ノ他ノ保證金ヲ要求シ以テ斯ル状態ニアル移民ヲシテ一時的ノ自由ヲ受ケ必要ナル醫療ヲ受ケシメ且病勢ノ如何ニ依リテハ當港到着後一年以内ニ之ヲ抑留又ハ送還セシム  
本規則ハ本日ヨリ施行ス  
右申進旁敬意ヲ表シ候 敬具

千九百十一年九月三十日

大藏次官 アーサー・ラード

移民局 局長 殿

大藏次官 閣下ニ對シテ



### 玫瑰共和國大藏省「ハヴァナ」税關

謹啓陳者本日受領致候本月十七日附廻狀ヲ以テ大藏大臣ヨリ左記ノ通牒有之候  
 現行法規ニ依テ附與セラレタル權限ヲ以テ移民ニ關シ左ノ訓示ヲ與フルヲ便宜ト信ス  
 移民法第一條ニ依リ西班牙語ヲ知ラサル移民勞働者ハ上陸ヲ許可セサルモ本人カ法定貨幣六十  
 「ペソ」ヲ所持シ審問ニ際シ右金額ヲ呈示スル場合貴官ニ於テ適當ニシテ周到ナル方法ヲ以テ本人  
 カ眞實右金額ノ所有者タルコトヲ確認シタル場合ニ限り上陸ヲ許可スヘシ  
 貴港ヘ到着スル移民若ハ移民團體ニテ其ノ渡來旅費ヲ第三者ニ依テ支拂ハレ玫瑰ニ於テ勞役ニ從  
 事スル爲ニ契約ニ依リ來レルカ又ハ就職ヲ豫メ定メテ來レリト思ハルル狀態アラハ貴官ニ於テ周  
 到慎重ナル調査ヲ遂ケ千九百零六年七月十一日附法律第十六條及移民法第五條規定ノ場合ヲ除キ移  
 民法第四條規定ノ罰則ヲ適用スヘシ法規ニ依リ玫瑰入國ノ資格アル者ト雖乗船人名表ニ姓名ノ記  
 入ナク又ハ之ヲ誤リ若ハ虛偽ノ記入ヲナセル者ハ第十五條ニ依リテ送還スヘシ  
 最後ニ移民ノ體格検査ハ慎重ニ執行シ「トラホーム」ニ罹レルヤ否ヲ見ル爲全移民ノ眼驗ヲ反ヘシ  
 テ之ヲ検査スヘシ

之等移民中往々同病ニ罹リシ爲「ハヴァナ」港ニテ拒絕セラレタル者カ他港ニ於テ検査ノ嚴重ナラ  
 サルヲ利用シテ法禁ヲ侵シテ玫瑰入國ヲ企テ屢其ノ目的ヲ達スル者モアル由ニ付貴官ニ於テ周到  
 ナル注意アリ度移民體格検査ヲ嚴重ニ執行シ「トラホーム」其他入國禁止ノ疾患ヲ有シ入國セント  
 スル者ヲ防止スル様當該醫官ニ訓示スヘシ

千九百十年六月二十四日

右御通告申上候 敬具

千九百十一年六月二十三日

「ハヴァナ」市ニ於テ

税關長 ホータ メンシア

移民局 長 殿

(譯註、上記日附ハ原文ノ儘ヲ譯出セルモ、「千九百十年六月二十四日」ノ意義明白ナラス、

且千九百十一年六月二十三日ハ、千九百十年六月二十三日ノ誤ナルヘシト察セラ

ル)



謹啓陳者本日附ヲ以テ各稅關長宛左ノ通告ヲ發シ候

去月十七日附當省廻狀ヲ以テ通告致置候處右ニ關シ移民法規定ノ他ノ條件ヲ具備セル當港上陸ノ移民ニ對シテハ三十「ペソ」以上ヲ要求セサルコトニ變更致候條右申進候 敬具

千九百十年七月十一日

大藏次官 アントニオ      ホータ      デ      アラソーサ

移民局長 殿

千九百十一年六月二十二日

千九百十年六月二十四日

謹啓陳者本日大臣ノ命ニ依リ左ノ件ヲ及御通知候

大統領ハ去ル一月十六日附ヲ以テ左ノ大統領令ヲ發布ス

移民事務遂行ニ關與スル衛生保安、大藏兩省ノ職權ノ範圍ヲ規定スルコトハ行政上最モ緊要ノ事ナリ依テ共和國憲法及現行法規ノ附與スル權限ヲ以テ前記兩省大臣ノ提案ニ基キ左ノ通決定ス

イ、外國港ヨリ來ル船客及ヒ其ノ携帶荷物ハ玖瑪到着ノ時ヨリ衛生保安省ノ管理ト定メ同省ハ

同省ニ於テ或ハ移民委員ヲシテ之ニ關スル現行法ノ勵行ヲ爲サシム

ロ、船客到着スルヤ檢疫所ハ法規ニ從ヒ其ノ措置ヲ行フ

ハ、前記ノ檢疫施行濟トナレハ移民局ハ現行法規ニ依リ移民ヲ區別スヘシ「トリスコルニア」收容所其ノ他國內ニ設立セル收容所ニ移サルヘキ者ハ之ヲ衛生保安省ノ管轄トス

ニ、右規定ニ依リ衛生保安省ハ既存及將來設立セラルヘキ檢疫所ノ監督ヲナス

ホ、衛生保安省カ移民検査ヲ終了シ抑留ヲ解キタル時ハ之ヲ農商勞務省ニ通告シ其ノ監督ニ移

ス

ヘ、衛生保安省ハ千九百二年軍令第一五五號中衛生保安省所管ノ移民事務ニ關スル法規ヲ遂行

ス



ト、移民事務カ大藏省所管タルヲ明カニスル行政法カ議會ニ於テ變更セラレサル間之ニ關スル  
大藏省及農商務省ノ所管事務ハ衛生保安省ヨリ移民ノ引繼ヲナシタル時ヨリ開始ス  
但シ移民收容所内ニ滯留中ハ引續キ衛生保安省ノ管轄トス

チ、立法部ニ於テ右變更ヲ爲ササル間ハ役員ハ大藏省ヨリ其ノ俸給ヲ受クルモノトス而シテ之  
ヲ檢疫事務及移民事務專管ノ二課ニ分チ兩課ノ事務ニ付テハ直接移民委員ノ訓令ヲ受ク  
リ、移管ニ關シ議會ノ協賛ヲ得レハ移民事務ハ總テ現行法規規定ノ儘ニテ檢疫所長官ト同級ノ  
專任官ニ移サル

行政部官制第二九八條ニ從ヒ衛生保安、大藏、農商務ノ各省ハ當該職權内ニ於テ各自本令  
遂行ノ責ニ任ス

右局長ノ命ニ依リ此段申進旁敬意ヲ表シ候 敬具

千八百十一年二月十四日

移民局 局長 殿

課長 ドクトル サンチエス アグラモンチ

玫瑰共和國衛生保安省移民局

謹啓陳者衛生保安大臣ハ本月十二日附ヲ以テ左ノ廻狀ヲ發セラレ候

移民法第一條第二條及千九百九年一月十三日附總督令第三九號ヲ周到ニ遵由スル爲移民委員ノ提  
案ニ基キ衛生保安大臣ハ左ノ通規定ス

當共和國へ移民ヲ渡來セシムル船長ハ其ノ船舶ノ舷梯ニ船員一名ヲ特ニ配置シ訓令ニ從ヒ正規ニ  
上陸ヲ許可セラレサル船客ノ上陸ヲ防止スヘシ而シテ移民監督官ノ認可ヲ印刷シタル紙票ハ該船  
員ノ掌中ニ保留セララルヘシ

本令ノ遵守ニ付テハ千九百九年一月十三日附總督令第三九號ニ依リ船長ヲ以テ當該責任者トス  
以上汽船又ハ帆船ノ船長、船主、移民輸送會社、代理人ニ通告スヘシ  
右御通知旁得貴意候 敬具

千九百十一年九月十三日

御中

ハヴァナシ市ニテ  
移民委員兼 検疫所事務代理 エフエー エー メノカール



玖瑪共和國衛生保安省移民局

本月十三日附貴翰第二六三三號拜承陳者五月十九日附大統領令第六〇三號ノ適用ヲ容易ナラシメ  
ンカ爲大臣ハ本月二十五日附ヲ以テ千九百四年十二月二十八日大統領令ヲ引續キ實施スル件ヲ認  
可相成候

右御回答申進候 敬具

千九百十三年六月二十七日

「ハツァナ」市ニ於テ  
課長 アダム  
移民委員 何某殿

大統領令第六〇三號

移民法ニ依リ玖瑪國內移住禁止ヨリ除外セラレタル支那人ノ上陸並國內在留ニ關スル法規ノ解釋  
上誤解ヲ生シタルコト一切ナラス依テ右除外ノ待遇ヲ享受スル爲ニ必要ナル諸條件ヲ明確ニ示サ  
ンカ爲衛生保安省ノ提案ニ基キ共和國憲法ノ附與スル權限ヲ以テ左ノ通決定ス

第一條

移民法ノ所謂支那商人トハ一定ノ土地ニ其ノ名義ヲ以テ開キタル店舗ヲ有シ或ハ會社商號ヲ代表  
スル一員トシテ商品ノ賣買ニ從事スル者ヲ謂フ右者商店經營上絕對ニ必要ノ外何等ノ手工又ハ筋  
肉勞働ニ從事スルコトヲ得ス

第二條

移民法ノ所謂支那學生トハ専門的智識又ハ特別ナル教育ヲ必要トスル科學藝術ニ通曉センカ爲誠  
意ヲ以テ修業スル初等又ハ中等教育學習ニ從フ者ヲ含ミ大學又ハ專門學校ニテ正規ノ學術研究ヲ  
ナス者及既ニ廣汎ナル専門的智識ヲ有シ又ハ高等教育ヲ受ケタル者ニシテ政治、歴史、經濟、哲  
學等ノ特別ナル問題ノ研究ニ從事スル者ヲ謂フ



第三條

外國ニ居住スル支那商人又ハ支那人ニシテ商業又ハ觀光ノ目的ヲ以テ玖瑪ニ渡來センコトヲ希望スル者ハ上陸ノ權利ヲ確實ニセンカ爲其ノ最終居住地國政府ニ依リ發給セラレ同國駐劄ノ玖瑪外交官又ハ領事官若ハ其ノ缺除セル場合ニハ最近接地ニ駐劄スル玖瑪外交官又ハ領事官ニ依リテ查證セラレタル西文、佛文又ハ英文ヲ以テ記セル證明書ヲ提示スヘシ右證明書ハ左ノ各項ヲ包含スルコトヲ要ス

イ、本人ノ詳細ナル人相書

（姓名、年齢、體格一般及本人ノ自己照合上必要ナル特徴ヲ記入スルコト）

ロ、現在及前職業

（商人ノ場合ニハ其ノ取引豫想額及居住地）

ハ、本人ノ寫眞

（顔貌ニ「センチメートル」以上ノコト右寫眞ハ證明書ニ貼附シ取換ヲ不可能ナラシムル爲之

ニ證明書發給官憲及之レカ查證ヲナシタル外交官、領事官ノ署名及官印ヲ押捺ス）

第四條

前記證明書ハ玖瑪ニ於テ移民法執行官吏ニ呈示スヘシ該官吏ハ慎重ニ本人ヲ證明書記載ノ事項ニ照合シ其ノ相違ナキコトヲ確メタル後玖瑪滞在中ハ決シテ手工又ハ筋肉労働ニ従事セサル旨ノ宣誓ヲ爲サシムヘシ

第五條

本人ノ陳述ヲ確證スル爲法定貨幣五百弗ノ保證金ヲ提出スヘシ右保證金ハ玖瑪滞在中ノ全期間ヲ通シ前條規定ニ違反スル場合ニハ政府之ヲ沒收シテ本人ノ送還及其ノ他違反ニ依テ生スル諸費用ノ支拂ニ充ツ

第六條

右證明書ハ移民法第八條規定ノ除外スル玖瑪渡來支那人ノ原簿ヲ有スル移民局ニ保管ス

第七條

第三條規定ノ證明書ハ千九百十三年七月一日迄ニ入國シタル支那商人ニ關シテ移民局ニ於テ實施シツアル慣例ニ依リ移民委員發給ノ證明書ヲ有シテ觀光又ハ商業ノ爲ニ渡來スル支那商人及支那人ニ對シ要求スルコトナク千九百十三年十二月三十一日迄前記證明書ヲ携帯スル者ノ入國ヲ許可シ其ノ後ハ本令第三條乃至第六條規定ノ條件ヲ具備スル支那商人ニ限り入國ヲ許可ス



第八條

支那其ノ他外國政府ノ外交官、領事官又ハ之等ノ婢僕ニ非サル支那人ニシテ現ニ玖瑪ニ在リ且千八百九十九年四月十四日ヨリ千九百二年五月十五日ニ至ル間玖瑪ニ居住シタル者ニシテ一時玖瑪ヲ去ラントスル者又ハ去ラサルヘカラサル者再ヒ歸來ノ意思アル者ハ少クトモ乗船十日前ニ自身移民委員ニ對シ證明書下付ヲ出願スヘシ尙願書ニハ本人ノ宣誓、人相書、其ノ居住時期及其ノ居住地等ヲ記入シ且本令第三條(ハ)ニ規定スル寫真二葉ヲ添附スヘシ

第九條

千八百九十九年四月十四日ヨリ千九百二年五月十五日ニ至ル期間内ニ玖瑪ニ居住シタル事實ヲ當該市町長又ハ第一審裁判所判事ノ面前ニ於テ申立テタルコトヲ立證スル證明書ヲモ提出スルコトヲ要ス且商人二名又ハ玖瑪ニ於ケル居住者二名カ「ハヴァナ」ニ於ケル移民委員又ハ移民事務代理ノ面前ニ於テ本人カ證明書記載ノ者ニ相違ナキコトヲ證言スルヲ要ス

第十條

「ハヴァナ」移民委員カ不審ト認メタル時ハ更ニ其ノ事實ノ立證ヲ要求シ且周到ナル移民法勵行ノ爲ニ適當ト信スル方法ヲ採ルコトヲ得

第十一條

前記諸證明書ハ完全ニ之ヲ保管スヘク移民委員ハ之ニ依リ證明書ヲ發給ス證明書中ニハ出願人ノ人相書ヲ記シ移民法第八條ニ依リ玖瑪ニ歸來シ得ル資格アルコトヲ承認シタルコトヲ明記ス右證明書ニハ本人ノ寫真ヲ貼附シ取換ヲ不可能ナラシムル爲移民委員之ニ署名シ官印ヲ押捺ス出願人ノ人相書及其ノ他ノ要項ハ「出國支那人原簿」ニ登錄シ書類及證明書ト同一ノ番號ヲ附シ第八條規定ノ寫真一葉ヲ其ノ側ニ貼附スヘシ

第十二條

移民局ニ於テハ「在留支那人原簿」ヲ備ヘ千八百九十九年四月十四日ヨリ千九百二年五月十五日ニ至ル期間中在國セル支那人ノ姓名、人相書ヲ掲ケ千九百十五年七月一日以前之ニ記録セラレサル者ハ第九條規定ノ證明書ヲ得又ハ之ヲ所有スルモ在留者ト認メス

正規ニ右原簿ニ記入セラレタル支那人ハ第九條規定ノ適用ヲ除外セラル右原簿ニハ出願人ノ姓名、年齢、國籍、職業、身長、眼、鼻、髭(英尺ニテ)玖瑪上陸ノ年月日、前項ノ期間中(一八九九年四月十四日ヨリ一九〇二年五月十五日)及現在ノ住所ヲ支那語及西班牙語ニテ記録スヘシ

第十三條



共和國領域内ニ入ルコトヲ得ル支那人ハ必ス「ハヴァナ」港ヨリ上陸スルコトヲ要ス但シ支那又ハ  
 其他政府ノ外交官又ハ領事官ニシテ職務上旅行スル者又ハ移民委員發給ノ證明書ヲ得タル除外階  
 級ニ屬スル者ハ此ノ限ニ在ラス  
 本令規定ノ支那人ハ玖瑪到着ト同時ニ醫官及移民檢閱官ニ依テ移民法第一條規定ノ禁止者ニ該當  
 スルヤ否ニ關シ檢査ヲ受ク  
 支那人ニシテ除外階級中ニ含まレタルモノトシテ上陸ヲ許可セラレタル者及現行法規ノ要件ヲ外  
 見上具備セル爲上陸ヲ許可セラレタル者カ上陸後手續ニ違反事項アリシコトヲ發見セラレ又ハ商  
 業若ハ上陸ヲ許可セラレタル目的ニ必要ナル程度ヲ超ヘ手工、筋肉勞働ヲ爲シ若ハ其ノ國內滯留  
 カ違法ナリト認メラレタル者ハ之ヲ抑留シ判事又ハ裁判所ニ於テ本人ノ身分照合ヲナシ判事ハ事  
 件受領後十五日以内ニ罪ヲ斷定ス而シテ違反ノ罪確定セル場合ニ保證金ヲ以テ旅費其ノ他ノ費用  
 ニ充當シ能ハサルトキハ玖瑪國庫ノ負擔ヲ以テ本國又ハ出發地ニ送還ス保證金殘額アル場合ニハ  
 政府之ヲ沒收ス  
 前記ノ抑留及送還命令ハ移民委員ヨリ支那領事館ニ通告ス

第十四條

本令規定ノ事項ニ背馳スル命令廻狀ハ總テ之ヲ廢棄ス

千九百十三年五月十九日

大總統 領ニホセー  
 ミケル  
 ゴメス  
 衛生保安大臣 エメ  
 ヴァローナ

共和共和國領事館



玫瑰共和國衛生保安省

謹啓陳者御尋ノ西班牙國ニ生レタル婦人ト西班牙人トノ初婚ニ依テ生レ未タ玫瑰ニ居住シタルコトナキ未成年ノ子女ハ其ノ後母カ玫瑰人ト再婚シ兩人共ニ現ニ玫瑰ニ居住スル場合ニハ玫瑰市民タルヤ又ハ父ノ國籍ヲ取得スルモノナリヤニ關シテハ共和國憲法第六條第一項乃至第五項ハ歸化ニ因テ玫瑰市民タルノ資格ヲ規定シ居リ候處右條項中ニ貴官御尋ノ如キ未成年者ヲ含マス從テ西班牙國ニ生レ西班牙人ヲ兩親トスル子女ハ其ノ母カ玫瑰人ト再婚スルモ之カ爲其ノ國籍ヲ喪失スルモノニ非サル次第二候  
右御回答申上候 敬具

千九百十四年三月十九日

「ハヴァナ」市ニ於テ

衛生保安省顧問 マヌエル・デ・ミラ・クルーソ

移民委員殿

衛生保安省令第三〇二號

一時的又ハ條件附ニテ上陸ヲ許可セル者又ハ絶對ニ上陸ヲ禁止セル者ニシテ他港官憲ニ右禁止ヲ移牒スルヲ必要トスル場合又ハ不法ニ或ハ禁ヲ侵シテ上陸シタル者ヲ本國ニ送還スル爲ニ逮捕スル等ノ場合ニハ常ニ本人ノ照合識別ニ便スル特徴ヲ各移民局ニ保存スル必要アルヲ以テ既ニ千九百十一年十二月二十日附令第一一七三號ニ依リ當共和國内ニ採用セラレタル犯罪人ノ指紋識別法第四條規定ト同様ノ規定ヲ移民其ノ他ノ者ニ關シテモ採用アリ度旨移民委員ヨリ申請有之、今回當省會議ニ於テ右識別法ハ最モ科學的ニシテ之カ適用ヲ受クル者モ不服ナク且確實ナル結果ヲ得ル唯一ノ方法トシテ廣ク犯人識別以外ニモ諸外國ニ於テ採用サルル事實ニ鑑ミ右移民委員ノ申請ヲ可決セリ依テ左ノ通決定ス

一、移民局長ヲシテ本令ニ包含セラルル者ニ適用スヘキ指紋識別法事務ヲ移民局内ニ設置セシムルコトヲ許可ス

二、右事務所ニハ原簿ヲ備ヘ之ニ國立識別所々長ノ意見ヲ徵シテ移民委員ノ同意スル形式ニ於テ全指又ハ數指ノ平面、背面ノ指紋ヲ押捺セシム



三、右指紋型ニハ本人ノ人相書、玖瑪上陸ノ年月日、乗船名、頭、頸、兩手ニ表レタル検査ニ便  
スル特徴ヲ併記スヘシ之等ノ特徴ハ紙ノ裏面ニ表裏二様ノ各局部ノ圖解ヲ示シ尙本人ノ正面  
寫シ脱帽ニテ顔面ニ「センチメートル」以上ノ寫真ヲ貼附スヘシ

四、移民委員ハ一時又ハ條件附ノ上陸ヲ許サレシ者、上陸禁止ノ者、不審ノ點アル者、本人署名  
ヲ代リニ指紋捺捺ヲ要求スヘキ者及其ノ他本人識別ノ要アル者等ニ指紋識別法ヲ適用スルコ  
トヲ得

本令規定實施ニ關シテハ衛生保安大臣其ノ監督ヲ爲ス  
大統 領 エメ  
衛生保安大臣 エンリケ  
千九百十四年三月二十三日

内務省令第一〇七八號

内務省令第一〇七八號

本年五月十九日附大統領令第六〇三號ヲ敷衍シ千九百十二年五月十五日附軍令第一五五號ニ依リ許  
可セラレタル支那國民ノ上陸ヲ簡便ナラシムル爲内務大臣ノ提案ニ基キ附與セラレタル權限ニ依  
リ左ノ通決定ス

第一條

支那國民ニシテ當然上陸シ得ル者ト信シ玖瑪國上陸ヲ主張スル者千九百十三年五月十九日大統領  
令第六〇三號第三條ニ規定セル證明書ヲ提出シタルトキハ在「ハヴァナ」市支那公使館ニ依テ發給  
セラレ同條イ、ロ、ハノ各項ニ定メタル條件ヲ具備セル西文ニテ記セル證明書ニ據リテ上陸ヲナ  
スヲ得

第二條

支那公使館ニ依リ發給セラレタル證明書ニ依テ上陸スル支那國民ハ大統領令第六〇三號第五條規  
定ノ保證金提供ヲ免除セラル  
千九百十三年十一月十四日







内務省令第一二二三號

本官ハ職權ニ依リ内務大臣ノ提案ニ基キ左ノ通決定ス

第一條

玖瑪入國ヲ要求スル支那人ニ對シテ要求セラルル千九百十三年五月十九日附大統領令第六〇三號第三條規定ノ證明書ヲ在「ハヴァナ」市支那公使館發給ノ證明書ヲ以テ代用スルコトヲ許可シ且前記大統領令第六〇三號第五條規定ノ保證金提供ノ義務ヲ免除セル千九百十三年十二月十四日附内務省令第一〇七八號ハ廢止ス

第二條

本日より於テ内務省令第一〇七八號ニ依リ許可セラレタル證明書ヲ得タル支那人ハ本令公布後十日以内ニ其ノ詳細ノ報告ヲ内務省ニ提出シ移民委員ニ依リ本令カ官報ニ掲載セラレタル後六十日以内ハ「ハヴァナ」港ヨリ上陸ヲ許可セラル

千九百十四年十二月三十一日

「ハヴァナ」大統領官邸ニテ

大統領 エメ

内務大臣 バプロ

デスヴェルニーネ

内務省令第一二二三號



内務省令第八一號

本官ハ内務大臣ノ提案ニ基キ附與セラレタル權限ヲ以テ左ノ通決定ス

第一條

千九百二年軍令第一五五號ニ關シ支那國民ニ所定ノ證明書發給ヲ許可セル内務省令第一〇七八號ヲ廢棄セル千九百十四年十二月三十一日内務省令第一二二三號ノ中廢棄セララルル法規ヲ千九百十三年十二月十四日附内務省令トセルハ誤ニシテ千九百十三年十一月十四日附内務省令ノ意ナリ

第二條

支那公使館ニ依リ發給セラレタル證明書ノ報告ノ交付期間ニ關スル内務省令第一二二三號第二條規定ノ期間ヲ本規定ノ當共和國官報ニ掲載後十日間延期ス

千九百十五年一月二十七日

「ハヴァナ」大統領官邸ニテ

大統領 エメ

ヘー

メノカール

内務大臣 バプロ

デスヴェルニーネ

内務省令第四五八號

本官ハ内務大臣ノ提案ニ基キ附與サレタル權限ヲ以テ左ノ通決定ス

當市支那公使館ニ依リ千九百十四年十二月三十一日以前ニ發給セラレタル證明書ヲ有シ内務省令第一二二三號規定ニ從ヒ同公使館ヨリ内務省宛送付ノ報告中ニ其ノ姓名ヲ記載セル支那國民ノ當共和國入國ニ關シ前記千九百十四年十二月三十一日内務省令第一二二三號ニ依テ與ヘラレタル期間ヲ來ル五月三十一日迄延長ス

千九百十五年四月九日

「ハヴァナ」大統領官邸ニテ

大統領 エメ

ヘー

メノカール

内務大臣 バプロ

デスヴェルニーネ



司法省令第一〇九五號

千九百十一年一月六日附大統領令第九二號ハ衛生保安省ノ規定法規ニ從ヒ移民局ヲ衛生保安省ニ  
附屬セシメタルカ移管後時日ノ經過及事務遂行ノ成績ニ鑑ミルニ法律ニ規定セラレタル移民局所  
管事務ハ其ノ性質上主務省タル衛生保安省ノ事務ノ特質ト一致セサルモノアリテ主務省ノ有スル  
使命實現ニ支障ヲ生スルナキヲ保シ難ク尙該令中同決定ノ條件トシテ議會カ行政部官制中之ニ關  
スル法規ヲ變更スルコトアルヘキ旨定メタルモ之カ實現ヲ見ルニ至ラス依テ今回施政上最モ機宜  
ヲ得タル處置トシテ行政部ヲシテ移管訂正ヲ爲サシメントス  
衛生保安省ハ前記ノ理由ヲ以テ所屬ノ移民局ヲ大藏省ニ歸屬セシムヘキ旨ノ申請ヲ爲セリ依テ其  
ノ申請ヲ容レ閣議ノ結果司法大臣ノ提案ニ依リ移民事務ノ移管ヲ爲シ以テ之ヲ公衆ノ福利ト現行  
法ノ規定トニ適合セシメンカ爲左ノ通決定ス

千九百十一年一月十六日附大統領令第九二號ハ全部之ヲ廢棄シ其ノ結果移民局ハ其ノ附屬官署  
役員共ニ行政部官制第一六一條規定ニ從ヒ改メテ大藏省監督下ニ移管ス  
移民局經費トシテ衛生保安省豫算ニ計上セル額ハ之ヲ大藏省ニ移シ次年度ヨリ大藏省豫算中ニ

計上ス

千九百十一年一月十六日附令第九二號發布ヨリ本日ニ至ル間移民局記録文書ノ處理濟又ハ處理  
中ノモノハ總テ大藏省ニ移シ檢疫所ハ從前通り「トリスコルニア」收容所内ニ置ク  
大藏、衛生保安兩大臣ハ各其ノ職務ノ範圍内ニ於テ本規定遂行ノ監督ヲ行フ

千九百十五年八月十四日

「マリアナラ・ドウラニヨーナ」官邸ニテ

大統領 エメヘーメノカール  
司法大臣 セーデラ グアルディア



千九百十五年八月二十日「グアンターナモ・カイマネーラ」税關長電報ヲ以テ左ノ件ヲ照會シ來レリ  
 北米合衆國軍艦「ブント」號ニ便乘シ「ハイチ」國ニ在ル北米合衆國軍港ニ至リ更ニ同港ヨリ當港  
 ニ到着シタル五名ノ米國宣教師アリ彼等ノ陳述スル所ニ依レハ千八百法ノ取立テノ目的ヲ以テ  
 「サンチアゴ・デ・クローバ」ニ向ハントス米國軍港ヨリ來ル船客、移民ニ關シテハ何等條令ナク今  
 後ノ場合モ有之如何ナル條件ヲ以テ上陸許可スヘキモノナリヤ電報ニテ訓令相成リ度シ  
 但シ彼等五名ハ移民法規定ノ三十「ペソ」以上所持ス

税關長    ホータ    エフエ    サンチエス

右電報ニ對スル移民委員ヨリノ返電左ノ如シ

外國港ヨリ渡來セルモノトシテ移民法適用人頭稅ヲ課スヘシ

右電報ハ千九百十五年八月二十七日附ヲ以テ大藏大臣ノ許可ヲ得タリ

移民委員兼  
 檢疫所事務代理    エフエ    ムノカール

大藏大臣 渡邊 大藏大臣 渡邊 大藏大臣 渡邊  
 中 大藏大臣 渡邊 大藏大臣 渡邊 大藏大臣 渡邊  
 千九百十五年八月二十七日附

以書翰啓上左ニ本省決定及御通知候  
 當市劇場經營者數名ヨリ移民委員宛陳情書ヲ以テ彼等ノ當國ニ招致セル契約藝人ニ對シ一般公衆  
 ノ扶助ヲ受クル憂ヲ避クル爲竝本國へ送還セラルヘキ者ニ對スル爲ノ保證金上納免除方ノ訴願ヲ  
 爲セリ  
 劇場經營者ハ本件ノ關係法規タル千九百二年軍令第一五五號引照移民法第一條乃至第三條規定ハ  
 當共和國劇場ト契約シタル藝人以外ノ者ニ關スルモノニシテ同第五條モ亦此等藝人ヲ上陸制限ヨ  
 リ明カニ除外スト論ス依テ之ヲ同條文ニ付テ見ルニ右規定ハ外國ヨリ玖瑪ニ渡來セントスル俳  
 優、藝人、歌唱者ニ非サル他ノ移民ニ對スル條件ヲ規定セルモノナリ  
 訴願人ハ移民法實施以來最近國立劇場「オペラ」團來着迄十二年間未タ一回モ契約藝人ノ上陸ニ對  
 シテハ保證金ノ提供ヲ要求セラレタルコト無シト申出ツルモ移民委員ハ右「オペラ」團到着以前ニ  
 於テモ來國藝人ニ對シテ保證金ヲ要求シタルコトアリト述ヘ之ヲ否認ス  
 移民委員ハ國立劇場「オペラ」團及「シガルディ」團（コノ團員ハ契約者ノ爲「サンチアゴ・デ・ク  
 ーバ」ニ取殘サレ本國へ送還サセラレタリ）ニ起リシ事例ニ鑑ミ若本人等カ資力盡キ又ハ公衆一般  
 ノ扶助ヲ受クルニ立チ至リタル場合之ヲ二等船客トシテ本國へ送還スル旅費ト同額以上ノ保證金



竝「トリスコルニア」ニ滞在シ送還ノ便船ヲ待ツ間ノ費用トシテ各十「ペソ」ヲ要求シタル移民局ノ  
處置ヲ正當トシテ認可セラルルカ又ハ斯ノ如キ契約渡來者ハ上陸者ト認メス一時下船スル者トシ  
テ許可シ其ノ出發港へ歸還ノ旅費及本人等ノ生活費盡キタル結果國家、州市等ニ及ホス諸費用ハ  
全部興行團ノ負擔タル可キ旨ノ條項規定セラレ度旨ノ申請書ヲ差出セリ

依テ案スルニ千九百二年軍令第一五五號引照移民法第五條ノ規定中入國ヲ禁止セサル者ニ歌唱者  
俳優等アリ且ツ第一條乃至第三條規定ノ者トモ見ルコト能ハス第四條ニ規定サレタル契約者トシ  
テ渡來セシメタル者トモ看做スコトヲ得ス然カレ共假令禁止條項中ニ掲ケラレサルモ行政官力之  
等ノ者ヲシテ社會公衆ニ迷惑ヲ及ホサシメサル爲ニ適當ナル手段方法ヲ講スルヲ妨クルモノニア  
ラス且移民委員ノ採リタル措置ハ訴願人陳述ニ先チ國立劇場「オペラ」團及「シガルテイ」團ニ對シ  
テ爲サレタルモノニシテ藝人トシテ上陸許可サレタル者カ明カニ國內ノ公序良俗ヲ紊シ一般公衆ノ  
迷惑トナリ其ノ結果官署ニ及ホス損害ヲ防ク爲ニハ必要上ノ手段トシテ認可セラレタルモノトス  
移民委員申請ノ第二案ハ興行團カ自己ノ負擔トシテ藝人ヲ送還シ諸費用ヲ支拂フヘキ場合破産ニ  
至ルコトアルヲ以テ頗ル不備ナル點アリトス

如上ノ理由ニ基キ千九百二年軍令第一五五號引照移民法第一條乃至第三條及第五條ノ規定ニ鑑ミ

當市劇場主ノ訴願ト之ニ對スル移民委員ノ陳述トニ依リ左ノ如ク決定ス

當共和國內劇場經營者ニ依リテ招致セラレ渡來スル藝人ニ對シテ三等船客トシテ本國送還ニ要  
スル旅費ト同額以上ノ保證金竝滞在費トシテ各十「ペソ」ヲ要求セル移民局ノ處置ヲ適當ト認ム  
且今後該保證金ハ硬貨ヲ以テシ或ハ正規ニ成立セル會社ヲシテ保證セシムルモ可ナリ但シ保證  
金ハ移民委員ノ要求ニ依リ直ニ提供スヘク又其ノ遅延等ニ依テ生スル超過額ニ對シテモ亦其ノ  
責ニ任スヘキモノトス

右移民委員竝ニ訴願人ニ通知スヘシ

千九百十五年八月二十八日

「ハヴァナ」市ニ於テ

大藏次官 へー

ガルシーア

エチャルテ

此段申進旁敬意ヲ表シ候

千九百十五年九月二十二日

「ハヴァナ」市ニ於テ

大藏省庶務課長

エドアルド

ビヲスカ

移民委員宛



大藏省令第一五二二號

玖瑪共和國憲法ニ依リ附與セラレタル權限ヲ以テ大藏大臣提案ニ基キ移民法第七條第八條規定支那人ノ入國ニ關スル細則ヲ左ノ通規定ス

第一條

移民法ハ支那勞働者ノ當國移入ヲ適法ト認メス但シ同法第七條第八條ニ含マルルモノトシテ左ノ者ハ除外セラレ

- イ、支那其ノ他外國政府ノ外交官又ハ領事官ニシテ職務上旅行スル者
- ロ、前記諸官ノ祕書又ハ婢僕
- ハ、商業ノ爲ニ渡來スル支那商人
- ニ、觀光又ハ商業ノ爲ニ旅行スル支那人
- ホ、千八百十九年四月十四日玖瑪ニ居住シ居リ引續キ居住スル支那商人及勞働者
- ヘ、一時的的外國ニ居ル支那人ニシテ千八百九十九年四月十四日ヨリ千九百二年五月十五日ニ至ル間ニ於テ玖瑪ニ居住シタルコトアル旨立證シ得ル者

第二條

支那人ハ移民一般ヲ律スル法規ニ從ヒ先ツ入國可否ニツキ移民法第一條ノ除外者中ニ入ル者ナリヤ否ノ審査ヲ受ク若第一條ニ含マレサル場合ハ本令第一條ノ除外例ニ適合スルヤヲ審査ス  
支那人ノ檢査ハ政府官吏又ハ移民官カ特ニ許可セル者ノ立會ノ上之ヲ行フ  
支那商人トハ一定ノ土地ニ其ノ名ヲ以テ開キタル店舗ヲ有シ又ハ會社商號ヲ代表スル一員トシテ商品ノ賣買ニ從事スルモノヲ謂フ右者商店經營上絶對ニ必要ナル外何等ノ手工又ハ筋肉勞働ニ從事スルコトヲ得ス

第四條

外國ニ居住スル支那人又ハ支那商人ニシテ商業又ハ觀光ノ目的ヲ以テ玖瑪ニ來ランコトヲ希望スル者ハ上陸ノ權利ヲ確實ニスル爲其ノ最終居住國ノ政府ニ依リテ發給セラレ同國駐劄ノ玖瑪外交官又ハ領事官若ハ其ノ缺除セル場合ニハ最近接地ニ駐劄スル玖瑪外交官又ハ領事官ニ依テ查證セラレタル西文、佛文又ハ英文ヲ以テ書セル證明書ヲ呈示スヘシ右證明書ニハ左ノ各項ヲ包含スルヲ要ス



イ、本人ノ詳細ナル人相書

姓名、年齢、體格、及本人ノ自己照合上有用ナル特徴ヲ記入セルモノ  
口、現在及前職業

商人ノ場合ニハ其ノ取引豫想額及居住地

ハ、本人ノ寫眞

顔貌ニ「センチメートル」以上ノコト右寫眞ハ證明書ニ貼附セラレ其ノ取換ヲ不可能ナラシム

ル爲之ニ證明書發給官憲及之カ查證ヲナシタル外交官ノ署名又ハ官印ヲ押捺ス

第五條

本證書ハ玖瑪ニ於テ移民委員ニ提出セシム右委員ハ詳細ニ之ヲ檢シ右證明書記載ノ者カ本人ニ相違ナキヲ確メ且本人ヲシテ玖瑪滯在中決シテ手工又ハ筋肉労働ニ従事セサル誓約ヲナサシムヘシ  
右證明書ハ移民局ニ保留シ渡來支那人原簿ニ記入シ移民委員ハ各人ニ其ノ人相書及入國許可ノ委細ヲ記入シ且本人ノ寫眞ヲ貼附セル文書ヲ發給ス

玖瑪官憲ハ何時タリトモ本人ニ右文書呈示ヲ要求シ以テ本人照合ノ便ニ供シ且入國許可ノ條件ニ變更ヲ生セサルヤ否ヲ見ルコトヲ得

第六條

支那人ニシテ法ニ違反シテ當共和国内ニ居住スル者ハ玖瑪政府國庫ノ費用ヲ以テ之ヲ出發地ヘ送還セシム但シ送還ニ先チ懲治裁判所判事ノ面前ニ於テ本人ニ相違ナキヲ確メ且玖瑪在國ノ權利ナキヲ確認セシム此ノ場合該本人ヲ乗船渡來セシメタル者ハ其ノ搜索送還ノ費用ニツキ政府ニ對シ責任ヲ負フ

第七條

當共和國ニ到着セル支那人ニシテ本令第四條規定ノ證明書ヲ有スルモ前各條規定ノ條件ヲ具備セサル理由ノ下ニ上陸ヲ許可セラレサル者ハ玖瑪國庫ノ負擔ニテ其ノ本國ヘ送還ス

第八條

現ニ玖瑪國ニ居住シ且千九百二年五月十五日以前ニモ居住シタルコトアル支那勞働者又ハ支那人ニシテ再ヒ渡來ノ目的ヲ以テ一時國外ニ出テントスルモノハ乗船二十日前ニ自身移民委員ニ必要ナル證書發給ヲ出願スヘシ右願書ハ正副二通作成シ本人ノ人相書千八百九十九年四月十四日ヨリ千九百二年五月十五日ニ至ル間居住シタル場所ヲ記シ之ニ第四條「ハ」項規定ノ寫眞二葉ヲ添附ス



ヘシ且本人居住地ノ市長又ハ町長ニ前記期間内居住シタルコトヲ立證スヘキ書類ヲ提出シ又移民委員ノ相當ト信スル不動産所有者二名當人カ願書及證明書記載ノ本人ニ相違ナキコトヲ宣誓アルヲ要ス

移民委員ハ添附寫眞ノ全般ニ互リ詳細ニ本人ト一致スルヤ否ヲ檢シ身長其ノ他ノ特徴等ヲ周到ニ對照スヘシ

不審ノ疑アル場合ハ移民委員ニ於テ周到ニ移民法遂行ノ爲メ更ニ其ノ呈示スル事實ヲ立證スヘキ事ヲ要求スルコトアルヘシ

第九條

前記書類ハ完全ニ保管スルコトヲ要シ移民委員ハ之ニ基キ證明書ヲ發給ス該證明書中ニハ出願人ノ人相書ヲ記シ移民法第八條ニヨリ玖瑪ニ歸來シ得ル資格アルコトヲ承認セル旨ヲ明記ス右證明書ニハ本人ノ寫眞ヲ貼附シ取換ヲ不可能ナラシメル爲ニ移民委員之ニ署名シ官印ヲ押捺ス  
出願人ノ人相書及其ノ他ノ要項ハ「出國支那人原簿」ニ登錄シ書類及證明書ト同一ノ番號ヲ附シ第八條規定ノ寫眞一葉ヲ其ノ側ニ貼附ス

第十條

正當ニ上陸ヲ許可セラレ玖瑪國ニ定著セル支那商人ニシテ一時玖瑪ヲ去ラントスル者ハ乗船二十日以前ニ正副二通ノ願書ニ玖瑪上陸ノ際下付セラレタル書類ヲ添附シテ移民委員ニ提出スルヲ要ス且同時ニ移民委員ノ適當ト認メタル不動産所有者二名カ當人ノ出願人ニ相違ナキコトヲ宣誓スルヲ必要トス

第十一條

當共和國領域内ニ入ルコトヲ得ル支那人ハ只「ハヅァナ」港ヨリ上陸スルヲ要シ支那其ノ他外國政府ノ外交官領事官ニシテ職務上旅行スル者又ハ移民委員發給ノ證明書ヲ得タル除外例ニ屬スル者ヲ除キ他港ヨリノ上陸ハ之ヲ嚴禁ス

第十二條

船舶ニ雇傭セラレタル支那人ハ除外例中ノ者ト看做サス日雇人トシテ其ノ上陸ヲ禁止ス若玖瑪國ノ港ニ入港セル船舶ニシテ船長カ其ノ雇傭セル支那人ノ上陸ヲ企テ又ハ上陸ヲ許ス者ハ移民法第七條ニ從ヒ時宜ノ手續ヲ取ル爲之ヲ裁判官ニ報告ス

第十三條



除外例中ニ該當スルモノトシテ玖瑪上陸ヲ許可セラレタル支那人ニシテ其ノ上陸後手續ニ不正ノ廉アリ且上陸許可ノ條件タル商業上必要程度ヲ超エテ手工又ハ筋肉勞働ニ從事シタル者及其ノ他玖瑪滞在カ違法ト看做サルル者ハ抑留シテ懲治判事ノ面前ニ於テ本人ノ照合ヲナシ玖瑪滞在ノ權利ナキ事ヲ確メタル後國庫ノ負擔ヲ以テ本國ヘ送還ス此ノ場合該本人ヲ渡來セシメタル者又ハ其ノ渡來及上陸ニ助力シタル者ハ其ノ調査及送還ニ依テ生スル費用ニツキ政府ニ對シ責任ヲ負フ

第十四條

支那人移入禁止ニ關スル前記各規定ハ移民法第八條規定ニ從ヒ全支那國民ニ及フヘキモノトス

第十五條

本令ノ規定ニ背馳スル各命令及各廻狀ハ之ヲ廢棄ス

大正十五年十一月十一日

大統領 エメ・ヘー・メノカール  
大藏大臣 レオバルド カンシオ

行政部農商勞務省

玖瑪共和國大統領「エメ・ヘー・メノカール」ハ議會ノ協贊ヲ經左ノ法律ヲ批准公布ス

第一條

本年四月七日附命令ヲ以テ宣言セラレタル戰時狀態終了後二年間ハ如何ナル勞働者ト雖モ適法ニシテ決シテ公衆ノ扶助ヲ受ケサル旨ノ保證ヲ爲ス者ハ移住ヲ許可セラル但シ之等移民ハ國內衛生ノ脅威タラサルコトヲ要シ若然ルトキハ之ヲ送還ス前期間經過後ハ行政部ハ本法保護ノ下ニ入國セル全移民ヲ玖瑪領域外ニ出ス規定ヲ設クルコトヲ得

本法ニ依リ玖瑪ニ入國スル移民ハ入國ニ際シ移民局ニ於テ指紋法ニ依リ本人タルノ識別照合ヲ受ケテ記録セラレ犯罪ヲ犯シ又犯罪ニヨリ處罰セラレタル移民ハ玖瑪裁判所ニ於テ科スル刑ノ滿了後本國ニ送還セララル

第二條

本法ニ依リ入國ヲ許可セララルル移民ハ次ノ諸項ヲ具備スルヲ要ス



(イ) 本國又ハ出發地ニ於テ農工業ノ勞働ニ從事シタルコトヲ立證スルコト

(ロ) 政府ニ對シテノ責任ヲ負フ可キ者ヲ出シ又ハ其ノ方法ヲ講スルコト

一、移民罹病ノ場合ニハ衛生法規ニ依リ之カ治療看護ヲナスコト

二、埋葬ノ費用ヲ支拂フコト

三、移民カ勞働ニ堪ヘサルニ至リ又ハ失職ノ爲公衆ノ扶助ヲ受クルニ至リタル場合之ヲ送還スルコト

第三條

本法規定ニ依リ移民ノ誘入ヲ爲スニ當リ法定ノ責任ヲ負フヘキ旨保證シタル者若請求スルモ完全ニ其ノ保證ヲ果ササル場合ニハ政府ハ強制執行ニ依リ必要ナル諸費用ヲ取立ツヘシ

第四條

千九百二十年五月十五日軍令第一五五號引照移民法第三條乃至第八條規定中本法ニ抵觸スルモノ竝命令廻狀ニシテ本規定ニ背馳スルモノハ一時其ノ適用ヲ中止ス但シ千九百二十年五月十五日軍令第一五五號中農工業勞働者ニ非サル勞働者ヲ玖瑪國領域内ニ入國セシムルコトハ本法ニ依リ中止セラレタルモノト看做サス

第五條

本法實施ヨリ起算シ三十日後玖瑪ニ到着セル男子移民ハ婦人用品ノ店舖例ヘハ絹物商、コルセツト、商、扇商、衣服商、帽子商ノ雇人トナリ又ハ婦人ニヨリテ容易ニ且上品ニ爲シ得ル勞働例ヘハ藥局、婦人用毛皮店、書籍店、書記、「タイピスト」、出札人、電話交換手其他ノ職ニ就クコトヲ得ス行政部ハ近ク命令ヲ以テ婦人ノ爲ニ保留セラルヘキ職業ト其ノ割當ヲ決定スヘシ

本條ニ違反スル雇主或ハ支配人及職工、被雇人、勞役夫ハ一「ペソ」以上三十「ペソ」以下ノ罰金ニ處ス

再犯ノ場合ハ其ノ罰金ヲ倍加シ且懲治裁判所ニ移管シテ三日以上十日以下ノ拘留ニ處スヘシ

第六條

行政部ハ本法施行ノ爲必要ナル法規ヲ制定スヘシ

第七條

本法ハ官報掲載發布ノ翌日ヨリ效力ヲ生ス

千九百十七年八月三日







多數ノ農場主、植民團ハ當該官憲並契約當事者ノ權利義務ヲ確保シ且將來我カ國ニ渡來スル自由移民獎勵ノ目的ヲ以テ移民招致ニ利便ヲ與ヘラレタシト政府ニ請願セリ

勞務契約ハ我カ國ニ於テハ民法第六編第一章第三條ニ於テ認可確認セラレ且本年八月三日附法律ヲ以テ契約移民上陸禁止モ解除セラレ其ノ結果相互的契約ノ確實ナル履行ヲ期スル爲個人ニ依テ招致セラレタル移民ノ從事スヘキ農工業勞働ノ性質ニ鑑ミ之ヲ律スヘキ細則ヲ定ムルコト最モ必要ナルヘシ

依テ今回農商務大臣ノ提案ニ基キ憲法第六十八條ノ附與スル權限ヲ以テ左ノ規則ヲ認可ス

第一條

農工業勞働ノ爲ニ玖瑪ニ勞働者ヲ招致セントスル個人、會社等ハ誘入セントスル移民數、其ノ國籍、出發地、上陸港ヲ明記シテ千九百十七年八月三日附法律第二條第二項及機宜ニ應シテ同法第一條規定ノ義務ヲ負フヘキコトヲ約シテ農商務省ニ出願スヘシ  
右願書ニハ締結セル義務ノ履行ヲ保證スル爲ニ保證金ヲ添附スルヲ要ス右保證金ハ硬貨、玖瑪國公債又ハ玖瑪國內ニ正規ニ設立セラレタル保證金會社ノ證券ヲ以テスルコトヲ得而シテ其ノ金額ハ左ノ如シ

一、北米合衆國、中央亞米利加、「アンチリアス」及「バアマ」、歐羅巴「カナリヤ」諸島等ヨリノ移民ハ各人金五弗

一、日本人、日本及ヒ太平洋島嶼ヨリノ移民ハ金二十五弗

一、支那移民ハ五十弗

一、前記以外諸國ヨリノ移民ニ對スル保證金ハ農商務大臣隨時之ヲ定ム

此ノ保證繼續ノ期間ハ移民ト締結セル契約期間ト同一ニシテ且第十九條規定ニ違反セサルコト

第二條

農商務省ハ右許可スルニ際シ許可條件ヲ明カニ大藏省ニ通告シ大藏省ハ之ヲ移民委員ニ通知ス

第三條

入國許可ヲ受ケントスル移民ハ居住國官憲ノ發給ニカカリ同國內又ハ最近接地駐劄ノ玖瑪外交官又ハ領事官ニ依リ査證ヲ受ケタル證明書ヲ以テ本人カ其ノ本國又ハ出發地ニ於テ農工業勞働ニ從事シタル事ヲ立證スルヲ要ス若移民カ前記證明書ヲ携帯セサル場合ニハ移民委員カ當人ノ宣誓ニヨリ其ノ體格上ヨリ見テ其ノ陳述ヲ眞實ト認メタル時ハ之ヲ許可ス

第四條



個人、會社其ノ他ノ者カ他ノ個人、會社其ノ他ノ爲ニ農工業勞働ニ從事セシムル目的ヲ以テ移民ヲ渡來セシメントスルモノハ法規ニ從ヒ移民會社トシテ登記ヲ爲シ本法第一條ノ保證金以外ニ支那人以外ノ移民取扱ヲ爲ス場合ニハ一萬「ペソ」以上、支那移民ヲ取扱フ場合ニハ二萬五千「ペソ」以上ノ保證金ヲ納付スヘシ會社ハ其ノ提供ノ保證金ヲ以テ締結セル契約ノ實行及其ノ他ノ義務ニ對スル責ニ任ス

第五條

前條規定ノ許可ヲ得サル個人、會社ハ移民誘入取扱ヲナスコトヲ得ス之カ違反者ハ移入ヲ企テタル移民一名ニ付五十「ペソ」、再犯ノ場合ニハ一名ニ付五百「ペソ」ノ罰金ニ處ス

第六條

千九百十七年八月三日附法律及本法保護ノ下ニ入國許可セラルル勞働者ハ「ハヴァナ」或ハ「サンチャゴ・デ・クローバ」以テ西港ヨリ上陸スヘク他港ヨリノ上陸ハ豫メ之カ許可ヲ出願スヘシ而シテ之カ上陸ニ因テ生スル諸費用ハ出願人タル個人或ハ會社ニ於テ支辨スル爲相當ノ保證金ヲ提供スヘシ

第七條

保證セラレタル者ト雖千九百二十年軍令第一五五號引照移民法第一條ノ禁止者中ニ屬スル者ハ上陸スルヲ許サス而シテ此ノ場合該船舶ノ船長、船主、船會社代理人、移民引取人ニ對シテハ右禁止者ニ關スル法律及其ノ細則ヲ適用ス

第八條

千九百十七年八月三日附法律ニ依テ玖瑪ニ渡來スル勞働者ハ移民局ニ於テ指紋識別法ニ依リテ検査ヲ受ケ且登錄セラル、指紋票及帳簿ニハ千九百十四年三月二十三日附衛生保安省令第三〇二號ノ規定ニ從ヒ各條件ヲ完全ニ記入スヘシ指紋票ハ各三通作成シ一ハ移民局ニ一ハ中央指紋識別所ニ他ノ一通ハ移民ヲ招致セル個人或ハ會社ニ交付ス

第九條

指紋識別ハ兩手ノ指ノ平面ヲ印ス但シ必要ノ場合ハ千九百十四年衛生保安省令第三〇二號規定ノ形式ニ依ル

第十條



移民委員ニ依テ入國ヲ拒絕セラレタル者ハ大藏大臣ニ訴願シ得ヘク大藏大臣ハ法規ニ從ヒ最後ノ決定ヲナス

第十一條

千九百十七年八月三日附法律ニ依リテ入國スル移民ハ十六歳以上五十歳以下タルヘシ但シ家族移民トシテ來ル者ノ直系尊屬及直系卑屬ニシテ公衆ノ迷惑トナル虞ナキ者ハ此ノ限ニ在ラス而シテ之ヲ移入セシメタル個人或ハ會社ハ之等ノ者ニ對スル保證金ヲ納付スヘキモノトス

第十二條

第九條規定ノ事務執行ノ爲ニハ「ハヴァナ」及「サンチャゴ・デ・クローバ」ノ移民局内ニ局長監督ノ下ニ指紋識別所ヲ設置ス

第十三條

農商勞務省ハ千九百十七年八月三日法律第五條規定ヲ完全ニ勵行スル爲ニ適當ナル細則ヲ發布シ以テ同法記載ノ原因ニヨリ又ハ同法規定ノ期間經過ニヨリ行政部カ國外退去ヲ命スル時移民ヲ其ノ本國又ハ出發地ヘ送還スル手續ヲ定ムヘシ移民局ハ之カ爲ニ必要ナル各般ノ報告ヲ同省宛廻付スヘシ

第十四條

千九百十七年八月三日附法律第五條遂行ノ爲ニ移民局ハ大藏省ヲ經テ農商勞務大臣ニ翌月五日迄ニ前月中入國許可セラレタル男子移民ノ報告書ヲ送付スヘシ該報告ニハ各人ノ人相書及之ニ對シ責任ヲ有スル個人ノ姓名又ハ會社ノ名稱若ハ商號ヲモ併セ報告スヘシ右報告ハ正則ニ通作成シ大藏省ニ送達スヘシ移民委員ハ之カ擔任ノ職員ヲ任命ス

第十五條

移民誘入ニ際シ個人又ハ會社カ其ノ締結セル義務ノ履行ヲ爲ササル場合ニハ農商勞務省ハ其ノ責任額ヲ大藏省ニ報告シ強制執行ノ方法ヲ以テ之カ徵收ヲ爲サシム

第十六條

千九百十七年八月三日附法律及本細則ニ依リ入國ヲ許可セラレタル移民カ許可セラレタル勞役以外ノ商業工業其ノ他ノ職業ニ從事シテ法規ニ違反セル事實アルヲ知ルヤ農商勞務省ハ之ヲ誘入シタル個人又ハ會社ノ提供セル保證金ヲ以テ直ニ本人送還ノ處置ヲナスヘシ該移民ヲ招致セル者自己ノ便宜上移民送還ノ必要ヲ認メ行政部ニ於テ之カ認可ヲ與フル場合亦同シ但シ本規則第二十四



條ニ抵觸セサルコトヲ要ス

第十七條

移民法及本細則ニ依リ玖瑪ニ上陸セル移民ハ招致者タル個人又ハ會社ト締結シタル契約ヲ實行スル義務ヲ有シ若シ之カ不履行ノ場合ニハ十「ペソ」以上三十「ペソ」以下ノ罰金ニ處ス再犯ノ場合ニハ右個人又ハ會社ノ申請ニ依リ其ノ負擔ヲ以テ本國へ送還ス但シ他ノ個人又ハ會社カ前記ノ個人又ハ會社ト契約ノ上前招致者ト同一ノ責務ヲ負ヒ之ヲ自己ノ労働者トシテ雇用スル場合ハ本條ヲ適用セス前契約者ノ提供セル保證金ハ新責任者ノ保證金提出ト同時ニ解除セラルヘシ

第十八條

前記理由ノ外ニ移民ハ左ノ場合移民招致者ノ費用ヲ以テ本國へ送還セラル

一、移民ト招致者トノ同意協定ノ場合

二、移民カ契約者タル個人又ハ會社側ニ於テ契約條項ヲ守ラサルコトヲ申立テタル場合

第十九條

第三條規定ノ保證金ハ本國へ送還セラレタル移民カ確實ニ本國ニ上陸シタル旨同國駐在ノ玖瑪領事官カ證明書ヲ以テ立證スル時確實ニ解除セラル其ノ上陸地ニ玖瑪領事駐在セサル時ハ其ノ近接

地ニ在ル領事ノ發給スル證明書ニ依ル

移民死亡ノ場合移民法第二條第二項(イ)(ロ)規定ノ義務ヲ履行シタル事ヲ立證シタル場合及同法

第五條ノ期間經過後行政部カ入國許可者ノ國外退去ニ付異議ヲ有セス全ク上陸シタルモノト宣告セシ場合ハ提供ノ保證金ヲ解除ス

第二十條

十四歳以下ノ幼年移民ハ移民法及本細則ニ依テ上陸ヲ許可セラレス但シ幼年移民ニ關スル大藏省制定ノ現行規定ノ條件ヲ具備セサルモ第二條規定ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條

移民法及本細則規定ニ依リ入國ヲ許可セラレタル移民ノ從事シ得ヘキ工業勞役ハ直接農業ニ關係アル製糖業「アルコール」、「ブランドー」釀造業ニ關スルモノ及之ト類似ノ製造業トス

第二十二條

千九百十七年八月三日附法律第四條規定ニ從ヒ千九百二十年五月十五日軍令第一五五號引照移民法第七條第八條及同施行細則、千九百十五年大藏省令第一五二二號及前記法規以前ニ發布セラレタル廻狀、法律、省令ニシテ相互ニ抵觸セサルモノハ總テ有效トス其ノ結果トシテ農工業労働者ニ非



ラサル支那人ノ玖瑪入國ハ許可セラレス但シ前記規定中ニ除外セラレタル場合ハ此ノ限ニ在ラス  
指紋識別所設立維持費其他千九百十七年八月三日附法律遂行上必要ナル官署ノ設立維持ノ費用ハ  
農商勞務省所管豫算單行命令第七章ノ計上額中ヨリ二萬「ペソ」ヲ支出ス但シ必要ノ場合之ヲ増額  
スルヲ妨ケス

第二十四條

移民招致ノ個人又ハ會社ト移民トノ契約及移民ト其ノ雇傭主トノ契約ノ實行ニ關シテハ次ノ諸項  
ヲ嚴格ニ適用ス

一、個人又ハ會社其ノ他ノ者カ契約ニ違反スル場合ニハ「ペソ」以上三十「ペソ」以下ノ罰金ニ  
處シ再犯ノ場合ニハ契約ヲ無効トシ移民ノ請求アラハ右違反者ノ負擔トシテ本人ヲ本國へ送  
還セシム

一、移民側ノ契約違反ニ對シテハ「ペソ」以上三十「ペソ」以下ノ罰金ニ處シ再犯ノ場合ニハ直  
ニ之ヲ送還セシム

第二十五條

玖瑪ニ移民ヲ渡來セシメタル個人、會社又ハ其ノ他ノ者ト移民トノ間ニ生スル權利義務ノ取得解  
釋履行ニ關スル諸問題ハ之ニ關スル書類記録ニ依リ農商勞務大臣之ヲ處置ス處罰規定適用ノ場合  
ニハ之ヲ懲治裁判所ニ移スモ之カ爲同省ノ決定ノ遂行ヲ阻害スルコトナク民權ヲ尊重シ適法ノ措  
置ヲナス

移民法及本細則違反ハ當該懲治裁判所及當市ニテ之カ事件ヲ取扱フ

第二十六條

移民ヲシテ契約ヲ履行セシメサラントスル手段方法ヲ講シタル者ハ何人タルヲ問ハス「ペソ」以  
上三十「ペソ」以下ノ罰金ニ處ス再犯ノ場合ニハ三日以上十日以下ノ拘留ニ處ス尙之カ爲契約不履  
行ヲ來シタル場合ニハ本細則規定ニ依リ處斷ス

第二十七條

移民カ勞役ニ従事スル工場、鑛山其ノ他ニ於テ現行保健衛生ニ關スル諸規定ノ周到ナル實行ニ關  
シテハ其ノ經營者ニ於テ當該衛生官吏ノ許諾ヲ得テ其ノ雇員ヲ以テ之ニ従事セシムヘシ  
前記事務ニ従事スル雇員ハ之ヲ任命セル會社企業者ノ地區内ニ於ケル地方衛生官ノ補助員ト認メ  
常ニ之カ監督ヲ受ク







大正十八年六月十日  
 本署派員申請  
 尋列事將以一時並發附註し、殊為貴官より大端大引開すへ一時並發す可也  
 關之支派支取より、務録を要す、其合へ小官より務録を付し、殊に殊に大端大引開す  
 「本國支取、開合ニ附し、今回于大正十五年大端開合第一五三二號第四附録に、暫時書務録は  
 「當市探險支派共保國利和升照公助へ法民式日附書簡第十四號より、當書一式、派申録  
 大端大引開す  
 「ハヤ、ヤ」市ニマ  
 大端大引開す  
 「ハヤ、ヤ」市ニマ  
 大端大引開す  
 「ハヤ、ヤ」市ニマ



大正十八年六月 (條約改正調査報告 第十七號ノ十)

# 中南米諸國移民法規

十、「ウルグアイ」共和國植民法令

外務省臨時調査部

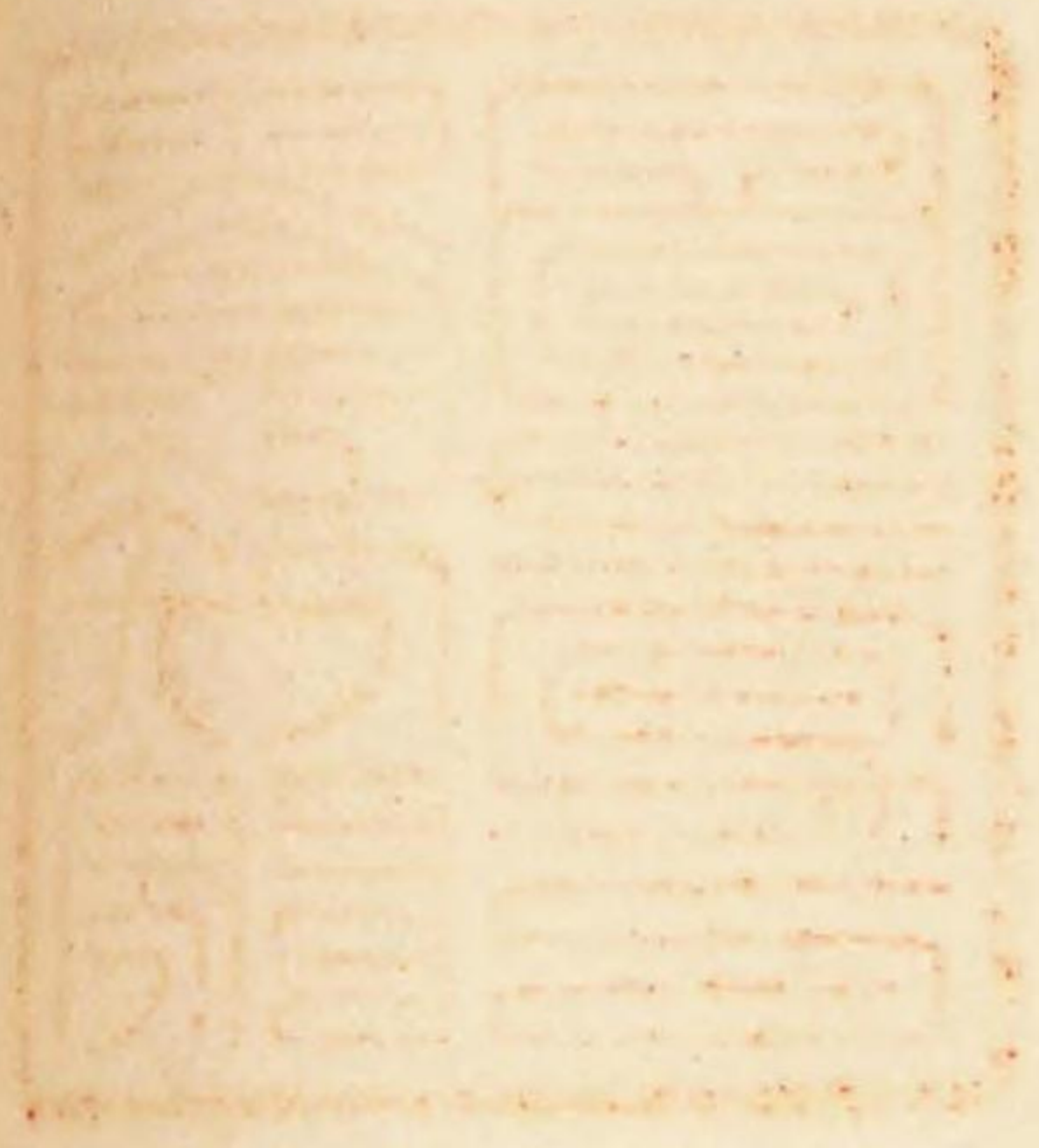


貴族院  
函  
号  
冊

「ウ  
ル  
グ  
ァ  
イ」  
共  
和  
國  
植  
民  
法  
令



「大正」共和國植民法令



「大正」共和國植民法令

目次

法 (千八百八十年十一月十八日附) ..... 一

一、植民法施行細則 (千八百八十一年六月三十日附) ..... 七

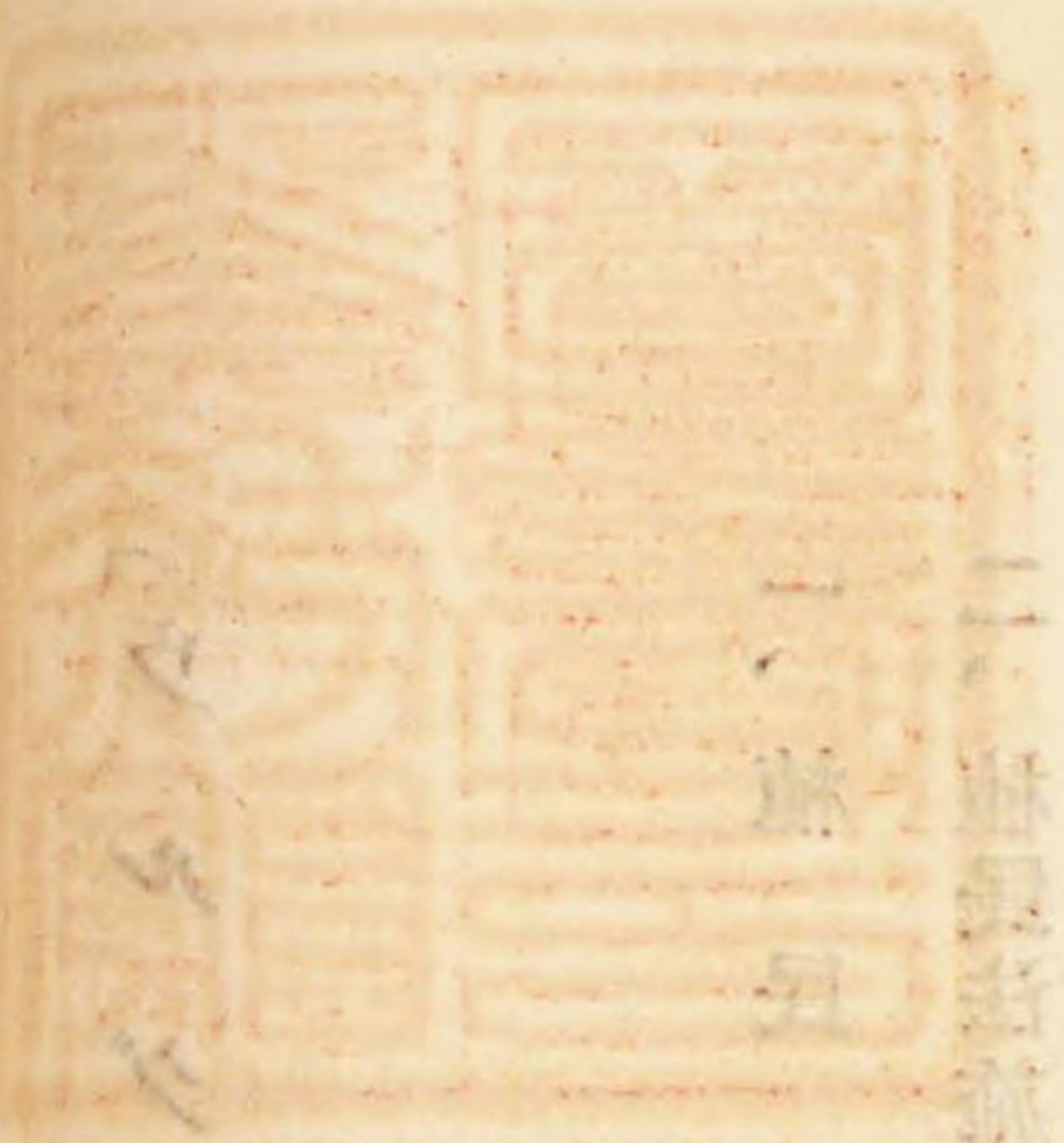
二、農業植民地建設ニ關スル大統領令 (千八百八十二年十一月二十五日附) ..... 一五

三、植民獎勵ノ爲課稅免除ノ法律 (千八百八十九年十月四日附) ..... 一九

四、同上細則 (千八百九十年六月十七日附) ..... 二三







河東共和國臨時政府令

目次

- 一 正 同土職限 (千八百八十一年六月十日)..... 一三
- 二 正 同土職限 (千八百八十一年六月十日)..... 一三
- 三 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 四 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 五 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 六 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 七 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 八 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 九 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 一〇 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 一一 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 一二 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 一三 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 一四 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 一五 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 一六 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 一七 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 一八 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 一九 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 二〇 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 二一 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 二二 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 二三 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 二四 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 二五 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 二六 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 二七 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 二八 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 二九 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 三〇 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 三一 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 三二 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 三三 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 三四 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 三五 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 三六 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 三七 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 三八 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 三九 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 四〇 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 四一 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 四二 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 四三 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 四四 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 四五 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 四六 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 四七 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 四八 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 四九 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 五〇 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 五一 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 五二 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 五三 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 五四 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 五五 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 五六 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 五七 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 五八 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 五九 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 六〇 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 六一 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 六二 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 六三 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 六四 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 六五 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 六六 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 六七 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 六八 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 六九 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 七〇 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 七一 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 七二 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 七三 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 七四 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 七五 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 七六 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 七七 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 七八 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 七九 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 八〇 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 八一 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 八二 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 八三 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 八四 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 八五 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 八六 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 八七 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 八八 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 八九 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 九〇 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 九一 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 九二 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 九三 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 九四 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 九五 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 九六 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 九七 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 九八 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 九九 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四
- 一〇〇 農業獎勵法 (千八百八十一年六月十日)..... 一四



イ 共和國植民法令

植民法

河東共和國上院及下院ハ其ノ聯合協議會ニ於テ左ノ法律ヲ公布ス其ノ施行期日ハ其ノ法律ニ依リテ定ムルコトナリ

第一章 第一條 植民企業ヲ計畫シ、促進シ、又ハ補助シ、若ハ本法規定ノ條件ノ下ニ個人ノ企業ヲ誘掖スル等其ノ何レタルヲ問ハス農業獎勵ニ關シテハ其ノ權限ヲ行政部ニ附與ス而シテ後ノ場合ニ在リテハ之ニ要シタル金額ハ行政部ニ回收セラルヘキモノトス

第二章 第二條 行政部ノ企畫シ又ハ補助スル植民地ハ可航河川又ハ鐵道線、町村及交通頻繁ナル國道附近ニ在リテ豫メ農學者ニヨリテ耕作ニ有利ナルコトヲ認メラレタル耕作地ニ於テ建設セラルヘシ

第三章 第三條 前記植民地ハ行政部カ有利ナル條件ノ下ニ收得シ得ヘキ土地、國有ト認メラル土地、農業法第...



八百八條ノ嚴正ナル適用ヲ以テ其ノ處分自由トナレル土地ニ於テ建設スルコトヲ得、而シテ總テノ場合ニ於テ植民地及耕作地建設前豫メ第三者ノ異議ノ申立ヲ考慮ノ上公益收用ノ手續ヲ遂行スヘシ  
民法第四百四十六條ニ規定スル前記手續ハ土地回收上ノ總テノ事故ニ對シ土地所有者タル植民ヲ保障スヘシ但シ爾後土地ニ關スル私人ノ占有權ヲ許容スルコトヲ妨ケス

第四條

本法ノ實施ニ充當シタル土地ノ收用手續完了シタルトキハ引續キ該地ノ適法ナル測量及其ノ分割ヲ爲スヘク之カ作業ニハ現存水路ヲ其ノ基礎ト爲スヘシ  
出來得ル限リ多數ノ水路ヲ具備シタル耕地分割カ公共工事總務局ニ依リ認可セラレタルトキハ境界標ノ設定位置ヲ正確ニ決定シ且分割ノ重要地點ニ壞滅シ難キ標識ヲ建設シテ其ノ境界設定ヲ爲スヘシ

第五條

共和國內ニ現住スル家族ニシテ資金ノ缺乏スル者職業上ノ理由又ハ田野ノ狹隘ノ爲メ窮乏シ且勞働ナキ者ヲ優先植民トシテ歡迎スルハ本法ニ依ル植民局ノ義務トス

第六條

行政部ト協定ノ上植民局カ決定スル價格及其ノ支拂期日ニ於テ或ル猶豫期間ノ後、耕作勞働ニ適シタル住民ニ對シ、該住民カ自ら適當ナル者ノ指揮ノ下ニ農業勞働ニ從ヒタル耕地ノ所有權ヲ讓渡スヘシ、而シテ該住民カ之等ノ要件ヲ充タシタルトキハ農業地所有權ヲ保證スル地券ヲ交付セラルヘシ

第七條

第六條ノ條件ヲ充タサスシテ拋棄シタル土地ハ他ノ住民ニ給與セラレ該植民ハ土地ニ對スル總テノ權利ヲ喪失ス第六條ノ要件ヲ履行シタル後地主カ該地ニ加ヘタル改修ヲ消失セシメ之ヲ牧場ノ創始狀態ニ復歸セシメテ事實上之ヲ拋棄シタルトキハ該地ハ本法ノ目的ノ爲收用スルコトヲ得

第八條

行政會議ハ命令ヲ公布シ讓渡ニ付表明セル條件ヲ履行セサル一切ノ空地及耕地ヲ國家ニ復歸セシムル目的ヲ以テ占有證券又ハ所有地券ヲ提出セシムル爲總テノ占有者ニ通告スヘシ

第九條

一牧畜區ニ於テ二十家族カ耕作ノ爲土地ヲ請願スル場合ニ於テ行政部又ハ行政部ノ許可ヲ得タル



行政會議ハ第二條ノ條件ニ從ヒ其ノ必要ナル土地ヲ收得スルコトヲ得、但シ右牧畜區内ニ此ノ目的ノ爲ノ國有地カ存在セサルトキニ限ル

若シ家族ノ數カ百ヲ超エ前項ノ條件ニ於ケル土地ヲ得サルトキハ一般收用法ノ手續ヲ以テ植民地建設ノ爲ニ必要ナル土地收用ヲ實施スルコトヲ得

第十條

本法ノ一般目的ノ爲行政部ハ關係法第二百九十七條ニ從ヒ租稅收入ノ中ヨリ二十萬「ペソ」ノ金額ヲ限度トシテ使用スルコトヲ得

第十一條

行政部ハ本法ノ細則ヲ定メ其ノ施行ニ關シ必要ニ應シテ報告スヘシ

第十二條

本法ヲ達示シ、公布シ且登錄簿ニ記入スヘシ

千八百八十年十一月十八日  
「モンテヴィデオ」市下院議事堂ニ於テ

プス タ マンテ (副大統領)  
ホセ ルイス ミサグリア (秘書官)